

平成 30 年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出
に関する財務事務の執行について

枚方市包括外部監査人

公認会計士 里見 優

目 次

第1 包括外部監査の概要	9
1. 監査の種類	9
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	9
（1）監査の対象	9
（2）監査対象期間	9
3. 監査対象	9
4. 監査の実施期間	9
5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	9
6. 監査の実施者	11
7. 利害関係	11
8. 指摘事項の記載方法	12
（1）「監査の結果」と「意見」	12
（2）表記の方法	13
第2 監査の対象	14
1. 枚方市が置かれている産業等の現状について	14
（1）枚方市の産業の状況	14
（2）枚方市の産業と近隣中核市との比較	18
2. 枚方市の産業施策	28
（1）枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略	28
（2）第5次枚方市総合計画	30
3. 監査の対象	32
（1）監査対象の一覧	32
（2）監査対象と基本目標1の関係図	34
第3 監査の実施方法	35
1. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））	35
（1）業務委託方式の事業	35
（2）補助金・負担金・分担金方式の事業	37
（3）実行委員会方式を含む、任意団体の事業	37
（4）事業評価	38
（5）外郭団体等について、平成25年度の包括外部監査の措置状況等	38
（6）その他歳入歳出	38
2. 監査手続	39

(1) 予備調査	39
(2) 本調査	39
第4 監査の結果	40
1. 総合政策部	40
(1) 部の役割及び枚方市の政策について	40
① 総合政策部の役割について	40
② 枚方市の行政経営システムと施策評価について	41
(2) 施策評価全般について	47
(3) 補助金の見直しについて	48
(4) 市内大学連携・交流事業	52
① 事業の概要	52
② 学園都市ひらかた推進協議会	52
2. 財務部	56
(1) 部の役割及び枚方市の政策について	56
① 財務部の役割について	56
② 枚方市の財政状況の現状について	58
③ 枚方市の財政状況の課題について	58
(2) ふるさと納税について	59
① ふるさと納税の状況について（全国）	59
② ふるさと納税の課題について	60
③ 事業の概要	60
3. 産業文化部	65
(1) 部の役割及び枚方市の政策について	65
① 産業文化部の役割について	65
② 枚方市産業振興基本条例について	67
③ 枚方市の産業の現状について	69
④ 枚方市の産業の課題について	85
⑤ 枚方市の雇用状況について	86
⑥ 枚方市の雇用の課題について	89
(2) 各事業に横断的に関わる事項	89
① 課題事項の内容	89
(3) 地域産業基盤強化事業	90
① 事業の概要	90
② 枚方市産業振興基本条例との関係について	90
③ 補助金の執行について	91
④ 行政評価について	94

(4)	中小企業経営安定化支援事業	95
①	事業の概要	95
②	枚方市産業振興基本条例との関係について	96
③	委託事業について	97
④	補助金の執行について	100
⑤	行政評価について	107
(5)	創業支援事業	108
①	事業の概要	108
②	枚方市産業振興基本条例との関係について	109
③	委託事業について	109
④	補助金の執行について	110
⑤	行政評価について	112
(6)	枚方市産業活性化支援事業	113
①	事業の概要	113
②	枚方市産業振興基本条例との関係について	113
③	委託事業について	115
④	補助金の執行について	116
(7)	枚方市商店街等活性化促進事業	119
①	事業の概要	119
②	枚方市産業振興基本条例との関係について	120
③	補助金の執行について	120
(8)	雇用対策・就労支援事業	130
①	事業の概要	130
②	雇用対策に関する取り組み	130
③	就労支援に関する取り組み	132
(9)	市内企業若者雇用促進事業	136
①	事業の概要	136
②	雇用対策に関する取り組み	137
③	委託事業について	137
(10)	枚方市駅周辺賑わい創出事業	138
①	事業の概要	138
②	枚方市産業振興基本条例との関係について	139
③	実施事業について	139
④	行政評価について	140
(11)	観光資源発信事業	143
①	事業の概要	143

②	枚方市産業振興基本条例との関係について	144
③	委託事業について	144
④	補助金の執行について	147
4.	福祉部	154
(1)	部の役割及び枚方市の政策について	154
①	福祉部の役割について	154
②	枚方市の福祉の現状と課題について	156
(2)	障害者就労支援事業	157
①	事業の概要	157
②	枚方市障害福祉計画との関係について	157
③	委託事業について	158
(3)	生活保護受給者等就労支援事業	159
①	事業の概要	159
②	生活保護法及び生活困窮者自立支援法との関係について	159
③	委託事業について	160
5.	環境部	163
(1)	部の役割及び枚方市の政策について	163
①	環境部の役割について	163
②	枚方市の環境の現状について	166
③	枚方市の環境の課題について	167
(2)	空き家・空き地対策推進事業	167
①	事業の概要	167
②	空家等対策の推進に関する特別措置法及び枚方市空家等及び空き地等の対策 に関する条例との関係について	168
③	監査の視点について	169
6.	都市整備部	173
(1)	部の役割及び枚方市の政策について	173
①	都市整備部の役割について	173
②	枚方市の都市整備の現状について	176
③	枚方市の都市整備の課題について	177
(2)	住宅・建築物耐震化促進補助事業	177
①	事業の概要	177
②	耐震改修促進計画（第Ⅱ期）について	177
③	補助金の執行について	178
(3)	三世代家族・定住促進事業	183
①	事業の概要	183

② 補助金の執行について	183
(4) 空き家・空き地対策推進事業	185
① 事業の概要	185
(5) 土地区画整理事業支援事業	186
① 事業の概要	186
② 土地区画整理法との関係について	186
③ 支援事業の執行について	189
7. 土木部	190
(1) 部の役割及び枚方市の政策について	190
① 土木部の役割について	190
② 枚方市の交通環境の現状について	192
③ 枚方市の交通環境の課題について	193
(2) 道路施設維持管理事業及び主要道路修繕事業	193
① 事業の概要	193
② 道路施設維持管理事業について	194
③ 主要道路修繕事業について	197
(3) 自転車通行空間・歩行空間整備事業	199
① 事業の概要	199
② 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの関係について	199
③ 自転車通行空間・歩行空間整備について	200
(4) 新名神高速道路等整備事業	201
① 事業の概要	201
② 事業の内容について	202
(5) 牧野高槻線等整備事業	202
① 事業の概要	202
② 事業の内容について	202
(6) 交通安全啓発事業	203
① 事業の概要	203
② 事業の内容について	203
(7) 公共交通環境整備事業	206
① 事業の概要	206
② 事業の内容について	206
(8) 公共交通利用促進啓発事業	208
① 事業の概要	208
② 事業の内容について	208
最後に	210

金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。
報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務の執行について」

（2）監査対象期間

原則として平成29年度

ただし、必要に応じて過年度及び平成30年度の一部についても監査対象とした。

3. 監査対象

「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、基本目標の一つとされた、産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する事務等を所管する部署、具体的には、総合政策部、産業文化部を中心とする各所管部署

4. 監査の実施期間

平成30年7月3日より平成30年12月21日まで

5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

枚方市は、都市としての自主性・自立性を高め、市民福祉の最大化を図ることを目的として、平成26年4月に中核市へ移行した。中核市への移行と同時に、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の第10条の規定の趣旨に鑑みた、平成27年度から平成31年度までの5年間で集中的に行っていく施策をまとめた総合戦略で構成される「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、現在も取り組み

を進めているところである。「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目的は、端的には魅力的なまちを目指すというものである。

この総合戦略の3つの基本目標のうち、基本目標3については、平成19年、平成26年、平成28年の包括外部監査で繰り返し、特定の事件（監査対象のテーマ）として取り上げられているものと関連している。

- 基本目標1 産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める
- 基本目標2 安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える
- 基本目標3 市民の健康増進や地域医療の充実を図る

また、枚方市は平成30年4月に「枚方市シティプロモーション推進事業者選定審査会」を立ち上げ、枚方市の最重要課題である定住促進、人口誘導による人口減対策へ寄与させることを目標とするシティプロモーションを、これまで以上に積極的に推進しようとしている。産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する事務と、シティプロモーションは実質的に重複する面があり、いままさに枚方市として全庁的なシティプロモーションを進めようとしている現状において、都市としての魅力に関連して産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する事務を特定の事件（監査対象のテーマ）として取り上げることが、将来シティプロモーションを進めていく上での役立ちもあるものと思慮した。

このような状況をふまえ、産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務の執行や手続が、法律・条例・規則に準拠して適切に実施されているか、また、その経済性、効率性及び有効性について検討することは現在また将来の市民にとって有意義であると考えられること、過去の包括外部監査の特定の事件（監査対象のテーマ）として選定されていないことなどから、特定の事件として選定した。

監査対象年度は平成29年度を基本とするが、平成29年度は「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の折り返し年度に当たることから、「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、魅力あるまちづくりが進められているかどうかを包括的に点検する時期として適していると考えた。

6. 監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	里見	優
補助者	公認会計士 システム監査技術者	濱田	善彦
		山田	亜樹
	公認会計士	岡田	健司
	公認会計士	芝崎	晃
	公認会計士 システム監査技術者	奥澤	望
		藤原	良樹
	公認会計士	平田	篤史
	公認会計士	綾木	彰吾
	公認会計士	吉田	壮志
	公認会計士試験合格者	橋本	なつき
	事務スタッフ	上原	裕美

7. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 指摘事項の記載方法

(1) 「監査の結果」と「意見」

包括外部監査は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査をするものである（地方自治法第252条の37第1項）。包括外部監査を実施するにあたっては、これらの事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないものとされている（地方自治法第252条の37第2項）。

そこで、地方自治法の規定並びに「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」（日本公認会計士協会、平成13年5月14日最終改正）3-3-2に従い、結論部分の記載において「監査の結果」（本文の表記上は単に「結果」と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	①合規性（準拠性） ¹ 、②3E（経済性・効率性・有効性） ² 、③公益性（公共性） ³ 、④公平性・透明性 ⁴ の観点から、是正・改善を求めるもの。
-------	---

¹ 合規性（準拠性）とは、事務が法令等にしがって適法に行われているかどうかをいう。包括外部監査の態様が、包括外部監査導入以前に監査委員が行ってきた地方自治法第199条第1項に定める財務に関する事務の執行の監査のうち同条第5項に定める随時監査に類することから、包括外部監査は合規性の観点をより重視して監査を実施するものである。

² 経済性とは、事務が経済的に行われ無駄がないかという視点をいう。効率性とは、事務が効率的に行われ生産性が高いかという視点をいう。有効性とは、事務が所期の目的を達成し効果を上げているかという視点をいう。本文に記載したとおり、包括外部監査を実施するにあたっては、包括外部監査対象団体の事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。そこで、地方自治法第2条第14項及び第15項に規定する経済性、効率性、有効性の観点にも重きをおいて監査を実施するものである。

³ 公益性（公共性）とは、対象事業に公益上の必要性はあるかという視点をいう。地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることと定められていることから、特に補助金にかかわる監査の視点として重要である。

⁴ 公平性とは、事務執行が公平になされているかという視点をいう。地方自治法上の根拠条文はないが、事業の対象が特定の市民・団体に偏重し長期化すれば、既得権益となるおそれがあるため、公平性に重きをおいて監査を実施するものである。透明性は、市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているかという視点である。地方自治法上の根拠条文はないが、地方自治体が説明責任を果たすという観点から透明性もまた監査の視点として求められるものである。

意見	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、枚方市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。
----	---

(2) 表記の方法

「監査の結果」と「意見」を特に端的に表現している箇所に対して下線を引いた。また、結論部分の末尾には、()で「結果」(監査の結果)若しくは「意見」と明示した上で、通番を付し、事後的に措置状況を検証しやすいようにした。

第2 監査の対象

1. 枚方市が置かれている産業等の現状について

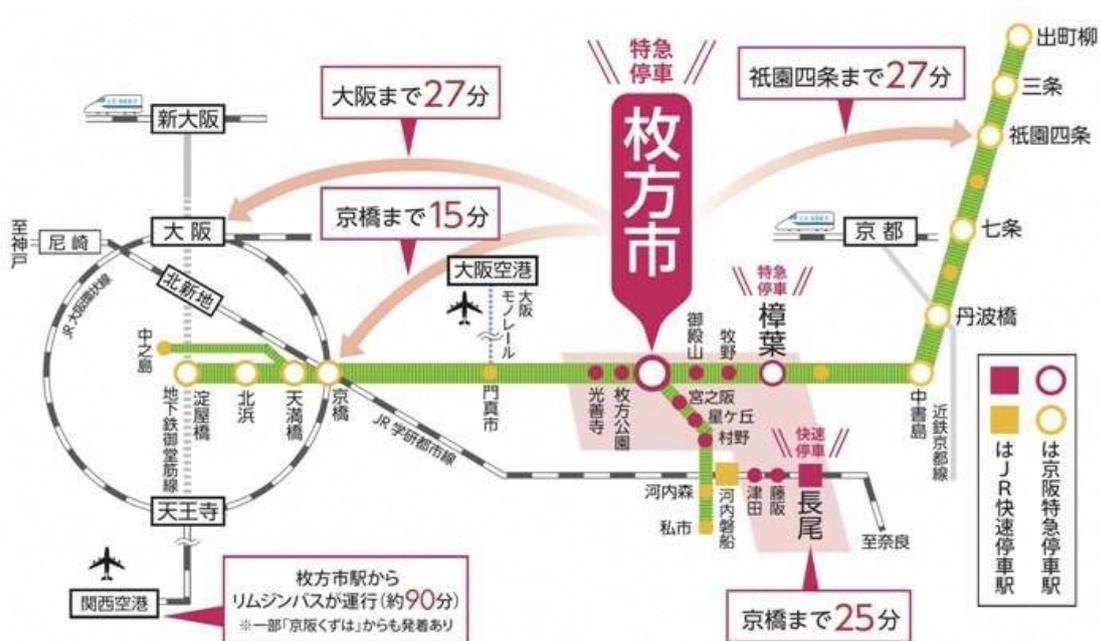
(1) 枚方市の産業の状況

① 枚方市の立地と交通網

大阪と京都の間に位置し、古くから淀川の水運に恵まれた枚方は、宿場町として、また舟運の中継地として賑わいをみせ、その後、明治43年に京阪電車の最初の路線として大阪・天満橋～京都・五条（現・清水五条）間が開業し、郊外型住宅地として発展してきた。昭和30年代には東洋一といわれた香里団地の建設をはじめ、大阪のベッドタウンとして昭和40年代、昭和50年代にかけて人口が急増した。

現在では、枚方市内には南北に京阪電車及びJRの2つの鉄道が走っており、郊外型住宅地として大阪、京都への通勤にも便利な交通網を有している。

【枚方市の公共交通の利便性】



(出典) 枚方市定住促進HP

② 工業の発展と7つの企業団地

明治後期に工業化の第一歩を踏み出した枚方は繊維工業を中心に発展したが、その後、様々な変革を経ながら、昭和30年代に入り国道1号線の完成により、枚方家具団地・枚方企業団地・枚方鉄工塗装団地・大阪紳士服団地・枚方東部企業団地・枚方工業団地の6つの企業団地が造られ、近年7つめの企業団地として津田サイエンスヒルズが加わっている。

枚方市は、南北方向には国道1号線、170号線、東西方向には、国道307号線が通っており、平成22年には第2京阪道路の開通、そして平成35年度には新名神高速道路の開通が予定されるなど、全国的高速道路と直結しており、工業用地としても優れた立地環境を有している。

(図表1) 【枚方市内の7つの企業団地】



(資料) 枚方市の産業ガイドブック「にぎわいの枚方」を加工

名称	概要とPRポイント
枚方家具団地	「すてきな家具に出会う街」をキャッチフレーズに、通りには家具販売店舗が並んでおり、家具を扱う企業が集積している。
枚方企業団地	昭和37年に大阪府が初めて造成分譲した企業団地でオンリーワンを目指すものづくり企業や交通の利便性を活かした流通業などが集積している。
枚方鉄工塗装団地	鉄工と塗装を中心とする関連企業が集積している。団地設立以来、環境への取組意識が高く、公害のない工業団地を目指している。

大阪紳士服団地	昭和 36 年に中小企業庁より大阪府助成第 1 号として指定を受け、主に高級紳士服の生産拠点として企業が集積しており、さらに今後は大型物流施設の進出も予定されている。
枚方東部企業団地	産業公害や種々の問題を解決するために工場の適地を求めて企業が集積。ものづくり企業を中心に様々な業種による企業団地が形成されている。
津田サイエンスヒルズ	自然豊かな丘陵地に研究・製品開発を主としたものづくり企業や大学の研究施設、職業訓練校などの教育施設が集積している。
枚方工業団地	昭和 45 年に公害のない工業団地を目指す企業が集積。化学工業、紙加工業、鉄鋼関連、印刷関連等、多岐にわたる業種で構成されている。

(資料) 枚方市の産業ガイドブック「にぎわいの枚方」に基づき作成

③ 枚方市の観光資源と商業施設

東海道の中継地点として、また、淀川の水運にも恵まれて、枚方宿をはじめとする歴史・文化施設を観光資源として有している。また、平成 28 年には京阪本線枚方市駅前に関西初出店となる商業施設「枚方 T-S I T E」がオープン、都市的な便利さを有しながら、歴史や自然等の魅力を併せ持つまちとして発展を続けている。

【枚方市の観光資源と商業施設】



(資料) 枚方市立地域活性化支援センター「枚方市地域資源マップ」に基づき作成

【枚方市の観光資源と商業施設】

No	名称	概要
1	枚方T-S I T E	平成 28 年 5 月にオープン。ライフスタイルを提案する百貨店をコンセプトとしている。
2	くずはモール	昭和 47 年 4 月に京阪本線樟葉駅前にオープンした複合型ショッピングモール。
3	ひらかたパーク	関西では「枚方といえば、ひらかたパーク」と言われる枚方の代名詞的存在。その歴史は古く、前身の香里遊園地（寝屋川市）時代を含めると、途切れることなく続いている遊園地として日本最古である。
4	枚方宿	東海道五十七次 56 番目の宿場町。 大阪と京都に位置する枚方は、古くから交通の要衝で、文禄年間、豊臣秀吉が淀川左岸に築いた「文禄堤」は京と大坂を結ぶ幹線陸路の役割を果たし、やがて、京街道として整備された。「大坂夏の陣」（1615 年）の後、大坂城を接収した江戸幕府は京街道を東海道の延長部として組み込み、伏見・淀・枚方・守口を宿に指定。品川宿から数えると 56 番目にあたる枚方宿には参勤交代で江戸・和歌山を往復する紀州徳川家が定期的に宿泊したと言われている。
5	天野川	交野市の「機物神社」に祀られている織姫と、枚方観音山公園の牽牛石（牽牛・彦星）が、年に一度七夕の日に天の川（天野川）に架かる「逢合橋」で出会うとの言い伝えから、枚方市と交野市は“七夕伝説ゆかりの地”と言われている。
6	枚方八景	枚方八景は昭和 59 年 10 月に、市制 35 年を記念して「ふるさと枚方」らしい風景を将来に伝承していくことを目的に、市民から候補地を募集して制定したもの。 国見山の展望、樟葉宮跡の杜、淀川の四季、香里団地の並木、万年寺山の緑陰、山田池の月、牧野の桜、百済寺跡の松風の 8 つから成る。
7	鍵屋資料館	鍵屋は、伏見と大坂を結ぶ三十石船の船宿として江戸時代に賑わい、平成 9 年まで料亭を営んでいた。同年、市の文化財に指定された鍵屋主屋は、極めて少なくなった江戸時代の様式を残す歴史的建造物の一つである。

（資料）枚方市立地域活性化支援センター「枚方市地域資源マップ」に基づき作成。

(2) 枚方市の産業と近隣中核市との比較

平成 29 年度において、全国 48 の中核市の人口・世帯・面積は以下のとおりである。

中核市	人口※ ¹ (住民基本台帳 登録人口)	世帯※ ¹	面積※ ² km ²
函館市	263,706	142,974	677.87
旭川市	341,335	177,532	747.66
青森市	287,800	136,209	824.61
八戸市	233,070	107,604	305.54
盛岡市	292,014	134,007	886.47
秋田市	313,444	143,570	906.07
郡山市	326,088	139,161	757.20
いわき市	327,956	144,777	1,232.02
宇都宮市	521,702	230,064	416.85
前橋市	338,127	145,707	311.59
高崎市	374,491	161,638	459.16
川越市	351,863	154,766	109.13
越谷市	339,677	148,864	60.24
船橋市	632,341	294,167	85.62
柏市	413,657	183,061	114.74
八王子市	562,773	262,798	186.38
横須賀市	409,891	184,595	100.83
富山市	417,633	174,463	1,241.77
金沢市	453,570	203,707	468.64
長野市	380,473	159,371	834.81
岐阜市	412,254	177,102	203.60
豊橋市	376,886	154,732	261.86
岡崎市	384,950	157,966	387.20
豊田市	423,916	176,123	918.32
大津市	342,154	145,381	464.51
豊中市	403,952	187,876	36.60
高槻市	353,822	159,138	105.29
枚方市	404,007	177,934	65.12
東大阪市	493,186	235,343	61.78

姫路市	538,960	234,214	534.47
尼崎市	462,520	229,821	50.72
西宮市	485,025	219,305	100.18
奈良市	359,666	160,242	276.94
和歌山市	372,114	172,667	208.84
倉敷市	483,576	207,111	355.63
呉市	229,868	111,399	352.80
福山市	469,499	204,831	518.14
下関市	268,257	130,337	715.93
高松市	427,099	193,543	375.44
松山市	514,771	246,304	429.40
高知市	332,060	162,447	309.00
久留米市	306,211	132,122	229.96
長崎市	430,026	210,344	405.86
佐世保市	254,180	121,231	426.06
大分市	478,491	216,853	502.39
宮崎市	403,225	192,378	643.67
鹿児島市	604,791	292,452	547.60
那覇市	323,309	149,304	39.57
中核市合計	18,920,386	8,587,535	20,254.08
中核市平均	394,175	178,907	421.96

※¹ 住民基本台帳人口、世帯数は、平成29年3月31日現在のもの。

※² 面積は、平成29年4月1日現在のもの。

(資料)「中核市長会 都市要覧(統計指標)平成29年度」に基づき作成。

大阪府内の中核市は、枚方市の他、豊中市・高槻市・東大阪市の3市(以下、近隣中核市という)であるが、枚方市は東大阪市に次ぐ人口規模となっており、全国では21位である。面積においては、枚方市は全国で44位であることから、中核市で比較すると人口密度が高いのが特徴の一つといえる。

① 公共交通環境

(1) 枚方市の産業の状況①枚方市の立地と交通網のとおり、枚方市は、南北に京阪電車とJRが走り、大阪まで27分、祇園四条まで27分と大阪と京都のちょうど真ん中に位置していることから、通勤に便利なだけでなく観光地にもすぐに行けるアクセスの良さが魅力の一つと考えられる。

【大阪府4中核市の公共交通環境等の状況】

市	主要場所への所要時間	主要道路	主要公共交通機関
豊中市	梅田：12分 京都（河原町）：50分 関西国際空港：リムジンバスで約70分 大阪国際空港：市内にあり	国道176号線、423号線 阪神高速11号池田線、 中国縦貫自動車道、名神 高速道路	阪急電鉄、大阪モノレール、 北大阪急行、阪急バス
高槻市	大阪：15分 京都：12分 関西国際空港：67分 大阪国際空港：37分	国道170号線、171号線 新名神高速道路、名神高 速道路	JR、阪急電鉄、高槻市 営バス、京阪バス
枚方市	大阪：27分 京都（祇園四条）：27分 関西国際空港：リムジンバスで約90分 大阪国際空港：65分	国道1号線、170号線、 307号線 第2京阪道路、新名神高 速道路（予定）	JR、京阪電鉄、京阪バ ス
東大阪市	梅田：約25分 京都：約60分 関西国際空港：リムジンバスで約55分 大阪国際空港：リムジンバスで約35分	国道170号線、308号線 近畿自動車道、阪神高速	JR、大阪メトロ、近畿 日本鉄道、近鉄バス

※ 鉄道の所要時間は、ジョルダン㈱が運営する検索アプリ「ジョルダン」より検索し引用。

※ 関西国際空港へのリムジンバスは、関西空港交通㈱HPより引用。

※ 大阪国際空港へのリムジンバスは、関西エアポート㈱HPより引用。

また、道路の状況及び整備状況は以下のとおりである。

【大阪府4中核市の道路の状況】

	路線数	道路総延長 (km)	道路総延長（内訳）(km)		
			国道	府県道	市道
豊中市	3,836	713	13	40	660
高槻市	6,348	992	13	76	903
枚方市	4,086	865	27	66	772
東大阪市	4,779	941	23	52	866
中核市合計	378,454	116,631	3,947	11,255	101,427
中核市平均	7,884	2,430	82	234	2,113

※ 平成29年4月1日現在を記入。

（出典）中核市長会 都市要覧（統計指標）平成29年度より。

【大阪府 4 中核市の道路の整備状況】

(単位：%)

	道路改良率	道路舗装率
大阪市	81.5	91.2
豊中市	78.0	98.7
高槻市	75.9	90.4
枚方市	83.2	97.1
東大阪市	67.9	98.6

(資料)「大阪府市町村ハンドブック 平成 29 年 11 月」大阪府総務部市町村課編集に基づき作成。

② 産業活動等

枚方市及び近隣の中核市の企業数、事業所数、従業者数及び付加価値額等の状況は次のとおりである。なお、経済センサスは、経済活動を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の統計調査である。

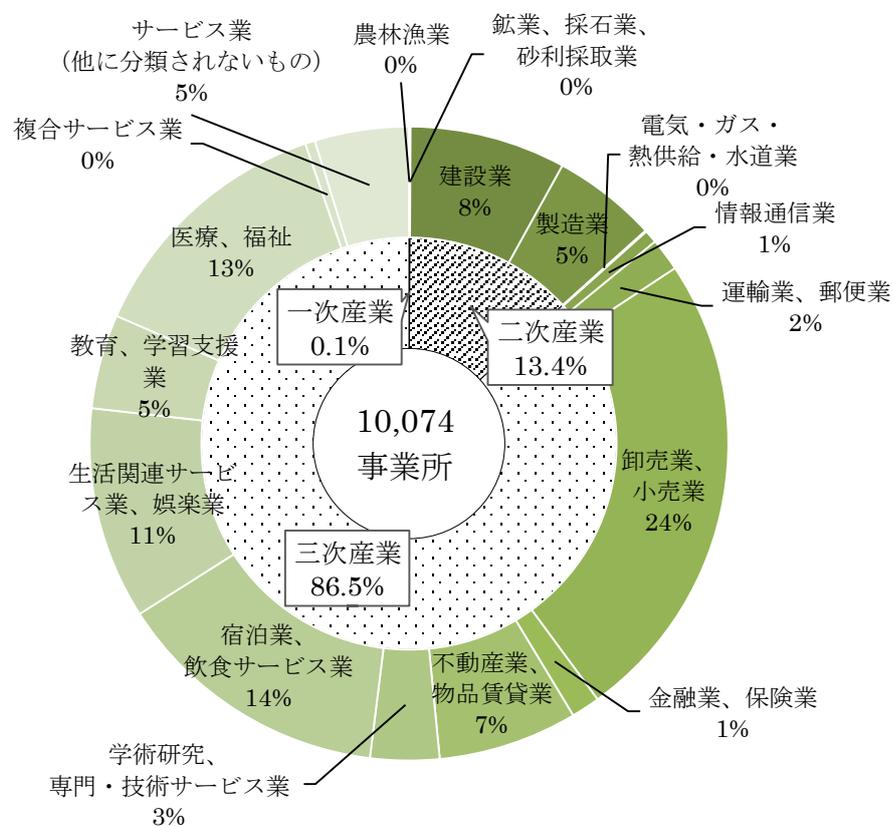
【近隣 4 中核市の企業等数】

市	企業等数	大阪府に占める割合 (%)
大阪府	287,004	100.0
大阪市	127,726	44.5
東大阪市	19,349	6.7
豊中市	9,412	3.3
枚方市	7,048	2.5
高槻市	6,498	2.3

(資料)「大阪の事業所・企業 平成 28 年経済センサスー活動調査結果【確報】(平成 28 年 6 月 1 日現在)」(大阪府総務部統計課)に基づき作成。

上記のとおり、企業数は、大阪府内の 4 中核市で約 15%を占めているが、他の 3 中核市と比べると東大阪市が相対的に多い状況である。

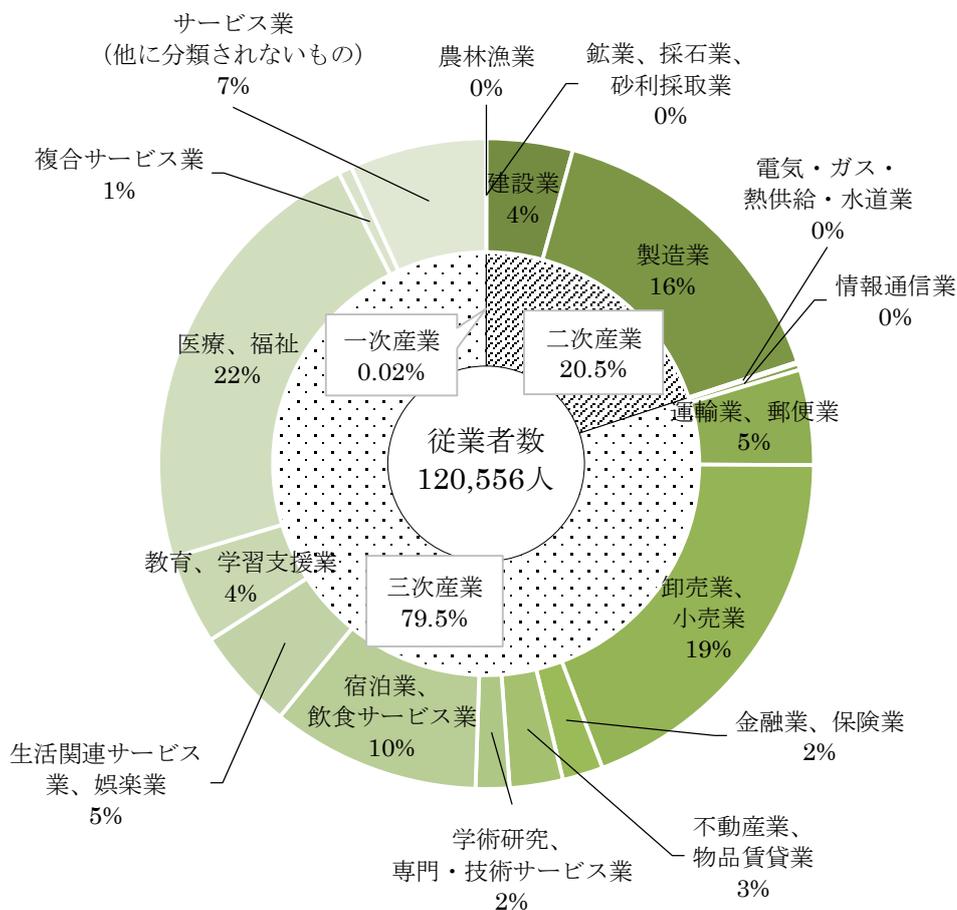
(図表 2) 【枚方市の事業所数】



(資料)「大阪の事業所・企業 平成 28 年経済センサスー活動調査結果【確報】(平成 28 年 6 月 1 日現在)」
(大阪府総務部統計課)に基づき作成。

次に、事業所数について、枚方市では、「卸売業、小売業」が 2,445 事業所（全産業の 24%）と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 1,412 事業所（同 14%）、「医療、福祉」が 1,324 事業所（同 13%）となっており、上位 3 産業で全産業の約 5 割を占めている状況である。

【枚方市の従業者数】



(資料)「大阪の事業所・企業 平成 28 年経済センサスー活動調査結果【確報】(平成 28 年 6 月 1 日現在)」
(大阪府総務部統計課)に基づき作成。

続いて、従業者数について、枚方市では、「医療、福祉」が 26,821 人（全産業の 22%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が 23,095 人（同 19%）、「製造業」が 18,894 人（同 16%）となっており、上位 3 産業で全産業の約 6 割を占めている状況である。

【大阪府 4 中核市の民営事業所数、事業従事者数及び付加価値額】

市	民間事業所数	事業従事者数	付加価値額（百万円）	
				大阪府に占める割合
大阪府	345,816	4,087,055	23,915,234	100%
大阪市	155,211	2,036,651	13,844,460	57.9%
豊中市	11,632	120,496	608,040	2.5%
高槻市	8,276	98,132	499,336	2.1%
枚方市	8,860	110,792	537,721	2.2%
東大阪市	21,862	215,509	1,128,784	4.7%

※ 付加価値額は、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。

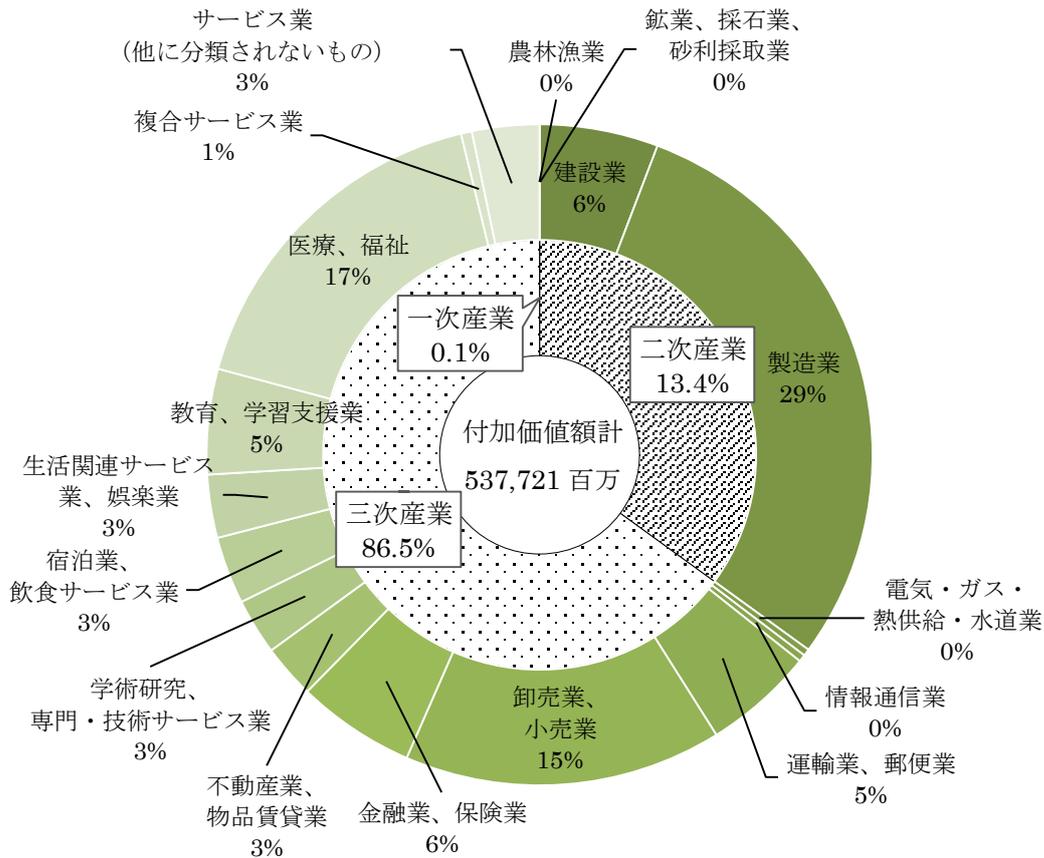
※ 付加価値額は、以下の計算式を用いている。

「付加価値額＝売上－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課」

（資料）「大阪の事業所・企業 平成 28 年経済センサスー活動調査結果【確報】（平成 28 年 6 月 1 日現在）」

（大阪府総務部統計課）に基づき作成。

【枚方市の付加価値額】



（資料）「大阪の事業所・企業 平成 28 年経済センサスー活動調査結果【確報】（平成 28 年 6 月 1 日現在）」
（大阪府総務部統計課）に基づき作成。

さらに、企業の付加価値額について、枚方市では、「製造業」が 157,413 百万円（全産業の 29%）と最も多く、次いで「医療、福祉」が 91,481 百万円（同 17%）、「卸売業、小売業」が 83,057 百万円（同 15%）となっており、上位 3 産業で全産業の約 6 割を占めている状況である。

このように、事業所数、従業者数及び付加価値額いずれにも「卸売業、小売業」と「医療、福祉」が上位 3 産業に含まれており、多くを占めていることが分かる。そこで「卸売業、小売業」と「医療、福祉」の事業所数、従業者数及び売上（収入）金額を近隣中核市と比較すると次のとおりである。

【大阪府4中核市の卸売業・小売業の事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び付加価値額】

市	事業所数※ ¹	従業者数※ ¹	売上（収入）金額 （百万円）※ ¹	付加価値額 （百万円）※ ²
大阪府	91,803	941,630	61,307,969	5,951,964
大阪市	45,250	511,853	45,833,341	3,907,087
豊中市	2,598	24,775	1,209,193	115,756
高槻市	2,074	21,565	591,567	117,028
枚方市	2,267	21,835	560,925	83,057
東大阪市	5,375	51,030	1,996,684	290,319

（資料）「大阪の事業所・企業 平成28年経済センサスー活動調査結果【確報】（平成28年6月1日現在）」
（大阪府総務部統計課）に基づき作成。

※¹ 第10表 産業（大分類）別民営事業所数、従業者数及び売上（収入）金額（外国の会社及び法人でない団体を除く）－大阪府、市区町村より。

※² 第11表 産業（大分類）別民営事業所数、事業従事者数及び付加価値額（外国の会社及び法人でない団体を除く）－大阪府、市区町村より。

以上のとおり、「卸売業、小売業」においては、東大阪市が事業所数、従業者数及び売上（収入）金額、付加価値額のいずれにおいても他の3中核市を大きく上回っている。一方、枚方市においては、他市と比べ付加価値額が相対的に低くなっている。

【大阪府4中核市の医療・福祉の事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び付加価値額】

市	事業所数※ ¹	従業者数※ ¹	売上（収入）金額 （百万円）※ ¹	付加価値額 （百万円）※ ²
大阪府	30,869	532,929	6,558,135	2,167,982
大阪市	11,309	184,757	4,025,683	883,474
豊中市	1,475	22,008	138,884	81,757
高槻市	1,066	21,582	163,156	89,120
枚方市	1,203	24,754	168,409	91,481
東大阪市	1,731	26,418	170,413	98,656

（資料）「大阪の事業所・企業 平成28年経済センサスー活動調査結果【確報】（平成28年6月1日現在）」
（大阪府総務部統計課）に基づき作成。

※¹ 第10表 産業（大分類）別民営事業所数、従業者数及び売上（収入）金額（外国の会社及び法人でない団体を除く）－大阪府、市区町村より。

※² 第11表 産業（大分類）別民営事業所数、事業従事者数及び付加価値額（外国の会社及び法人でない団体を除く）－大阪府、市区町村より。

「医療、福祉」においても「卸売業、小売業」と同様に東大阪市が事業所数、従業者数及び売上（収入）金額、付加価値額のいずれにおいても他の3中核市を上回る結果となっているものの、大阪府4中核市の医療・福祉の状況に大きな差はないといえる。

次に、「全47都道府県幸福度ランキング2018年版」（一般財団法人日本総合研究所編）を元に仕事分野に関するランキングを比較すると次のとおりである。

【仕事分野ランキング】

豊中市	仕事	雇用	若者完全失業率	正規雇用者比率	高齢者有業率	高卒者進路未定者率
		32位	28位	35位	18位	32位
28位	企業	製造業労働生産性	事業所新設率	女性の労働力人口比率	小売業販売額	
		18位	19位	16位	35位	10位
高槻市	仕事	雇用	若者完全失業率	正規雇用者比率	高齢者有業率	高卒者進路未定者率
		38位	22位	38位	45位	29位
33位	企業	製造業労働生産性	事業所新設率	女性の労働力人口比率	小売業販売額	
		16位	5位	6位	42位	22位
枚方市	仕事	雇用	若者完全失業率	正規雇用者比率	高齢者有業率	高卒者進路未定者率
		42位	38位	42位	35位	36位
34位	企業	製造業労働生産性	事業所新設率	女性の労働力人口比率	小売業販売額	
		13位	12位	5位	40位	17位
東大阪市	仕事	雇用	若者完全失業率	正規雇用者比率	高齢者有業率	高卒者進路未定者率
		35位	43位	43位	4位	34位
39位	企業	製造業労働生産性	事業所新設率	女性の労働力人口比率	小売業販売額	
		40位	36位	38位	27位	33位

- ※ 若者完全失業率：【出典】「国勢調査」（総務省）、【調査時点】平成27年10月1日現在、【算出方法】15～34歳の労働人口（就業者＋完全失業者）のうち、完全失業者の割合
 - ※ 正規雇用者比率：【出典】「国勢調査」（総務省）、【調査時点】平成27年10月1日現在、【算出方法】全雇用者のうち、正規の職員・従業員の割合
 - ※ 高齢者有業率：【出典】「国勢調査」（総務省）、【調査時点】平成27年10月1日現在、【算出方法】高齢者（65歳以上、労働力状態「不詳」を除く）のうち、就業している者の割合
 - ※ 高卒者進路未定者率：【出典】「学校基本調査」（文部科学省）、【調査時点】平成28年5月1日現在、【算出方法】2016年3月国公立高等学校卒業者のうち、進路未定者の割合。（進路未定者・・・「進学でも就職でもないことが明らかな者」、「一時的な仕事（パート・アルバイト等）に就いた者」の合計。）
 - ※ 製造業労働生産性：【出典】「工業統計調査」（経済産業省）、【調査時点】平成26年、【算出方法】製造業粗付加価値÷製造業従業者数
 - ※ 事業所新設率：【出典】「経済センサス基礎調査」（総務省）、【調査時点】平成26年7月1日に存在した事業所のうち、平成24年2月2日以降に新設された事業所の割合（事業内容等不詳を含む）。
 - ※ 女性の労働力人口比率：【出典】「国勢調査」（総務省）、【調査時点】平成27年10月1日現在、【算出方法】15歳以上の女性（労働力状態「不詳」を除く）のうち、労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合
 - ※ 小売業販売額：【出典】「経済センサス活動調査」（総務省）、【調査時点】平成24年、【算出方法】小売業年間商品販売額÷小売業従業者数
- （資料）一般財団法人日本総合研究所編「全47都道府県幸福度ランキング2018年版」（一般財団法人日本総合研究所編）に基づき作成。

雇用・企業それぞれについて4つの指標を設け仕事分野ランキングを算出しているデータであるが、ランキング対象の45中核市⁵のうち枚方市は、事務所新設率が5位と、かなり高いランキングに位置している点が特徴的である。また、製造業労働生産性12位、企業13位であり、相対的に高いランキングに位置している。

一方、雇用の総合ランキングは42位（正規雇用者比率42位、女性の労働力人口比率40位）と著しく低くなっており、雇用領域における改善が課題であるといえる。

③ 観光資源

最後に、大阪府総務部市町村課編集「大阪府市町村ハンドブック 平成29年11月」によれば、枚方市を含む大阪府4中核市がそれぞれ、自市が誇る祭・行事、名産・特産品として認識しているものは次のとおりである。

【大阪府4中核市における祭・行事、名産・特産品まとめ】

市	祭・行事	名産・特産品
豊中市	1月：上新田天神社とんど祭、豊中えびす 8月：豊中まつり 10月：原田神社獅子神事祭、八坂神社獅子神事祭	電気機械器具、金属製品、一般機械器具
高槻市	1月：高槻シティハーフマラソン 3～4月：摂津峡さくら祭り 4～5月：こいのぼりフェスタ1000 5月：高槻ジャズストリート 8月：高槻まつり 11月：たかつきアート博覧会、農林業祭	地酒、よしず、トマト、シイタケ、シロウリ、イチゴ、花卉、タケノコ、米、高槻うどんギョーザ
枚方市	1月：新春走ろう会ーひらかたハーフマラソン 8月：枚方まつり 9月：オクトーバーフェスト 10～11月：ひらかた菊フェスティバル 春・秋：淀川舟運事業 毎月第2日曜：枚方宿くらわんか五六市	特になし
東大阪市	2月：石切劔箭神社節分祭 5月：東大阪市民ふれあい祭 10月：枚岡神社秋郷祭 12～1月：全国高等学校ラグビーフットボール大会	機械・金属関連製品、作業工具、伸線、ボルト、ナット、ブラシ、ラグビーグッズ、カレーパン

（出典）「大阪府市町村ハンドブック 平成29年11月」大阪府総務部市町村課編集。

なお、祭・行事、名産・特産品として記載されているものは、大阪府から各市町村への照会に基づき、各市町村が回答した結果である。

上記のとおり、枚方市には名産・特産品と呼べるものはない、と、枚方市の産業文化部の職員自身も認識しているという状況である。

⁵ 取得できるデータの関係上、平成28年度以降に中核市に移行した呉市、佐世保市、八戸市を除く45市がランキング対象となっている。

2. 枚方市の産業施策

(1) 枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法の第10条の規定の趣旨に鑑み、枚方市は、平成31年度までの5年間で集中的に行っていく施策をまとめた総合戦略で構成される「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を平成28年3月に策定・公表し、取り組みを進めている。

総合戦略では、国や大阪府の動向をふまえながら、市民が住み続けたい、市外の人々が住みたいと思える魅力的なまち、また、出生率の向上につながるよう、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指して、枚方市の実情に応じた5か年（平成27年度から平成31年度までの5年間）における3つの基本目標を定め、基本目標の実現に向けた成果に係る数値目標を設定している。

なお、それぞれの数値目標は、枚方市が平成27年11月に実施した「枚方市市民意識調査」により把握した過去の実績数値に、原則5ポイント上乘せした数値として設定している。

(基本目標1)

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める

指 標	数値目標
市内での産業活動が活発に行われていると感じている市民の割合	23.3%
安全で快適な道路環境が整っていると感じている市民の割合	32.6%
公共交通機関が整っているなど都市機能が充実していると感じている市民の割合	42.8%
枚方市駅周辺が賑わい、魅力あふれる中心市街地であると感じている市民の割合	27.0%
市の観光資源が生かされ、人々の交流が盛んに行われていると感じている市民の割合	23.8%

(基本目標2)

安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える

指 標	数値目標
安心して妊娠・出産できる環境が整っていると感じている市民の割合	42.3%
安心して子育てできる環境が整っていると感じている市民の割合	42.9%
子どもたちへの教育環境が充実していると感じている市民の割合	40.3%

(基本目標3)

市民の健康増進や地域医療の充実を図る

指 標	数値目標
心身ともに健康に暮らせる環境が整っていると感じている市民の割合	57.4%
安心して適切な医療が受けられる環境が整っていると感じている市民の割合	67.2%
高齢者が地域でいきいきと暮らせる環境が整っていると感じている市民の割合	32.5%

(出典) 総合戦略より。

総合戦略では基本目標を達成するための基本的方向を定め、この基本的方向に沿った具体的な施策を定めている。そして、基本的方向ごとに重要業績評価指標（K P I : Key Performance Indicator）を設定し、毎年度、重要業績評価指標の達成度等を検証しながらP D C Aサイクルによる進捗管理を行っているということである。

【基本的方向ごとに設定される重要業績評価指標の設定例】

1. 地域産業が活発に展開されるまち 施策目標

(1) 企業誘致を促進するほか、企業団地などを中心に製造業の集積を図るなど、市内産業の活性化を図ります。 基本的方向 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標(K P I)	指標の説明	策定時の値	目標値
地域産業基盤強化奨励金を受けて新規立地及び設備投資した件数（累計）	地域産業基盤強化奨励金制度の認定を受けて、市内の産業集積地域において製造業事業者が新規立地や設備投資を行った件数（累計）	17件 (H26)	24件 (H31)

■産業集積地域における新規立地や設備投資を行う製造業に対する補助

具体的な施策

「総合戦略」の最終年度（H31年度）に向けた目標値を記載しています。ただし、社会状況の変動に大きく影響を受けるものなど参考として把握するための指標については、目標値を設定せず、「めざすべき方向」（「^」「\」等）を記載しています。

(出典) 総合戦略より。

なお、総合戦略については、これまでの定住促進・人口誘導対策に係る取り組みや、平成29年度の施策評価の結果をふまえ、総合戦略をより実効性のあるものとし、総合戦略が目指す方向性や基本目標を実現していくため、平成30年3月に改訂されている。

(2) 第5次枚方市総合計画

枚方市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、平成25年3月に「枚方市総合計画策定条例」を施行しており、当該条例に基づき、「第5次枚方市総合計画」（以下、「総合計画」という。）を平成28年3月に策定している。

総合計画は長期的な視点に立って、市の目指すまちづくりの姿を定める「基本構想」と平成28年度から平成39年度までの12年間における重点的に進める施策目標を定める「基本計画」の2階層で構成されている。

基本構想においては、「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方」をスローガンに、5つの基本目標を定めている。また、基本計画については、各分野における施策目標を定めるとともに、基本計画を推進していくために具体的に実施していく事業について、4年ごとの実行計画を策定している。

【総合計画と実行計画の関係図】



(出典) 総合計画より。

総合戦略が、まち・ひと・しごと創生法の第10条の規定の趣旨に鑑み、枚方市が平成31年度までの5年間で集中的に行っていく施策をまとめた総合的な戦略であるのに対し、総合計画は枚方市自らが将来像を示し、12年間という長期間の施策を策定したものという点で異なるものである。

なお、総合計画は枚方市の全ての計画の基礎となる最上位計画であり、同時期に策定された総合戦略についても、総合計画との整合が図られている。

【基本構想と基本計画】

基本構想	基本計画
▼ 基本目標	▼ 施策目標
安全で、利便性の高いまち	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に対する備えができているまち 2 災害時に、迅速・的確に対応できるまち 3 暮らしに身近な安全が確保されたまち 4 安全で快適な交通環境が整うまち 5 快適で暮らしやすい環境を備えたまち
健やかに、生きがいを持って暮らせるまち	<ol style="list-style-type: none"> 6 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち 7 公衆衛生や健康危機管理が充実したまち 8 安心して適切な医療が受けられるまち 9 高齢者が地域でいきいきと暮らせるまち 10 障害者が自立し、社会参加ができるまち 11 すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち 12 男女がともに参画し、個性を発揮できるまち 13 平和の大切さを後世に伝えるまち
一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち	<ol style="list-style-type: none"> 14 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち 15 子どもたちが健やかに育つことができるまち 16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち 17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち
地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち	<ol style="list-style-type: none"> 18 人々が集い賑わい、魅力あふれる中心市街地のあるまち 19 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち 20 いきいきと働くことのできるまち 21 地域産業が活発に展開されるまち 22 農を守り、生かすまち
自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち	<ol style="list-style-type: none"> 23 豊かな自然環境を大切にすまち 24 まちなかのみどりを育てるまち 25 ごみを減らし、資源の循環が進むまち 26 安全で良好な生活環境が確保されたまち 27 地球温暖化対策に取り組むまち 28 美しく魅力あるまち並みが育まれるまち

(出典) 総合計画より。

3. 監査の対象

(1) 監査対象の一覧

総合戦略において、3つの基本目標のうちの1つとして、基本目標1「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める」が定められている。基本目標には、それぞれ施策目標が設定されており、基本目標1については、以下のとおりである。

基本目標1

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める

施策目標

1. 地域産業が活発に展開されるまち
2. いきいきと働くこともできるまち
3. 安全で快適な交通環境が整うまち
4. 快適で暮らしやすい環境を備えたまち
5. 人々が集い賑わい、魅力あふれる中心市街地のあるまち
6. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち

(抜粋) 総合戦略より。

枚方市は現在、総合戦略の上位計画である第5次枚方市総合計画基本計画を推進するにあたって、第1期実行計画〈平成28年度～平成31年度〉を基に事業を進めている。第1期実行計画は、基本計画を具体化するため平成29年度時点において179事業で構成されているが、そのうち今回監査の対象とした事業は、総合戦略において枚方市が戦略的に特に重要であると定義した事業のうち、過去に事業化が決定され複数年度にわたって国庫・府からも予算が割り当てされることから枚方市の裁量の余地が低いと考えられる整備事業を除く、次の事業である。

総合戦略における 施策目標	事業名	事業担当部	事業担当課
1 地域産業が活発 に展開されるまち	地域産業基盤強化事業	産業文化部	商工振興課
	中小企業経営安定化支援事業	産業文化部	商工振興課
	創業支援事業	産業文化部	商工振興課
	枚方市産業活性化支援事業	産業文化部	商工振興課
	枚方市商店街等活性化促進事業	産業文化部	商工振興課

2 いきいきと働く ことのできるまち	雇用対策・就労支援事業	産業文化部	商工振興課
	市内企業若者雇用推進事業	産業文化部	商工振興課
	生活保護受給者等就労支援事業	福祉部	生活福祉室
	障害者就労支援事業	福祉部	障害福祉室
3 安全で快適な交 通環境が整うまち	道路施設維持管理事業	土木部	みち・みどり室
	新名神高速道路等整備促進事業	土木部	土木政策課
	牧野高槻線等整備促進事業	土木部	土木政策課
	自転車通行空間・歩行空間整備事業	土木部	みち・みどり室 交通対策課
	交通安全啓発事業	土木部	交通対策課
4 快適で暮らしや すい環境を備えたま ち	公共交通環境整備事業	土木部	土木政策課 交通対策課
	公共交通利用促進啓発事業	土木部	土木政策課
	土地区画整理事業支援事業	都市整備部	景観住宅整備課
	空き家・空き地対策推進事業	環境部 都市整備部	環境保全課 景観住宅整備課 建築安全課
	三世代家族・定住促進事業	都市整備部	景観住宅整備課
	住宅・建築物耐震化促進補助事業	都市整備部	建築安全課
	主要道路修繕事業	土木部	みち・みどり室
5 人々が集い賑わ い、魅力あふれる中心 市街地のあるまち	枚方市駅周辺賑わい創出事業	産業文化部	ひらかた賑わい課
6 地域資源を生か し、人々の交流が盛ん なまち	観光資源発信事業	産業文化部	産業文化政策課 ひらかた賑わい課
	ふるさと寄附金推進事業	総合政策部 財務部 産業文化部	ひらかた魅力推進課 税務室税制課 商工振興課
	市内大学連携・交流事業	総合政策部	ひらかた魅力推進課

(資料) (参考) 総合戦略事業及びK P I (重要業績評価指導) 一覧に基づき作成。

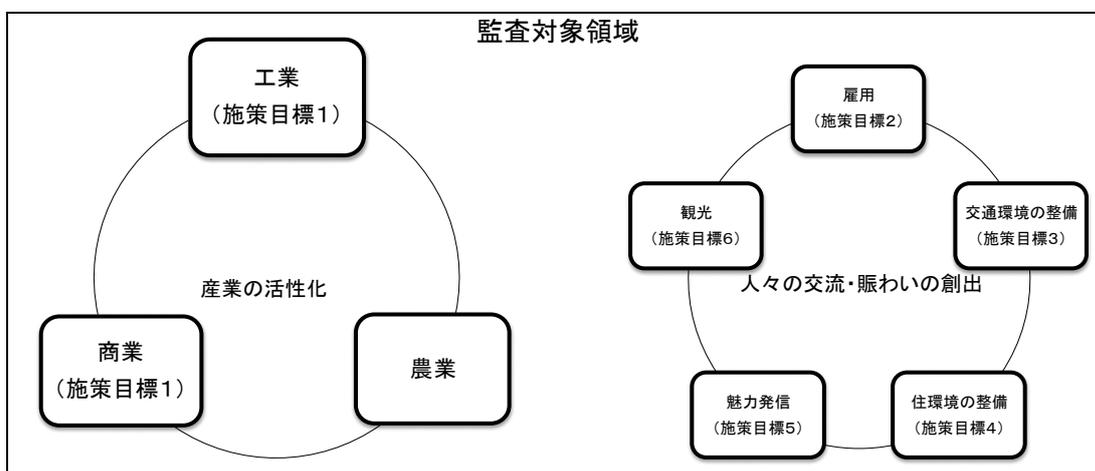
(2) 監査対象と基本目標 1 の関係図

総合戦略の基本目標 1「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める」を産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に分類すると、以下のとおりである。

基本目標	分類される施策目標
産業の活性化	1. 地域産業が活発に展開されるまち
人々の交流・賑わい	2. いきいきと働くことのできるまち 3. 安全で快適な交通環境が整うまち 4. 快適で暮らしやすい環境を備えたまち 5. 人々が集い賑わい、魅力あふれる中心市街地のあるまち 6. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち

(資料) 総合戦略に基づき作成。

産業に関しては、枚方市は産業の振興に関する基本的な事項を定めた枚方市産業振興基本条例（平成 22 年枚方市条例第 30 号）第 3 条第 2 項において、商業、工業、農業、観光に分けて条文を構成しているが、産業を商業、工業、農業の 3 つに分類し、観光を人々の交流・賑わいの創出に関連付けて定義すると、監査対象領域は以下のよう整理される。



第3 監査の実施方法

1. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務の執行が、①「合規性・準拠性」、②「3E（経済性・効率性・有効性）」、③「公益性・公共性」、④「公平性・透明性」をもって実施されているか否かという観点から監査を実施した。

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務は、具体的には、業務委託方式、補助金・負担金・分担金方式、実行委員会方式を含む、任意団体の事業等の形式で行われていることから、それぞれの形式ごとに監査の視点を立案して監査を実施した。

また、枚方市は戦略事業の実施を通じて、産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出を実現しようとしており、施策評価制度⁶を通じて自ら事業の振り返りを行っている。そこで、上記の事業の遂行のいずれの形式にも共通する視点として、事務事業が適切に自己評価され、次年度以降の事務事業の改善にフィードバックされることが、財務事務の有効性を検証するために重要な視点となることから、いわゆるPDCAサイクルの観点から、事務事業の評価についても監査の視点を立案して監査を実施した。

その他、対象とする事務事業に外郭団体等が関連している場合には、平成25年度に「外郭団体等の財務に関する事務の執行について」包括外部監査が実施されていることから、その措置の状況について監査を行うとともに、その他の歳入歳出についても監査の視点を立案して監査を実施した。

（1）業務委託方式の事業

- ① 事業は有効に行われているか（事業の「有効性」）、具体的には、
- ・事業目的が明確になっており、それが当該委託事業によって達成されているか。
 - ・事業の目的、目標は上位計画等と整合しているか。
 - ・事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
 - ・事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
 - ・事業の実績や成果は分かりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
 - ・市や委託先事業者などの事業実施者側の都合を強調するあまり、利用者のニーズを取り込めていない実態はないか。
 - ・経費の削減が主目的になって、サービスレベルが著しく低下している事業は見当たらないか。

⁶ 枚方市の施策評価制度については、41頁参照。

- ・委託費の無理な削減が委託先事業者の経営に悪影響を及ぼすような場合、過度の競争を緩和するような措置が適切に実行されているか。
 - ・直営ではなく、委託とする理由に合理性はあるか。
 - ・長期間継続している事業は、その規模や実施方法が社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
 - ・初期の目的が達成されているにも関わらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにも関わらず支出され続けているものはないか。
 - ・財源に国又は府の支出金等がある事業は、市として主体的に有効性等を勘案して実施しているか。
- ② 事業は経済的に行われているか（事業の「経済性」）、具体的には、
- ・総コストを計算した上で、事業の実施方法を決定しているか。
 - ・事業費の積算見積は適切に行われているか、またはその妥当性については常に注意を払った事務が行われているか。
 - ・委託事業の契約金額について、複数の見積を徴するなど、低減努力がなされているか。
 - ・委託事業の実績評価及び検証結果が、次年度以降の事業計画や予算に反映されているか。
 - ・全庁的に共通な委託業務について予定価格の積算を統一するなど積算見積の適正化がなされているか。
 - ・長期継続契約（複数年度契約）の導入等によりコスト削減の可能性を検討しているか。
 - ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ③ 契約事務は法規等に準拠して行われているか（事務の「合規性・準拠性」）、具体的には、
- ・契約関係の法令等に準拠した事務が行われているか。
 - ・作成すべき書類や資料は適切に作成され、保管されているか。
 - ・契約後の再委託の承認や契約変更は適切に行われているか。
- ④ 契約相手は公平にかつ透明性をもって選定されているか（事務事業の「公平性・透明性」）、具体的には、
- ・委託先事業者の選定は競争性が確保された方法によっているか。
 - ・委託先事業者の選定についての基準は明確か。また、結果として、合理的な理由のない偏りが生じていないか。
 - ・随意契約による場合の理由に合理性はあるか。また、競争性の確保に向けて改善すべく検討されているか。
 - ・公募プロポーザル方式による場合、選定委員の選考などの点で公平性の確保はな

されているか。

- ・委託先事業者に対して、市職員の再就職の実績はないか。また、委託先事業者に対して市の補助金が交付されていないか。
- ⑤ 業務委託に関して枚方市は適切に関与し適切に責任を果たしているか(事務事業の「経済性」、「有効性」)、具体的には、
 - ・事業の実施前において仕様に関する打ち合わせは適切に行われているか。
 - ・業務の実施過程を適時にチェックしているか。
 - ・実績に係る報告は適切に行われ、市がその成果を把握するに足るものとなっているか。
 - ・成果物等の検収は適切に行われているか。
 - ・成果物等から事業目的の達成度を測り、次年度の実施に向けた仕様や実施方法の見直しは行われているか。
- ⑥ 業務委託に関して事務手続は効率的に行われているかどうか(事務の「効率性」)。

(2) 補助金・負担金・分担金方式の事業

- ① 補助金等は交付規則、要綱等に補助金等の交付目的、対象事業、対象事業者及び算出方法等が明確に規定されているかどうか(補助金等の「合規性・準拠性」、「公平性・透明性」)。
- ② 補助金の財務事務の執行は、法令や規則等に準拠しているか、また、規則、要綱等の目的及び内容に合致したものであるか(補助金等の「合規性・準拠性」)。
- ③ 補助金の公益上の必要性はあるか(補助金等の「公益性・公共性」)。
- ④ 補助金の交付は、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。具体的には、
 - ・補助金額は規則、要綱等に基づき適切に計算されているかどうか(「経済性」)。
 - ・事務手続は効率的に行われているかどうか(「効率性」)。
 - ・補助の効果や成果について適切に計測されているかどうか(「有効性」)。
- ⑤ 補助金額の精算は適切に行われているか、補助金の確定にあたって適切に検査が行われているかどうか(補助金等の「経済性」、「有効性」)。

(3) 実行委員会方式を含む、任意団体の事業

- ① 実行委員会等の任意団体の法的形式、組織組成、団体としての適格性に問題はないか(委員会の「合規性・準拠性」)、具体的には、
 - ・「権利能力なき社団」⁷として認定できるか、責任主体は明確であるか。
 - ・任意団体の実態と規則等との間に齟齬はないかどうか。

⁷ 後述のとおり、任意団体が「権利能力なき社団」としての適格性があるかどうかについては、最判昭和39年10月15日で判示された4つの要件が満たされているかどうかを判断する必要がある。

- ② 事業は、任意団体を通じて経済的に行われているか（事業の「経済性」、具体的には、
- ・適切な根拠に基づき事業の実行予算が経済的に策定されているか。
 - ・実行予算に基づき予算の範囲内で費用の支出が行われているか。
 - ・費用は実態が伴っており、費用対効果が認められるかどうか。
- ③ 任意団体は決算に関して説明責任を果たしているかどうか（決算の「合規性・準拠性」、具体的には、
- ・市は、上記の決算に関して検査を行い、適切な関与を行っているかどうか。

（４）事業評価

- ① 事業評価を行うために有効な指標が設定されているか（指標の「有効性」）。
- ② 適切に事業評価が行われているかどうか（事業評価の「有効性」）。
- ③ 事業評価結果が次年度以降の予算や事業計画に適切に反映されているかどうか（事業評価の「有効性」）、すなわち、PDCAサイクルが適切に回されているかどうか。

（５）外郭団体等について、平成 25 年度の包括外部監査の措置状況等

平成 25 年度の包括外部監査における指摘事項について、その趣旨をふまえて、適時に、かつ適切に措置が図られているか。

その他過去包括外部監査において指摘事項のあった事務事業について、その趣旨をふまえて、適時に、かつ適切に措置が図られているか。

（６）その他歳入歳出

歳入については、

- ① 適時適切に歳入の調定が行われているか（事務の「合規性・準拠性」）。
- ② 未済の債権について適切に債権管理が行われているか（事務の「合規性・準拠性」、「有効性」、「経済性」）、具体的には、
- ・市は、未済の債権について、財務規則等にしたが定期的に催告しているか。
 - ・市は、債務者に対し、未済の原因や態様に応じた適切な処置を採っているか。

歳出については、上記（１）から（４）に準ずる。

2. 監査手続

(1) 予備調査

- ① 総合計画、平成 29 年度歳入歳出決算書、総合戦略（改訂版）、枚方市統計書、各部署の所管事務の概要、平成 29 年度及び平成 30 年度の枚方市施策評価報告書（総合計画及び総合戦略の進捗管理）等の資料等をもとに、枚方市の現状や、事務事業の概要を把握した。
- ② 関連する部署にヒアリングを実施し、事務事業の概要について説明を受け、適宜質疑応答を行った。

(2) 本調査

- ① 監査の対象事務事業の内容、これまでの推移や経過等について、効率的に概要を把握するために、枚方市の各部署が作成している枚方市施策評価のための「(様式 2) 実行計画管理シート」を閲覧通読した。
- ② その後、関連する部署に各事業の委細についてヒアリングを実施した。適宜質疑応答を行い、事業の実施方法、これまでの事業の取り組み、進捗と現状、課題認識等を把握・理解した。
- ③ 実地調査として、事務事業の実施に関連した資料等を閲覧・検討した。
具体的には、監査の視点（監査要点）にしたがい、事務・事業の根拠となる条例・規則・規約・要綱等、回議書、契約書、申請書、実績報告書等の関連資料を閲覧した。
併せて、各担当部署の責任者や担当者等にヒアリングを実施した。
- ④ 監査人の問題意識により客観性をもたせるために、近接あるいは同規模の中核市等の事務事業の状況や統計データを入手し、枚方市との比較を行った。
- ⑤ 監査人の問題意識について、各担当部署へ提起を行い、ディスカッションを行った。各担当部署の問題意識を改めてヒアリングするとともに、措置の方向性についてディスカッションを行った。これらの検討過程を経て浮かび上がってきた個々の問題点や問題意識について、所管部署と書面やディスカッションによる協議を複数回実施し、最終的な問題点（監査の結果や意見となる事項）を明確にした。
- ⑥ 以上の監査の経過や結果を、本監査報告書としてとりまとめた。

第4 監査の結果

1. 総合政策部

(1) 部の役割及び枚方市の政策について

① 総合政策部の役割について

総合政策部は、主に市政の総合計画及びその調整並びに行政評価及び事務事業の見直しの総括を担っており、総合戦略の基本目標の1つである「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める」ための事業を枚方市全体として効果的かつ効率的に実施できるよう全体として企画・立案・調整する役割を担っている。また、他の地方自治体でも最近力をいれているシティプロモーションの推進に係る企画・立案に関する役割も担っている。

総合政策部の所管する事務としては、枚方市事務分掌条例（昭和42年枚方市条例第23号）第2条において、以下のとおり定められている。

(事務分掌)

第2条 室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。

総合政策部

- (1) 市政の総合計画及び調整に関すること。
- (2) 行政評価に関すること。
- (3) 広域行政の推進に係る総合調整に関すること。
- (4) 行政改革の推進に関すること。
- (5) 行政組織に関すること。
- (6) 事務事業の見直しの総括に関すること。
- (7) 地方分権の推進に関すること。
- (8) まちの魅力の向上及び発信に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌条例第2条

また、各課の役割については、枚方市事務分掌規則第6条において、以下のとおり定められている。

(総合政策部の事務)

第6条 総合政策部の課において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

企画課

- (1) 市政に係る調査研究、企画及び総合調整に関すること。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) 事務事業(建設事業並びに行政財産である土地及び地上権等の権利(以下「用地」という。))の取得事務に限る。)の審査に関すること。
- (4) 事務事業の進行管理の総括に関すること。
- (5) 施策評価に関すること。
- (6) 地方分権の推進に関すること。
- (7) 総合計画審議会に関すること。
- (8) 市議会の会議における質問に係る連絡調整に関すること。
- (9) 広域行政に関すること。
- (10) 民間活力の導入の推進に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (11) ポイント制度事業者選定審査会に関すること。

ひらかた魅力推進課

- (1) シティプロモーションの推進に係る企画、立案及び調整に関すること。
- (2) まちの魅力向上に係るマーケティングに関すること。
- (3) 市長の特命に係る調査研究、企画、立案及び総合調整に関すること。
- (4) シティプロモーション推進事業者選定審査会に関すること。

行革推進課

- (1) 行政改革の推進及び執行管理に関すること。
- (2) 他の執行機関等との行政改革の推進に係る調整に関すること。
- (3) 組織管理に関すること。
- (4) 事務事業の見直しに係る企画及び調整に関すること。
- (5) 社会保障・税番号制度の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (6) 外郭団体との調整の総括に関すること。
- (7) 提案制度に関すること。
- (8) 指定管理者選定委員会に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌規則第6条

② 枚方市の行政経営システムと施策評価について

枚方市では、(図表3)のとおり、平成22年度から評価・検証機能を織り込んだ行政経営システムを構築し運用している。枚方市行政組織上、総合政策部が総合計画や各事務事業の調整・総括、施策評価の主管を担っていることから、結果的に行政経営システム全体の整備と運用のコントロールを総合政策部が行っているといえる。

施策評価については、枚方市が作成している施策評価制度の概要によれば、「市民による評価を次年度以降の施策展開につなげていくことを目的とし、評価のプロセスを外部に公表し、市民への説明責任を果たすとともに、学識経験者や市民等の外部評価員（枚方市施策評価員）による評価も取り入れながら、市政運営の透明性と市民の市政への関心を高めることを目指す」ものとされている。施策評価は、行政経営システムの中の重要な機能の一つとして位置づけられることから（(図表4)の赤字囲み部分）、施策評価についても総合政策部がその音頭をとり毎年のとりまとめを行っている。

施策評価の概要、おおまかな流れや方法は、総合政策部へヒアリングした結果、次のとおりであった。

1. 役割の分担

「総合政策部」

施策評価の企画・調整・総括を行う。

「各部各課」

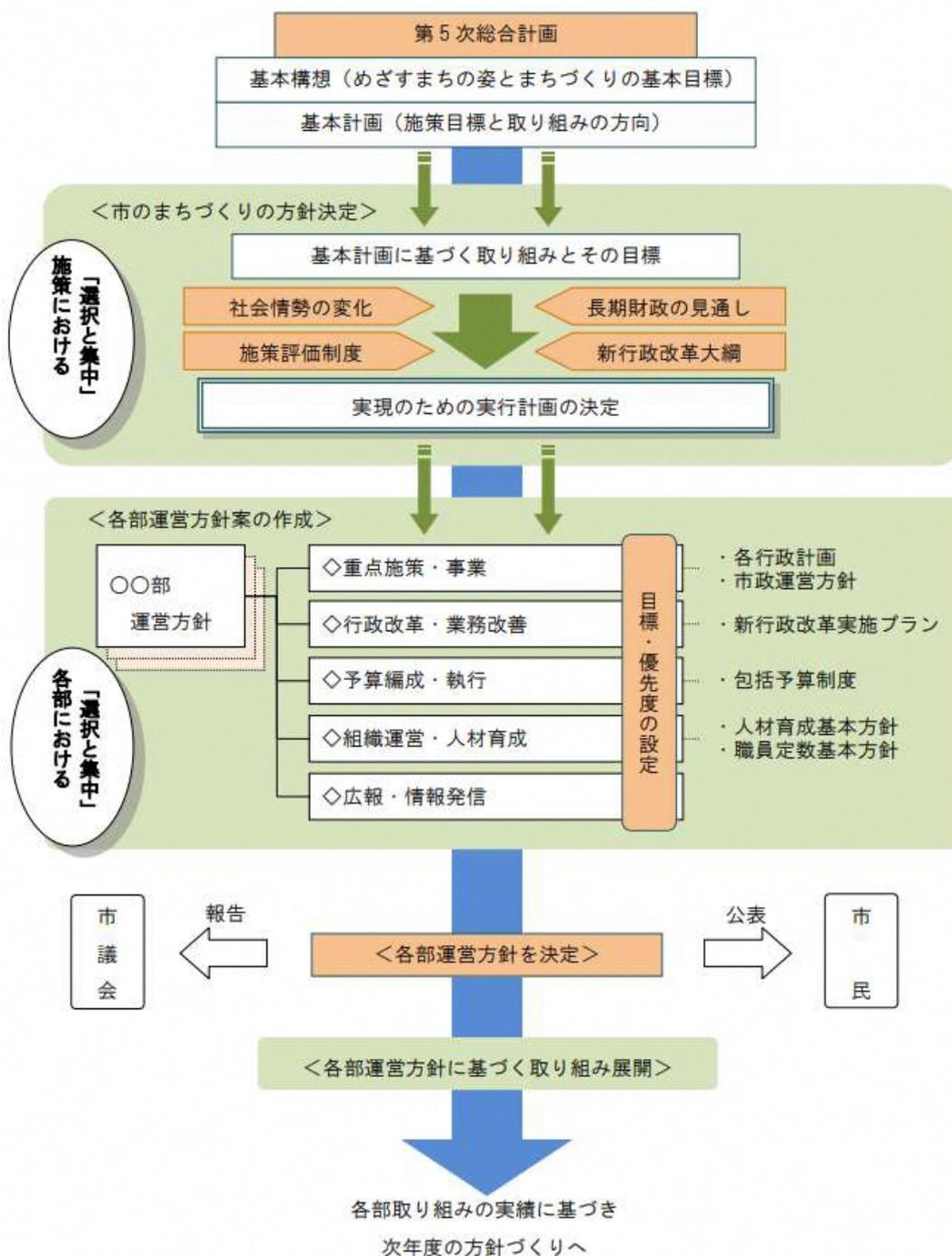
実行計画管理シートを作成・更新し、総合政策部に提出する。

2. 例年の流れと方法

- (1) 6月初旬以降総合政策部からの依頼に基づき、各部各課が、実行計画管理シート（(図表5)参照）を作成・更新する。
- (2) 各部各課は部内で調整のうえ、6月下旬迄に総合政策部に提出する。
- (3) 7月上旬から8月中旬にかけて枚方市施策評価委員による施策評価が行われる。
- (4) 総合政策部が、施策評価のとりまとめを行い、施策評価報告書を作成する。
- (5) 9月上旬に議会報告が行われる。

そこで、施策評価についての実際の進め方や実態を理解するため担当課にヒアリングを行うとともに、平成29年度及び平成30年度枚方市施策評価報告書並びに各事業の実行計画管理シートを閲覧して施策評価が有効にかつ実質的に行われているかどうかを監査した。

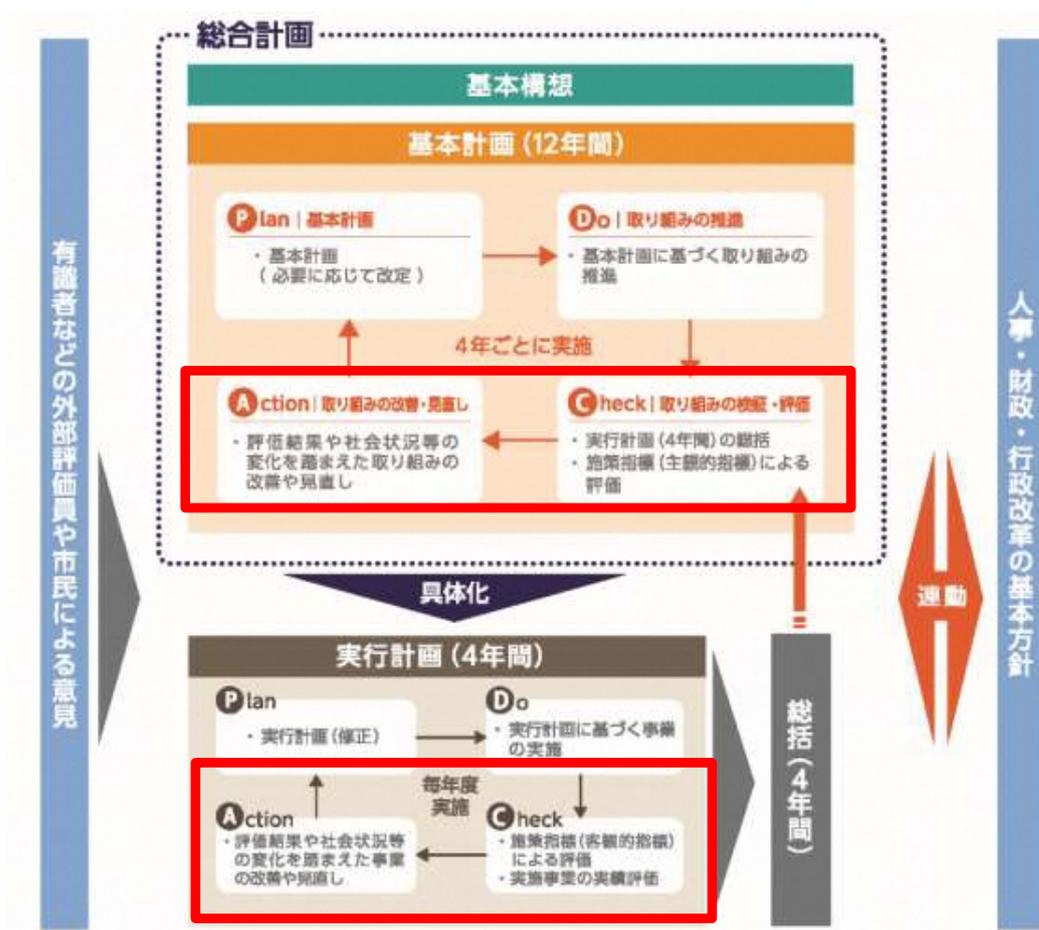
(図表3) 【行政経営システムの流れ<イメージ>】



(出典) 平成29年度「部の運営方針」添付資料はじめに／行政経営システムの流れ

(図表4) 【各種計画における施策評価の位置づけ】

施策評価は、いわゆるPDCA⁸サイクルにおいてC（check：取り組みの検証・評価）とA（action：取り組みの改善・見直し）の機能を持つ。



(資料) 平成 29 年度施策評価報告書 2 頁に基づき作成。

⁸ PDCAサイクルとは、「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～（平成 21 年 3 月地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会）」によれば、「自らを取り巻くリスクを洗い出し、組織マネジメントのあるべき方向性を首長がきちんと認識した上で、自らの判断で整備・運用を行い、評価・改良を図る」ことをいう。

(図表5) 【実行計画管理シート (サンプル例)】

(様式2) 実行計画管理シート

事業名	1	防災体制強化事業	部・課	市民安全部 危機管理室
総合計画との関係	基本目標等	安全で、利便性の高いまち		
	施策目標等	1 災害に対する備えができています。		
	取り組みの方向	1-① 市の防災体制の強化を図るとともに、市民一人ひとりが防災意識を高め、大規模災害の発生に備えます。		
	(関連施策目標等)	2 災害時に、迅速・的確に対応できるまち		
	(関連施策目標等)	4つの重点的に進める施策との関係		
総合計画との関係	基本目標			
	施策目標			
市長公約との関係	＜所信表明・市政運営方針での表現＞			
	所信表明	○	市民生活に大きな被害を及ぼす大規模地震や集中豪雨などの自然災害が生じている中、喫緊の課題への対応として防災対策を一層推進する。	
	2016(H28)年度 市政運営方針			
	2017(H29)年度 市政運営方針			
	2018(H30)年度 市政運営方針			
事業概要 (目的・内容等)	防災体制の強化を図るため、業務継続計画(BCP)に基づき、災害時の業務継続体制を確保する。また、自然災害の発生に備え、地域防災計画に基づき重要物資等の防災備蓄品を選定し管理を行う。			

取り組み状況

これまでの取り組み状況	東日本大震災による教訓を基に、平成26年には地域防災計画の改訂及び新たに業務継続計画(BCP)を策定すると共に、備蓄品の調査・研究を実施し近い将来に高い確立で発生する可能性がある南海トラフ巨大地震への備えを進めている。 また、平成27年度には、情報共有を行うことで市役所各部が横断的な対応が可能となるよう災害情報システムを導入し、初動体制の確立及び応急対応力の向上を図った。			
2016(H28)年度の取り組み	予定・目標	①地域防災計画、業務継続計画及び国民保護計画等を改訂し、体制の強化・確立を図る。 ②大阪府が新たに設定した重要物資備蓄目標量を勘案した市の備蓄品充実を実施。 ③災害情報システムの活用・習熟に努め、庁内の災害対応力向上を図る。		
	実績(一部)	①機構改革にともなう変更及び、上位計画(国、大阪府)との整合性を図り、地域防災計画の改訂および国民保護計画の改訂を行ない、業務継続計画(BCP)については機構改革に伴う非常時優先業務について見直し改訂を行った。 ②賞味(消費)期限を迎える備蓄品がある事も踏まえ、備蓄計画の研究と一部刷新をおこなった。 ③6月に災害対策本部事務局訓練、1月に災害対策本部訓練を実施した他、各部においても部内訓練を実施して習熟に努めた。		
2017(H29)年度の取り組み	予定・目標	→推進		
	実績(一部)	①大阪府が平成29年度内に策定するとしていた、大阪府受援計画の動向を確認していた。本市においては、平成30年度に受援計画の策定とともに、地域防災計画、業務継続計画(BCP)の改訂に取り組むこととした。 ②大阪府が新たに設定した重要物資備蓄品の内、市で備蓄できていなかった品目について、購入計画を立てた。 ③6月に災害対策本部事務局訓練、1月に災害対策本部訓練を実施した他、各部においても部内訓練を実施して習熟に努めた。		
2018(H30)年度の取り組み	予定・目標	→推進		
	実績(一部)			

2019(H31)年度の取り組み	→推進
備考	

課題・今後の対応	平成30年3月に大阪府の受援・応援計画が一定示されたことにより、平成30年度に本市においても受援計画の策定を行う。また、これにともない地域防災計画と業務継続計画(BCP)の改訂も行う。 平成28年度に災害情報システムの本格稼働を始めたが、全庁的にシステムの習熟者を増やし、より円滑に災害時対応ができる体制をめざす。
----------	--

達成状況(実行計画)	○:達成に向けて進行・継続中	達成状況(市長公約)	○:達成に向けて進行・継続中
------------	----------------	------------	----------------

関連指標

指標名	指標の種類	H26	H27	H28	H29	H30	H31	目標値(H31)	単位
重要物資備蓄目標達成率	○	97.3	106.3	148.5	149.2			100	%
指標の説明		【備蓄目標(市分損)]:食糧84,261食 毛布(保温用資材)46,812 【備蓄数]:アルファ化米95,800食 毛布+断熱シート86,492						当初目標値	達成可能
重要物資備蓄品の中で、特に重要であるアルファ化米と毛布についての備蓄目標達成率の平均									
指標名	指標の種類	H26	H27	H28	H29	H30	H31	目標値(H31)	単位
見直し・修正等の実施回数		1	0	1	0			1	回
指標の説明		平成28年度、機構改革等にもなう見直しを行なった。						当初目標値	達成可能
各部署における業務継続計画(BCP)の見直しに関する照会をした回数									
指標名	指標の種類	H26	H27	H28	H29	H30	H31	目標値(H31)	単位
災害情報システム操作習得者		—	86	179	290			375	人
指標の説明		平成29年度に災害対策本部事務局員と新任者(初心者)に対して災害情報システム操作研修を実施。111名が受講した。						当初目標値	達成可能
災害情報システム操作研修を受講した者の延べ人数									
指標名	指標の種類	H26	H27	H28	H29	H30	H31	目標値(H31)	単位
指標の説明								当初目標値	達成可能

事業費(決算ベース)

単位:千円

年度	事業費総額	国庫支出	府支出金	起債	受益者負担	その他	一般財源
2016(H28)年度	21,063	0	0	0	0	0	21,063
2017(H29)年度	15,153	0	0	0	0	0	15,153
2018(H30)年度	0						
2019(H31)年度	0						

整備事業の場合の総事業費	0千円	(建設経費)	0千円	、用地費	0千円
--------------	-----	--------	-----	------	-----

(2) 施策評価全般について

(問題点等)

(1) 企画課は、施策評価にあたって各部各課に適切に指導・モニタリングを行うべき（施策評価事業の有効性）

本報告書の監査の結果に関する記載の全体にわたって記載していることであるが、当該事業の有効性を測る指標として設定された重要業績評価指標が、そもそも成果指標として適切でないものが発見された。

【関連指標がそもそも成果指標として適切でないケース（例示）】

事業名	現在の関連指標	望ましい関連指標の例	記載頁
地域産業基盤強化事業	地域産業基盤強化奨励金を利用した新規立地及び設備投資した件数（累計）	市内製造業の製造品出荷額	95
中小企業経営安定化支援事業	地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数	経営相談件数 制度利用者の満足度 制度利用件数	107

また、PDCAサイクルの運用上、関連指標についてさらなる活用の余地があるものが認められた。

【関連指標についてさらなる活用の余地があるケース（例示）】

事業名	関連指標	課題	記載頁
地域産業基盤強化事業	地域産業基盤強化奨励金を利用した新規立地及び設備投資した件数（累計）	積算時の集計誤り	94
中小企業経営安定化支援事業	地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数	目標値を大幅に超過しているが、見直しがなされていない。	107
枚方市駅周辺賑わい創出事業	枚方市駅周辺の広場におけるイベント参加者数	目標値を大幅に超過している。	142
自転車通行空間・歩行空間整備事業	歩道の設置延長距離	新たな目標値を設定すべきである。	201
交通安全啓発事業	—	そもそも目標値が定められていない。	205

このように、複数の事業において指標が適切ではないケース、指標についてさらなる活用の余地があるケースが認められた。当該施策評価をとりまとめする総合政策部は適切に指標が設定され、活用されるようにガイドラインを策定することが必要である（意見番号1）。また、形式的に実行計画管理シートが作成されたり施策評価が行われることがないよう各部各課への指導とモニタリングをより適切に行うべきである（意見番号2）。

(2) 施策評価員の評価結果の活用について（施策評価事業の有効性）

例年7月上旬から8月中旬に施策評価員による施策評価が行われて、施策評価員から施策評価に対する意見や提案を受けている。

しかしながら、実行計画管理上単年度での反映が難しいものについては、中長期的な計画を策定するなどして中長期的に意見や提案を活用できるよう消し込みして管理すべきであるが、これらの計画等が策定されていない。例えば、健康・医療電話相談事業について、相談内容の分析を行い、改善につなげていくべきであるとする提案・意見等、平成29年度の施策評価に対する意見・提案として挙げた事項が、平成30年度の施策評価に対する意見・提案としてふたたび挙げていたものもあった。このように、複数年にわたって同じ意見・提案を受けている事業については、単年度で改善できなかった理由を各課と共有した上で翌年度に引き継ぎ、複数年にわたって同じ意見や提案を受けている理由を各課と継続して共有することが必要である。その上で、前年度以前の評価結果を各課に振り返ってもらい翌年度以降に活用できるような仕組みを検討し、改善に向けた取り組みを着実に進める必要がある（意見番号3）。

(3) 補助金の見直しについて

枚方市では行財政改革を推進する中で、各種事務事業の見直しとともに補助金の見直しに取り組んでいる。補助金を取り巻く状況は今後も絶えず変化していくことが予想されることから、補助事業の有効性をより高めるため、定期的に見直しを行う方針である。また、少子高齢化の進展等により市税収入の減少が見込まれる中においても、人が集まるまちづくりを目指し、多くの施策を着実に実行していく必要があることから、補助事業においても費用対効果を意識するとともに、行政の担う役割の明確化、適正化・最適化の必要性について検討し、「補助金の見直しに関する方針」を策定し、本方針に基づいた補助金の見直しを実施している。

このことについて、主に事業の経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性⁹の観点から資料の閲覧及びヒアリングを行った。

⁹ これらの定義や具体的な視点については本報告書 35 頁を参照されたい。

(問題点等)

(1) 補助金の終期設定の根拠について

現在、枚方市では、補助金についてサンセット方式¹⁰を導入し、原則として3年間を見直しの期間として定め定期的な見直しを実施する試みを行っている。事実、枚方市が作成した補助金一覧には、全ての補助金について始期と終期が設定されていた。

補助金の定期的な見直しを行うことは、補助金交付の効果測定のを機会を設定することであり望ましいことである。

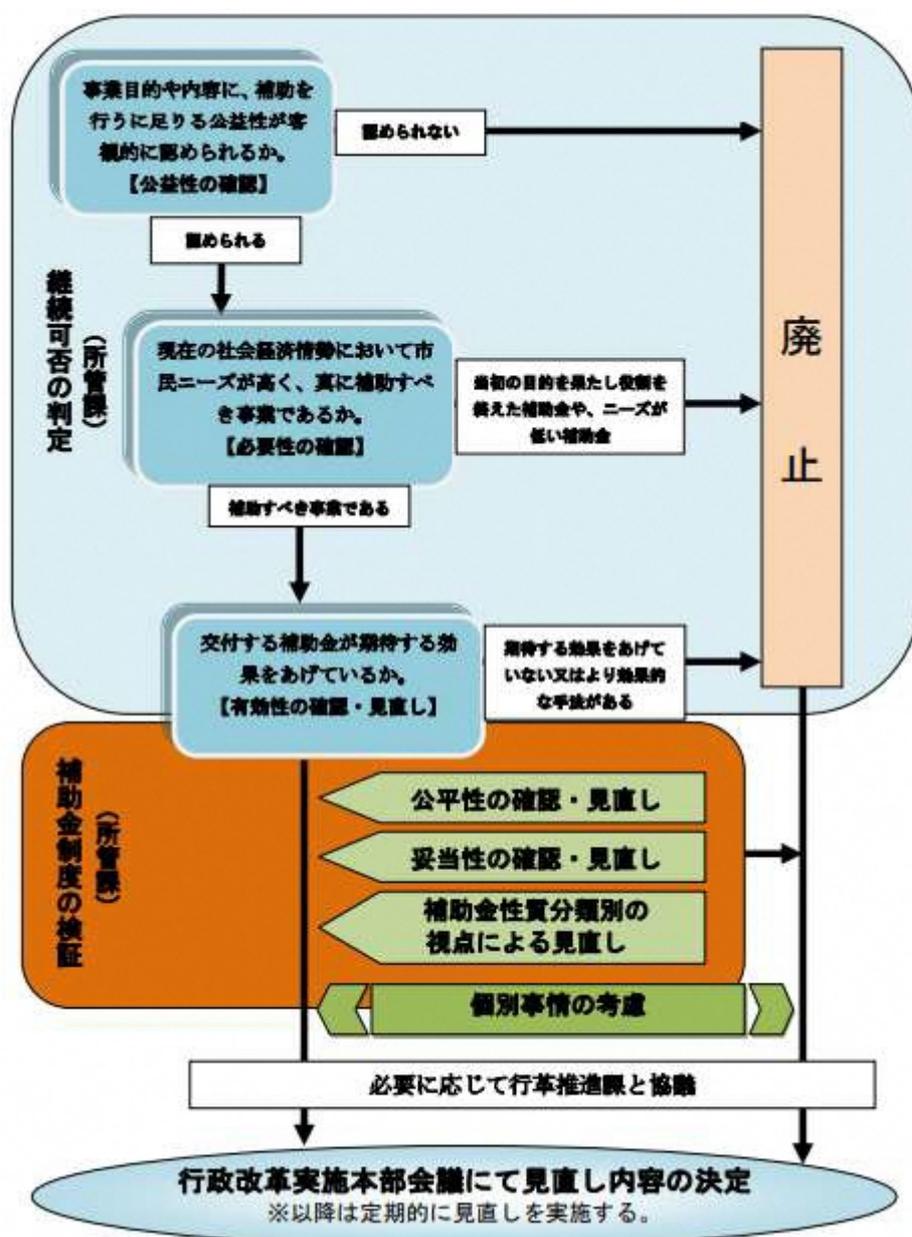
ただし現状は、サンセット方式の根拠が条例や要綱等に規定されていないことから、サンセット方式の具体的な運用方法や終期の定め方等について、具体的に条例や要綱等で規定することの必要性について検討を加えた。

このことについて、平成29年2月7日事務連絡にて、行革推進課から「補助金の見直しに関する方針」が示されており、担当課では個々の補助金要綱の改正は不要であるとの通知がなされている。担当課は、この方針に従い、個々の対応は行っていない。

そこで、枚方市全体の補助金のサンセット方式の運用方法について、「補助金の見直しに関する方針」及び「枚方市補助金に係る補助制度の定期的な見直しに関する要綱」を策定し補助金の見直しを統括している行革推進課にヒアリングを行ったところ、個々の補助金要綱を改正することも検討したが、各補助金要綱を個々に改正していくのは業務が煩雑になるということ、補助金の見直しの管理を行革推進課で一元管理したいという考えがあること、交付要綱が制定されていない補助金制度があることから各補助金要綱への終期の設定は行っていないとのことであった。このため現時点においては、枚方市全体として、終期の設定を含めサンセット方式を導入することについては「枚方市補助金に係る補助制度の定期的な見直しに関する要綱」が根拠となっている。以下が、補助金見直しの流れを示したフローチャートである。

¹⁰ 補助制度等について、予め制度の終期を条例や規則、要綱等で明示しておくことをいう。

【※見直しの流れ（フローチャート）】



（出典）「補助金の見直しに関する方針」

確かに枚方市における方法でも、行革推進課が一元管理することによって、補助金の利用者たる市民や事業者に対して一定の見直しの方針を示すことは可能であり、公益性・透明性の要請は一定程度満たすとも考えられる。しかしながら「補助金の見直しに関する方針」及び「補助金チェックシート」は枚方市ホームページ上に掲載されてはいるものの、「枚方市補助金に係る補助制度の定期的な見直しに関する要綱」は掲載されておらず、補助金の利用者である市民や事業者に対しての周

知としては、補助金の交付申請手続きの際に、直接目に触れる各補助金交付要綱による方が効果的である。また、「補助金の見直しに関する方針」は、補助金の見直しについて全般的な方針や考えは示しているが、個々の補助金に対してのサンセット終期の設定を確認するためには、「枚方市補助金に係る補助制度の定期的な見直しに関する要綱」が枚方市ホームページ上で掲載されていない現況では、「補助金チェックシート」を確認せざるを得ない。これらのことからサンセット終期等については各補助金の直接の取り扱いの指針となる各補助金要綱へ記載することがより適切である。

また、枚方市においては、平成 18 年の包括外部監査において、

- ・補助制度に対して期限を付する、いわゆる「サンセット条項」について規定すべき。
- ・また、この補助金に期限を付することについて、市全体として設ける仕組みを補助金交付規則で規定すべき。（特に特定団体への運営費補助について）

以上の 2 点が意見とされている。これに対する措置として、平成 27 年 4 月には「枚方市行政改革実施プラン及び改革・改善サイクルに基づく補助金等の整理合理化の状況をふまえ、補助制度ごとに必要に応じて個別に期限を定めることとしますが、補助制度に対して期限を付することについての規定を統一的に規則に置く必要が生じた時期に、枚方市補助金等交付規則の改正を行う」ことが示されている。

しかしながら、現状の「統一的に規則に置く必要が生じた時期」について必要が生じる場合とは何かを検討されずに、「枚方市補助金に係る補助制度の定期的な見直しに関する要綱」のみが制定されている状態は措置の主旨に反している（意見番号 4）。

なお、全国的にみても、サンセット方式の設定の方法として、各補助金交付要綱に終期を記載するという方式が多く見受けられ、大阪府内では、交野市において補助金交付要綱の制定時に終期を必要項目とする個別の交付要綱を制定すること、サンセット方式を導入することが平成 28 年 5 月発行の「補助金等のあり方に関するガイドライン」に記載されている等、全国的にも類似の事例¹¹が多く見られる。

¹¹ その他下関市等の事例は参考になると考えられる。

(4) 市内大学連携・交流事業

① 事業の概要

事業名	市内大学連携・交流事業
担当部・課	総合政策部 ひらかた魅力推進課
事業形式	補助金・負担金・分担金
事業概要	大学の知的資源や学生の活力をまちづくりに生かすため、市内5大学と枚方市で構成する「学園都市ひらかた推進協議会」の取り組みとして、市内の小学生を対象にした大学での学習体験や、特色ある各大学の専門知識などを生かした生涯学習講座を市民に提供する。また、市内大学と地域との交流を促進し、教育などさまざまな分野で学生と連携した取り組みを推進する。
平成 29 年度の取り組み	小学生が各大学の設備体験や授業体験等を行う「子ども大学探検隊」を3大学で実施し、合計92人の参加者があった。 市内大学の専門的な知識・情報を学習することができる講座である「ひらかた市民大学」を5大学で実施し、延べ163人の参加者があった。 学生による枚方市内の魅力的なスポットの写真を募集した「ひらかた魅力発信コンテスト」では、入選作品の表彰や市内5大学を紹介する冊子を作成し、各大学の特色を市内外に発信した。
平成 29 年度事業費	180 千円

② 学園都市ひらかた推進協議会

枚方市内には、専門分野に秀でた個性豊かな5つの大学¹²が所在しており、約1万8,000人の学生が学んでいる。枚方市は、このような特色ある大学の存在や、活力ある学生の存在を「まちの財産」と考え、各大学が持つ専門的な知識・情報や、学生の活力を、まちづくりに活かすため、平成11年度に、大学と市で、「学園都市ひらかた推進協議会」を設立し、活動を行っている。学園都市ひらかた推進協議会は、枚方市及び枚方市内にある5大学で構成されており、「学園都市ひらかた推進協議会規約」に基づき、枚方市及び5大学による負担金を資金として運営されている。

学園都市ひらかた推進協議会は、枚方市長及び各大学の代表者を委員として、年に1度開催されている。また、協議会の円滑な運営を図るため、協議会の下部組織として幹事会及び事業部会が設置されており、具体的な事業の内容等は幹事会及び事業部会にて決定されている。

¹² 大阪歯科大学・関西医科大学・関西外国語大学・摂南大学・大阪工業大学、なお、協議会の発足当初は大阪国際大学が含まれていたが、大学の移転に伴い、平成29年3月31日協議会から退会しているため、現在は5つの大学となっている。

平成 29 年度における学園都市ひらかた推進協議会の決算の概要は以下のとおりである。

款	決算 (円)
(収 入)	
分担金及び負担金	330,000
諸収入	37,809
前年度繰越金	1,001,342
収入合計	1,369,151
(支 出)	
会議費	1,973
事業費	「ひらかた市民大学」事業経費 182,000 「子ども大学探検隊」事業経費 138,631 中高生を対象とした大学体験事業補助経費 66,518 ひらかた魅力発信コンテスト 587,840
事務費	2,592
雑費	3,456
支出合計	983,010
収支差額	386,141

(資料) 総合政策部より入手した「学園都市ひらかた推進協議会 平成 29 年度決算」に基づき作成。

(問題点等)

(1) 学園都市ひらかた推進協議会の議事録について

平成 29 年度に開催された第 18 回学園都市ひらかた推進協議会の議事録を要求したところ、学園都市ひらかた推進協議会の議事録を作成していないとのことであった (結果番号 1)。

推進協議会の事業の運営等は幹事会及び事業部会で実施されているにしても、協議会としての予算及び決算については、推進協議会において決議すべき事項であり、それを明確とするために議事録を残すことは必須である。

(2) 重要業績評価指標の設定と測定について

市内大学連携・交流事業の重要業績評価指標、目標値及び実績は以下のとおりである。

関連指標

指標名	数値指標	指標の 実績 (評価)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	目標値(H31)	単位
市と大学との連携事業に参加した市民の人数	○	指標の 実績 (評価)	-	334	383	255			410	人
指標の説明			より多くの市民に参加してもらえよう、今後の実施内容等について大学側と検討、調整していく必要がある。							当初目標値
ひらかた市民大学・子ども大学探検隊に参加した市民の人数										
指標名	数値指標	指標の 実績 (評価)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	目標値(H31)	単位
市と大学との連携事業に参加した学生数	○	指標の 実績 (評価)	-	1,775	1,659	1,738			4,700	人
指標の説明			より多くの学生の協力が得られるよう、市内大学との連携をさらに深めていく必要がある。							当初目標値
イベントの開催など市と市内大学との連携事業に参加した学生数										

(出典) (様式2) 実行計画管理シート 141_H30 実行計画管理【市内大学連携・交流事業】

当該事業は「地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち」を施策目標とし、学生の活力を生かしたまちづくりを進めるため、学生による教育や市政運営等のまちづくりへの参画を図っており、具体的な事業内容は、以下の二つに分類される。

- ①大学が市民向けの講義や体験学習を実施する事業
- ②枚方市と市内大学が連携して実施する事業

これら2つの事業の重要業績評価指標として、以下が設定されている。

- ①ひらかた市民大学・子ども大学探検隊に参加した市民の人数
- ②市と市内大学との連携事業に参加した学生数

平成29年度において実施した市内大学との連携実績を集計している資料である「市関連事業等における市内大学連携実績」欄には、市と市内大学との連携事業に参加した学生数ではなく各事業における協力人数及び協力人数のうちの学生数の合計数が記載されていた。

②の指標は「学生数」とされているにもかかわらず、実績の人数欄や目標値には協力人数の合計数が記載されており、両者は整合しておらず、指標の測定方法として適切ではない(結果番号2)。

また、市及び市関連団体と市内大学の連携事業として32事業が記載されているが、これらの事業の多くはひらかた魅力推進課の事業ではなく、枚方市の他の担当課の事業である。本来、重要業績評価指標は、当該事業を所管する担当課の努力により変動するもの、つまり、当該担当課がコントロール可能な指標とする必要がある(意見番号5)。このため、他の担当課の事業における参加人数を目標指標としていることは適切ではない。例えば、市と市内大学との連携事業の事業数のように、ひらかた魅力推進課が大学と連携して新しい事業を実施する等の努力により達成可能な目標指標とすべきである。

(3) 市内大学連携・交流の産学連携も含めた推進について

市内大学連携・交流事業では、大学の授業を市民に提供するという動きと、大学生がまちづくりに参画する大学と官の関係は出来ているが、そこに産業も含めて産学官連携とすることで、企業と大学の共同研究による新事業の創出や新商品の開発、大学生の市内企業への就職の促進等の波及効果があり、市内での経済活動が活発化すると考える。

大学と行政が行っている連携に産業を加えることで、市民大学やまちづくりへの参加等の現在行っている事業の中でも実施できる事業の幅が広がる余地がある。担当課は、これまでの枠組みを超えて産学官の連携を図る取り組みを推進していくべきである（意見番号6）。

なお、この点について、担当課からは、今後新たな産学官連携を進める基盤として、関西外国語大学を除く大阪歯科大学、関西医科大学、摂南大学、大阪工業大学と北大阪商工会議所・資生堂と産学公連携プラットフォームを立ち上げ、このプラットフォームも活用し、様々な連携を進めていくという方向性が示されている。

2. 財務部

(1) 部の役割及び枚方市の政策について

① 財務部の役割について

財務部は、主として、都市経営の根幹をなす「財政」「税」「契約」「財産」に関連した業務を担う部署であり、総合戦略の基本目標の1つである「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める」ための事業を円滑に遂行するための根幹を支える役目を果たしている。

財務部の所管する事務としては、枚方市事務分掌条例第2条において、以下のとおり定められている。

(事務分掌)

第2条 室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。

財務部

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 予算その他財政に関すること。
- (3) 市有財産の総括管理及び活用に関すること。
- (4) 契約に関すること。
- (5) 工事の検査及び審査に関すること。
- (6) 市税に関すること。
- (7) 財産区に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌条例第2条

また、各課の役割については、枚方市事務分掌規則第9条において、以下のとおり定められている。

(財務部の事務)

第9条 財務部の課において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

資産活用課

- (1) 市有財産の有効活用に係る調査研究、企画及び総合調整に関すること。
- (2) 公共施設マネジメントの推進に関すること。
- (3) 市営住宅の管理に関すること。
- (4) 土地開発公社に関すること。

財産管理課

- (1) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 行政財産の管理の総括に関する事。
- (3) 不動産の取得、処分、交換及び賃貸借に係る鑑定に関する事。
- (4) 不動産の取得に係る損失補償金の算定に関する事。
- (5) 市有財産の登記に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (6) 市有建築物等の損害共済及び賠償保険に関する事。
- (7) 寄附収受に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (8) 地価公示及び地価調査に関する事。
- (9) 財産区に関する事。

財政課

- (1) 予算の編成及び執行管理に関する事。
- (2) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (3) 市債及び地方交付税に関する事。
- (4) 財政事情の公表に関する事。
- (5) 市議会に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。

契約課

- (1) 契約事務の総括に関する事。
- (2) 工事その他の請負契約及び業務委託契約に関する事。
- (3) 物品の売買及び賃借契約に関する事。

工事検査課

- (1) 建設工事の検査に関する事。
- (2) 建設工事の設計及び施行に係る審査に関する事。
- (3) 建設工事に係るコスト縮減に関する事。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく建設資材の再資源化の促進に関する事。

税務室税制課

- (1) 室内の連絡調整その他室の庶務の総括に関する事。
- (2) 税制の調査研究、税収の向上対策の企画及び税務事務の総合調整に関する事。
- (3) 税総合オンラインシステムに係る汎用コンピュータの管理・運用及びシステム開発に関する事。
- (4) 税務関係の手数料の徴収に関する事。
- (5) 利子割交付金その他税に係る交付金に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (6) 固定資産評価審査委員会に関する事。

税務室市民税課

- (1) 市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の課税に関すること。
- (2) 府民税の賦課徴収に関する報告等及び徴収取扱費に関すること。
- (3) 所管する税に係る証明に関すること。

税務室資産税課

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税に関すること。
- (2) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (3) 住宅の登録免許税の軽減及び事業用資産の買換えに対する課税の特例に係る証明その他所管する税に係る証明に関すること。
- (4) 固定資産評価員に関すること。

税務室納税課

- (1) 市税の収納に関すること。
- (2) 市税の督促、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- (3) 所管する税に係る証明に関すること。
- (4) 市税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (5) 納税貯蓄組合に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌規則第9条

② 枚方市の財政状況の現状について

枚方市の財政の状況は、枚方市ホームページ上に公表されている「平成29年度 決算の概要」によると、一般会計は、実質収支・単年度収支ともに黒字を計上している。歳入のうち、市税収入については、法人市民税が税制改正による法人税割の税率引き下げの影響等により1億4,783万円の減収となったものの、個人市民税が雇用や所得情勢の改善等により3億4,593万円の増収、固定資産税が家屋の新築等により3億7,313万円の増収となったことで、市税収入全体では5億4,082万円の増収となっている。また、地方交付税が7億5,778万円の増加、府支出金が13億577万円増加した一方で、繰入金が39億5,345万円の減少となったことなどにより、歳入全体では11億4,539万円の減少となっている。

③ 枚方市の財政状況の課題について

必要な事業を実施するためには安定的な歳入の確保が必要である。

(2) ふるさと納税について

財務部では安定的な歳入の確保の一手段として「ふるさと納税」への対応を強化している。

ふるさと納税とは、「総務省のホームページ」によると都道府県、市区町村への「寄附」をいい、この制度は「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されている。

一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除される。ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となる。

ふるさと納税制度は、自分のふるさとに限らず、いずれの自治体も対象に行えることから、各自治体は、ふるさと納税に対する考え方や、寄附金の使い道等をホームページ等で公開し、寄附を募っている。

またふるさと納税は平成29年4月1日付け総務省通知「総税市第28号」に則り、納税者に対して寄附額の3割を目安¹³として返礼品(特産品)の送付が行われている。

なお、平成30年4月1日付け総務省通知「総税市第37号」においては、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることをふまえ「地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切である」とされた。

① ふるさと納税の状況について (全国)

ふるさと納税は平成20年度から導入された制度であるが、利用者及び寄附金額、控除額が全国的にも増加してきている。

(単位：千円)

寄附年	個人寄附件数	寄附金額	控除年	市民税控除額
平成26年	435,720	34,111,165	平成27年度	11,063,794
平成27年	1,295,312	146,998,165	平成28年度	59,950,476
平成28年	2,252,793	254,040,784	平成29年度	105,999,974

(資料) ふるさと納税に係る控除の適用状況(総務省HP)に基づき作成。

枚方市も全国の状況と同じ状況であり利用者及び寄附金額、控除額が増加してきている。

¹³ 平成29年4月1日付け総務省通知「総税市第28号」によれば、いわゆる返礼割合に関して、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすることが助言されている。

(単位：千円)

寄附年	個人寄附件数	寄附金額	控除年	市民税控除額
平成 26 年	52	2,483	平成 27 年度	39,764
平成 27 年	50	103,843	平成 28 年度	224,885
平成 28 年	4,093	119,843	平成 29 年度	400,288

(出典) 財務部より入手した「ふるさと寄附金額と税額控除の状況」

② ふるさと納税の課題について

上記のようにふるさと納税は全国的に増加傾向であり、一部の団体においては、返礼割合が高い返礼品をはじめとした、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられていることなども、最近では話題として取り上げられている。枚方市においても、同様の課題があると考えられたことから、以下ふるさと寄附金推進事業について検討した。

③ 事業の概要

事業名	ふるさと寄附金推進事業
担当部・課	財務部税務室 税制課、総合政策部 ひらかた魅力推進課、産業文化部 商工振興課
事業形式	委託
事業概要	枚方市への寄附額を増やすために、ふるさと寄附金が一定額以上の場合において、枚方市の特色のある返礼品を用意するなどにより、枚方市の地域産業を広く知っていただくとともに、ふるさと寄附金の推進を図る。 【変更（平成 28 年度 9 月補正）】平成 29 年度に実施予定であった、寄附額に応じた返礼品の発送及び返礼品の品目の拡充を実施する。
平成 29 年度の取り組み	寄附者に送付する返礼品について、さらなる充実を図るため、公募による追加を行い、4 月からは 152 品目に拡充を行った。さらに 12 月からは新たに 15 品目を加え、3 月末には約 160 品目となった。また、「枚方市動物愛護基金」を新たな使い道として追加した。また、リピーターの増加を目的とし、枚方市へふるさと寄附金をした方に対して、返礼品や基金の追加の情報提供を行った。その結果、平成 29 年 4 月から 3 月までの寄附額が 287,041 千円となっている。
平成 29 年度事業費	86,749 千円

(問題点等)

(1) 市内居住者への返礼品の送付について

枚方市内居住者の枚方市へのふるさと寄附金額の割合は、平成 29 年度（4 月～3 月）における実績が①枚方市内に居住する個人からの寄附額 114,421 千円、②ふるさと寄附金総計額（枚方市内に居住する個人からの寄附額と枚方市外の個人からの寄附額の合計）287,041 千円であり（出典：寄付の件数及び金額に関する調査 平成 29 年度）、約 40%程度（＝①／②）となっている。

①には、9 月に実施された多額の個人寄附金が含まれていることから、この影響を除くと「ふるさと寄附金の推進に係る関係部署会議（平成 29 年 7 月 11 日）」の議事録に記載のように、90%超は市外居住者からの寄附となっている。一方で、平成 29 年 4 月 1 日付け総務省通知「総税市第 28 号」において、「ふるさと納税の趣旨をふまえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。」とされた。

これを受けて、市内居住者への返礼品の送付は他の地方自治体でも取りやめが多くなっている状況（同上の会議資料）から、枚方市においても市内居住者に対する返礼品の送付について、見直しを検討する必要がある（意見番号 7）。

(2) 「Z 1 株式会社」「Z 2 株式会社」「Z 3 株式会社」との随意契約について

ふるさと寄附金推進事業の実施にあたり、「Z 1 株式会社」「Z 2 株式会社」「Z 3 株式会社」の 3 社と随意契約されている。以下が委託の状況である。

ア ふるさと納税支援サービス利用契約

【システム利用契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
ふるさと納税支援サービス利用契約	Z 1 株式会社	49 千円

契約方法	契約額
一者随意契約	月額 3,750 円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
前年度実績及び見積額に基づく。	掲載自治体が他のポータルサイトより多いこと、契約しているクレジット決済システムとの連携が容易、運用費用が最も安価。

【過去5カ年度における契約先及び手数料の推移】

年度	契約先	手数料
平成25年度	—	—千円
平成26年度	—	—千円
平成27年度	—	—千円
平成28年度	Z1株式会社	29千円
平成29年度	Z1株式会社	49千円

イ 指定代理納付者による歳入の納付に関する契約

【システム利用契約の概要】

契約名	契約先	平成29年度支出額
指定代理納付者による歳入の納付に関する契約	Z2株式会社	317千円

契約方法	契約額
一者随意契約	寄附金額の1%

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
前年度実績及び見積額に基づく。	個人情報の管理ができることと、枚方市が利用しているポータルサイトと連携しているのがZ2株式会社のみのため。

【過去5カ年度における契約先及び手数料の推移】

年度	契約先	手数料
平成25年度	Z2株式会社	32千円
平成26年度	Z2株式会社	1千円
平成27年度	Z2株式会社	2千円
平成28年度	Z2株式会社	222千円
平成29年度	Z2株式会社	317千円

ウ 枚方市ふるさと寄附金関係一括処理業務契約

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成29年度支出額
枚方市ふるさと寄附金関係一括処理業務契約	Z3株式会社	83,676千円

契約方法	契約額
一者随意契約	寄附金の12%及び返礼品代と配送料の実費

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
前年度実績及び見積額に基づく。	個人情報保護の観点から、個人情報の管理から返礼品の発送まで一括して行えるのが対象業者のみのため。

【過去5カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成25年度	—	—千円
平成26年度	—	—千円
平成27年度	—	—千円
平成28年度	Z3株式会社	58,328千円
平成29年度	Z3株式会社	83,676千円

ふるさと寄附金の推進に係る関係部署会議での議事録を閲覧したところ、ポータルサイトの実施や競争入札の実施の可能性について議論され、大手のポータルサイトとの比較も実施された結果、現時点では掲載自治体数、委託料及び使用料並びに個人情報の観点から3社に優位性があり随意契約を継続するという結論が得られている。

しかし、随意契約であるとしても、経済性の確保が必要であり、每期委託料等の引下げの交渉をすべきである。(意見番号8)。

(3)ふるさと納税の使途結果の告知について

ふるさと納税制度では、その使途について、地域の実情に応じた創意工夫を図り、予め十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果について公表を行うことで、当制度の目的が明確に実現されていくものである。

枚方市においては以下の項目を使途目的として明示されている。

選べる使い道

- 1 (仮称) 枚方市総合文化芸術センターの整備の推進
- 2 NPO活動の活性化と健全発展の支援
- 3 東部地域の里山保全
- 4 緑化の推進による良好なまちづくり

- 5 安全・安心施策の推進
- 6 ごみの減量及び適正なりサイクルの推進
- 7 福祉施策の充実
- 8 子どもの夢を育む取り組みの推進
- 9 子どもの読書活動の推進
- 10 動物愛護事業の拡充
- 11 市の施策全般

しかし、現状はふるさと寄附金の使途結果の告知について十分ではなく、ホームページ上その使途結果を告知するなど寄附金を充当する事業の成果について適切に公表を行うべきである（意見番号9）。

3. 産業文化部

(1) 部の役割及び枚方市の政策について

① 産業文化部の役割について

産業文化部は、商工業、観光、農業という産業と文化・生涯学習の振興を担う部であり、総合戦略の基本目標の1つである「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める」ための主要な事業を担う役割を果たしている。

産業文化部の所管する事務としては、枚方市事務分掌条例第2条において、以下のとおり定められている。

(事務分掌)

第2条 室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。

産業文化部

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) 市民文化及び都市交流に関すること。
- (3) 商工業及び観光に関すること。
- (4) 農業に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌条例第2条

また、各課の役割については、枚方市事務分掌規則第10条において、以下のとおり定められている。

(産業文化部の事務)

第10条 産業文化部の課において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

産業文化政策課

- (1) 産業、文化及び生涯学習の振興に係る施策の企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 観光の振興に係る施策の推進に関すること。
- (3) 都市交流の振興に係る施策の調整に関すること。
- (4) 大阪府都市競艇企業団に関すること。
- (5) 産業振興対策審議会に関すること。

商工振興課

- (1) 商工業の振興に係る施策の推進に関すること。
- (2) 地域経済に係る調査研究並びに情報の収集、分析及び発信に関すること。
- (3) 起業支援に関すること。
- (4) 雇用対策に関すること。
- (5) 就労支援に関すること。

- (6) 公設市場に関すること。
- (7) 地域活性化支援センターに関すること。
- (8) 大規模小売店舗立地審議会及び地域産業基盤強化奨励事業選定審査会に関すること。

ひらかた賑わい課

- (1) 地域の魅力向上に係る施策の推進に関すること。
- (2) 枚方市駅周辺の賑わいの推進に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 枚方宿地区のまちづくりに係る支援及び調整に関すること。

農業振興課

- (1) 農業の振興に係る施策の推進に関すること。
- (2) 農地の保全及び改良に関すること。
- (3) 保安林、治山その他林務に関すること。
- (4) 土地改良区に関すること。
- (5) 農業委員会との連絡調整に関すること。

文化振興課

- (1) 文化芸術の振興に係る施策の推進に関すること。
- (2) 市民会館に関すること。
- (3) 国際交流及び国際化に係る施策の推進に関すること。
- (4) 枚方市文化国際財団に関すること。
- (5) 文化芸術振興審議会に関すること。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の振興に係る施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習市民センターに関すること。
- (3) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る社会教育事業の実施に関すること。
- (4) 生涯学習推進審議会に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌規則第 10 条

また、産業文化部の施策については、次節で説明する枚方市産業振興基本条例に基づき実施されている。

② 枚方市産業振興基本条例について

枚方市の産業の振興に関する基本的な事項は、枚方市産業振興基本条例（以下、この節で「条例」という。）に定められている。

条例の目的は次のとおり、市民生活の向上という究極の目的のために、次の事項について促進することにある。

- ・ 次代の産業を担い、支える人づくり
- ・ 産業の基盤の安定
- ・ 産業の健全な発展

第 1 条 この条例は、京阪奈の結節点としての潜在力を持つ枚方市における産業の振興が地域の経済及び社会の活性化に果たす役割の重要性を踏まえ、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、次代の産業を担い、支える人づくりを促進するとともに、産業の基盤の安定及び強化並びにその健全な発展を促進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(抜粋) 条例第 1 条 (下線等は監査人追記)

産業の振興は、事業者¹⁴自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体¹⁵、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進することを基本方針とし（条例第 3 条第 1 項）、産業の振興は、各分野別に次に掲げる方針に基づき推進するものとされる（条例第 3 条第 2 項各号）。

第 3 条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

(1) 商業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、消費者にとっての魅力及び利便性を向上させる等、新たな顧客ニーズを開拓するとともに、交流とにぎわいの場を創出することにより、持続的な活性化を推進する。

(2) 工業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、企業団地等良好な操業環境の整備及び保全に努め、企業の立地及び設備投資を促すとともに、経営革新、技術革新等を通じて、新たな事業の創出及び事業の高度化を推進する。

(3) 農業については、農地の保全と活用を図り、より安全で安心な農産物の供給及び地

¹⁴ 市内で事業活動を行う者をいうとされる（条例第 2 条(1)）。

¹⁵ 商工会議所、商店会、農業協同組合その他の市内の産業の振興にかかわる団体をいうとされる（条例第 2 条(2)）。

産地消を促進するとともに、農地の持つ多面的機能を生かした都市型農業の振興を推進する。

- (4) 観光については、観光資源の創出に努めるとともに、観光資源に関する魅力ある情報を市の内外に広く発信する等、観光事業を促進し、にぎわいを創出することにより、地域経済の活性化を推進する。

(抜粋) 条例第3条第1項及び第2項各号

また、最近では事業の垣根がなくなりつつあること、相互の事業のシナジーの観点等から、さらに、商業、工業、農業、観光等の各分野の枠組みを超えた取り組みにより、枚方市のブランド力を発信し、地域における人、物及び情報の交流並びに市製品の需要を拡大させる仕組みづくりを進め、新たな経済効果を創出するとともに、人づくりのネットワークの構築、インターンシップの拡充等を図り、次代の産業を担う人材の育成及び地域での雇用の確保を推進するものとされている（条例第3条第3項）。

このため、これらの取り組みや事業の促進を進め、条例の目的を達成するために、市が事業者、経済団体等の活動と連携して実施すべき施策は次のとおりとされている。

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、事業者、経済団体等の活動と連携して、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 商店街¹⁶等地域商業の活性化のための施策
- (2) 地域工業の活性化のための施策
- (3) 中小企業者の発展に向けた施策
- (4) 農地の保全と活用を図り、農業の魅力を高めるための施策
- (5) 農業への理解を深め、多面的な機能を活用する施策
- (6) 観光の活性化のための施策
- (7) 伝統産業を支援するための施策
- (8) 事業者の経営基盤を安定させるための施策
- (9) 産業を担う人材育成及び雇用の確保のための施策
- (10) 産学公民の連携及び交流を促進するための施策
- (11) 商業、工業、農業、観光等の各分野の連携及び交流を促進するための施策
- (12) 勤労者の福利厚生の上を向上を図るための施策

(抜粋) 条例第4条

以上のことをふまえ、監査にあたって、監査人は次の問題意識をもった。

¹⁶ 市内において、小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいうとされる（条例第2条(4)）。

- ア 上記のとおり、産業振興として実施する事業はかなり多岐にわたるが、漏れなく実施されているか。
- イ 一方で、商工業の振興において、中小企業者の発展に軸足が置かれているが、実施事業は枚方市の産業の振興・活性化に結びついているか。産業振興策について、事業が商工業の振興施策全体として効果的かつ効率的に行われているかどうか、また、事業の成果を適切に評価できているかどうか。現状、事業の実施において、資源（予算や職員配置）はどのように軽重をつけて、配分しているのか。事業の評価をふまえて事業の選択と集中を行っているか。

そこで、上記の点をふまえて、個々の事業の監査を実施した。

③ 枚方市の産業の現状について

枚方市の産業の分類別状況は、「大阪の事業所・企業 平成 28 年経済センサスー活動調査結果【確報】（平成 28 年 6 月 1 日現在）（図表 2）【枚方市の事業所数】参照）によると、事業所別の構成比では、第一次産業が 0.1%、第二次産業は 13.4%、第三次産業については、86.5%となっており、全国平均¹⁷と比較すると相対的に第一次産業、第二次産業の割合が低く、第三次産業の割合が高くなっている。

次に、枚方市の産業を含む施策に対する市民の理解や満足度については、総合計画によると、市民が考える重要度の平均が 70.7 ポイントであるのに比べ満足度の平均が 57.5 ポイントと低い。市民の目線から捉えると、重要性があると理解している施策目標について、現在の枚方市の状況に満足していない状況が見受けられる。

【全 48 施策の「重要度」「満足度」一覧表】 (単位：ポイント)

	施策目標	重要度	満足度
1	地球温暖化対策に取り組む	78.1	56.0
2	ごみの発生を抑制し、資源を循環させてごみを減らす	80.4	61.9
3	環境保全を進めるための活動を広げる	68.1	55.1
4	清らかな水を確保する	85.1	69.2
5	良好な生活環境を確保する	77.4	59.0
6	自然空間と生態系を守る	72.9	59.8
7	人と自然の共生を図る	71.8	59.7
8	安全で快適なまちをつくる	81.9	60.2
9	美しいまち並みをつくる	72.8	54.5
10	まちの安心・安全を高める	80.5	61.2

¹⁷ 平成 28 年経済センサスー活動調査によれば、第一次産業、第二次産業、第三次産業の全国平均は順に 0.6%、17.7%、81.6%である。

11	「農」を守り、活かす	69.4	58.8
12	「農」とのふれあいを促進する	65.2	58.3
13	交通の流れを円滑にする	79.0	56.9
14	安心して歩けるまちをつくる	77.0	54.2
15	環境を大切にした交通体系をつくる	68.9	51.4
16	人が集い、魅力と活力あふれる中心市街地をつくる	64.6	51.1
17	東部地域の魅力を高める	60.7	52.4
18	都市間の交通ネットワークを整備する	70.7	56.5
19	活力ある学園都市をつくる	64.7	55.4
20	人と情報の交流を促進する	59.1	53.5
21	文化観光資源を整備し、まちづくりに生かす	63.3	58.6
22	花と音楽を生かしたまちづくりを進める	59.5	55.6
23	市内産業の高度化・活性化を図る	68.1	54.0
24	地域に根ざした産業を育成する	68.3	53.6
25	雇用の確保と労働環境等の改善を進める	74.0	54.1
26	国際化を推進し、平和な社会の実現に貢献する	67.0	57.9
27	差別や暴力をなくし、人権を尊重する	73.8	60.5
28	地域における支えあいの輪をひろげる	67.7	56.9
29	市民の健康づくりを支援する	76.7	63.4
30	生命を支える医療体制を強化する	84.4	68.5
31	自立を支える	79.5	62.1
32	社会参加を促進する	73.2	59.8
33	乳幼児の健やかな成長を支える	80.2	65.6
34	子どもたちの学ぶよろこびを育み、生きる力を養う	79.3	61.3
35	子どもたちが学ぶ環境を整える	79.0	62.4
36	子どもたちを育む環境を整える	76.4	59.6
37	生涯学習を推進する	63.6	55.5
38	地域における情報活用環境を高める	63.9	55.2
39	芸術・文化活動の活性化を図る	59.1	52.1
40	市民スポーツ活動の活性化を図る	63.5	54.9
41	歴史文化遺産を保存し、活用する	64.1	56.9
42	情報の共有化を進める	65.4	55.4
43	市民参加のまちづくりを進める	63.6	54.8
44	市民のまちづくり活動を促進する	59.9	53.3
45	行政経営の効率化を推進する	70.3	55.0

46	広域的な自治体間の連携を強化する	74.3	61.4
47	あらゆる社会活動への男女共同参画を進める	61.9	53.1
48	政策等の立案・決定・実行への男女共同参画を進める	63.5	55.4
平均値		70.7	57.5

(資料) 総合計画 付属資料

具体的に、各分野の現状については以下のとおりである。

ア 商業

i) 国の現状及び動向

商業動態統計年報（平成 29 年）によると、我が国全体として、平成 29 年の商業販売額は、約 455 兆 9,540 億円（前年比 3.1%増）、卸売業販売額は 313 兆 4,390 億円（同 3.6%増）、小売業販売額は 142 兆 5,140 億円（同 1.9%増）といずれも 3 年ぶりの増加となった。我が国の商業は回復基調にあるといえる。

また、国の成長戦略として定められている「日本再興戦略」改訂 2015－未来への投資・生産性革命－では、ローカル・アベノミクス¹⁸の推進のために、サービス産業の活性化・生産性の向上が重要施策として示されている。その内容については、以下のとおりである。

GDPの約7割を占めるサービス産業も、抜本的な変革を迫られている。その多くが域内需要に依存する地域密着型の事業であるが故に、地域の人口減少・少子高齢化は事業の存続に直結する。サービス産業の生産性向上は待ったなしである。サービス事業者の中には、ITを活用したマーケティング等により新たに域外の需要を取り込んだり、製造業では当たり前となっている現場でのカイゼンの取組を進めたりすることで、製造業に劣らない高い生産性を達成している事業者もある。そうした先進的な取組を国内に幅広く展開するに際し鍵となるのは、単独では取り組むことが必ずしも容易でない中小企業・小規模事業者に対する支援である。このため、官民協同での業種ごとの生産性向上活動を展開する。具体的には、小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物運送業の5分野で、製造業の「カイゼン活動」のサービス業への応用や、IT・ビッグデータ・設備の活用など、生産性向上に向けた取組を、官民を挙げて推進する。また、地域に根を張った中小企業団体や金融機関が連携して中小企業・小規模事業者の生産性の向上を後押ししていくことが重要である。こういった事業者に積極的に経営支援の働きかけを強めることが有効か、判断の参考となる指標（ローカルベ

¹⁸ 第2次安倍晋三内閣がデフレ脱却に向けて掲げた経済政策「アベノミクス」の3本の矢の一つ「民間投資を喚起する成長戦略」の第2弾を示している。ローカル経済圏を直接のターゲットとして設定し、地域産業の成長を促し、雇用や消費を向上させることで地域経済の好循環を目指す施策である。

ンチマーク)等を策定し共有するとともに、生産性向上に必要な専門的なアドバイスを身近に受けられる地域の支援体制の構築に全力を挙げる。こうした草の根的な地道な取組を全国津々浦々に広げていくことにより、事業者の前向きな挑戦を後押しし、中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の向上と、サービス産業全体の活性化・生産性の向上を図る。

(抜粋)「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—

国として、上記の政策目標を達成するために、地域の重要な活動主体としての自治体に強いリーダーシップを期待している。また、地方自治体には、地場企業¹⁹に対してビジネスチャンスを生み出す起点としての役割も期待されている。

ii) 大阪府の現状及び動向

「大阪の事業所・企業 平成 28 年経済センサスー活動調査結果【確報】(平成 28 年 6 月 1 日現在)」によると、平成 28 年 6 月 1 日時点の調査による大阪府の卸売業及び小売業の事業所数は、9 万 9,597 事業所、従業者数は 100 万 2,387 人であった。²⁰

【大阪府の事業所数、従業者数】

		平成 28 年 6 月 1 日現在	
		実数	構成比 (%)
事業所数	合計 (事業所)	99,597	100.0
	卸売業	36,034	36.2
	小売業	63,459	63.7
従業者数	合計 (人)	1,002,387	100.0
	卸売業	454,754	45.4
	小売業	546,701	54.5

※合計と各項目の数値の合計欄は一致しない。

(資料)「大阪の事業所・企業 平成 28 年経済センサスー活動調査結果【確報】(平成 28 年 6 月 1 日現在) 第 3 表 産業(中分類), 経営組織(4 区分)別民営事業所数, 男女別従業者数及び 1 事業所当たり従業者数—大阪府」に基づき作成。

¹⁹ 主として地元の資本による中小企業群が、一定の地域に集積して、技術、労働力、原材料、技能(伝統を含む)等の経営資源を活用し、生産、販売活動をしているものをいう。

²⁰ P25 【大阪府 4 中核市の卸売業・小売業の事業所数、従業者数、売上(収入)金額及び付加価値額】の数値と一致しない部分があるが、これは卸売業、小売業を区別した数値をとるため、「大阪の事業所・企業 平成 28 年経済センサスー活動調査結果【確報】(平成 28 年 6 月 1 日現在)」第 4 表 産業(中分類), 従業者規模(10 区分)別民営事業所数, 男女別従業者数及び常用雇用者数—大阪府」のデータを用いたことにより、大分類である P25 【大阪府 4 中核市の卸売業・小売業の事業所数、従業者数、売上(収入)金額及び付加価値額】の数値と一致しない部分が発生するものである。

外国の会社²¹及び法人でない団体を除いた卸売業、小売業別にみると、卸売業は、事業所数が3万3,453事業所、従業者数は43万810人、年間商品販売額は約50兆6,504億円、小売業は、事業所数が5万8,269事業所、従業者数は51万73人、年間商品販売額は約10兆6,372億円であった。

このように、全国における大阪府の卸売業・小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額はともに東京に次いで全国第2位となっている。大阪府は商業の振興のために、特段アクションプラン等は設けていないが、商店街を中心に商業活性化事業を行っている。

【外国の会社及び法人でない団体を除いた大阪府の事業所数、従業者数、売上（収入）金額、付加価値額】

		平成28年6月1日現在	
		実数	構成比 (%)
事業所数 ※ ₁	合計（事業所）	91,803	100.0
	卸売業	33,453	36.4
	小売業	58,269	63.5
従業者数 ※ ₁	合計（人）	941,630	100.0
	卸売業	430,810	45.8
	小売業	510,073	54.2
売上（収入） 額 ※ ₁	合計（百万円）	61,307,969	100.0
	卸売業	50,650,471	82.6
	小売業	10,637,266	17.4
付加価値額 ※ ₂	合計（百万円）	5,951,964	100.0
	卸売業	3,983,948	66.9
	小売業	1,964,120	33.0

※合計と各項目の数値の合計欄は一致しない。

（資料）「大阪の事業所・企業 平成28年経済センサス活動調査結果【確報】（平成28年6月1日現在）」に基づき作成。

※₁ 第12表 産業(中分類), 単独・本所・支所(3区分)別民営事業所数, 従業者数及び売上(収入)金額(外国の会社及び法人でない団体を除く)より。

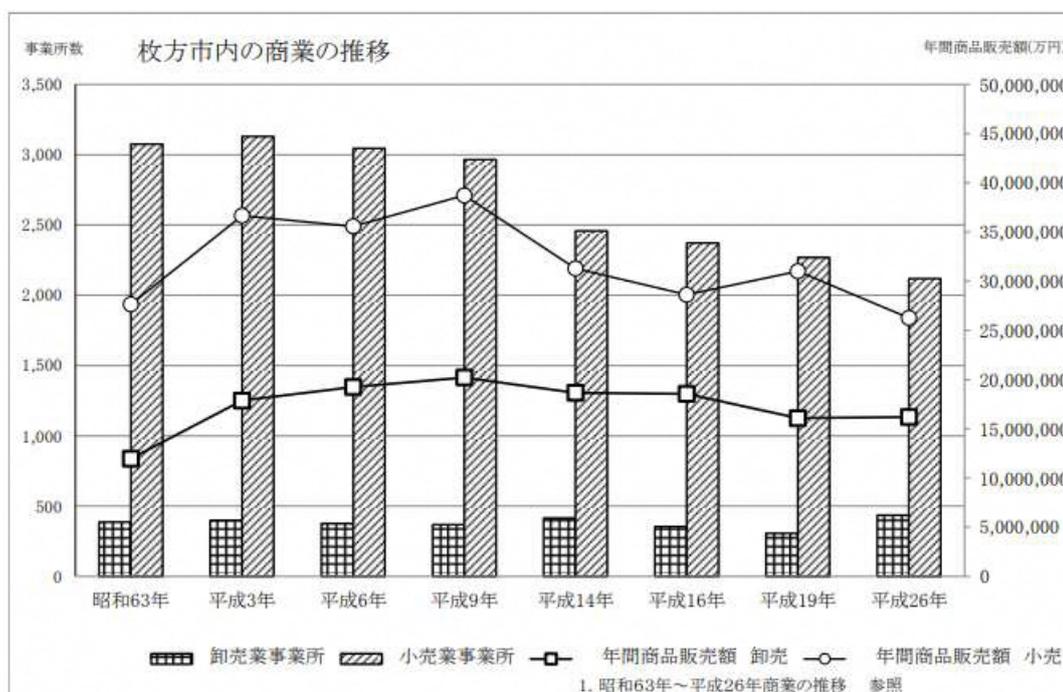
※₂ 第13表 産業(中分類), 単独・本所・支所(3区分)別民営事業所数, 事業従事者数及び付加価値額(外国の会社及び法人でない団体を除く)ー大阪府より。

²¹ 外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所等で、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社でないとしてされている（大阪府HPより）。

iii) 枚方市の状況

「大阪の事業所・企業 平成 28 年経済センサスー活動調査結果【確報】(平成 28 年 6 月 1 日現在)によると、外国の会社及び法人でない団体を除いた枚方市の卸売業及び小売業の事業所数は 2,267 事業所、従業者数は 2 万 1,835 人、付加価値額は 83,057 百万円となっている。

また、平成 26 年までの枚方市の商業の推移については以下のとおりであり、卸売業についてはほぼ横ばいであるが、小売業の事業所数、年間商品販売額に減少傾向が見られる。



(出典) 第 47 回枚方市統計書 (平成 29 年版) 第 7 商業

枚方市の商業のうち、卸売業と小売業に分類して分析したところ、次のような状況であった。

(卸売業)

平成 26 年 7 月 1 日時点における枚方市の卸売業の状況は、以下のとおりである。卸売業全体の年間商品販売額に占める各産業別の割合は、上位から医薬品・化粧品等卸売業 (35.5%)、石油・鉱物卸売業 (9.5%)、建築材料卸売業 (7.2%)、農畜産物・水産物卸売業 (6.6%)、鉄鋼製品卸売業 (6.0%)、衣服卸売業 (5.7%) となっており、上位 3 業種で 50% を超え、医薬品・化粧品等卸売業の割合が高く、全国平均²²と比べてみても非常に高いことが特徴である。

²² 平成 28 年経済センサスー活動調査によれば、医薬品・化粧品等卸売業の全国平均は 7.4% である。

【卸売業 産業分類（小分類）別商店数等】

（平成 26 年 7 月 1 日時点）

日本標準産業分類			商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	割合
中分類	小分類					
50		各種商品卸売業	—	—	—	0.0%
	500	管理，補助的経済活動を行う事業所	—	—	—	0.0%
	501	各種商品卸売業	—	—	—	0.0%
51		繊維・衣服等卸売業	28	653	958,352	5.9%
	510	管理，補助的経済活動を行う事業所	—	—	—	0.0%
	511	繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く）	4	38	6,000	0.0%
	512	衣服卸売業	14	573	926,405	5.7%
	513	身の回り品卸売業	10	42	25,947	0.2%
52		飲食料品卸売業	47	499	1,299,293	8.0%
	520	管理，補助的経済活動を行う事業所	—	—	—	0.0%
	521	農畜産物・水産物卸売業	23	376	1,077,141	6.6%
	522	食料・飲料卸売業	24	123	222,152	1.4%
53		建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	113	1,056	4,371,987	27.0%
	530	管理，補助的経済活動を行う事業所	4	31	—	0.0%
	531	建築材料卸売業	52	342	1,169,987	7.2%
	532	化学製品卸売業	20	140	435,153	2.7%
	533	石油・鉱物卸売業	8	75	1,543,851	9.5%
	534	鉄鋼製品卸売業	9	165	972,641	6.0%
	535	非鉄金属卸売業	6	40	60,563	0.4%
	536	再生資源卸売業	14	263	189,792	1.2%
54		機械器具卸売業	133	748	2,288,269	14.1%
	540	管理，補助的経済活動を行う事業所	2	22	—	0.0%
	542	自動車卸売業	25	172	654,418	4.0%
	543	電気機械器具卸売業	38	207	655,081	4.0%
	549	その他の機械器具卸売業	15	41	53,384	0.3%
55		その他の卸売業	114	635	7,282,514	45.0%
	550	管理，補助的経済活動を行う事業所	2	7	—	0.0%
	552	医薬品・化粧品等卸売業	32	267	5,751,983	35.5%
	553	紙・紙製品卸売業	12	45	133,800	0.8%
	559	他に分類されない卸売業	58	239	947,130	5.8%
卸 売 業 計			435	3,591	16,200,415	100.0%

（資料）第 47 回枚方市統計書（平成 29 年版） 第 7 商業に基づき作成。

（小売業）

平成 26 年 7 月 1 日時点における枚方市の小売業の状況は、以下のとおりである。小売業全体の年間商品販売額に占める各産業分類別の割合は、上位から各種食料品小売業(16.7%)、自動車小売業(16.2%)、医薬品・化粧品小売業(10.6%)、百貨店・総合スーパー(10.1%)となっており、上位 4 産業で 50%を超え、全国平均²³と比較して自動車小売業の割合が高いことが特徴である。なお、百貨店・

²³ 平成 28 年経済センサスー活動調査によれば、各種食料品小売業、自動車小売業、医薬品・化粧品小売業、百貨店・総合スーパーの全国平均は順に 15.4%、13.8%、9.4%、12.3%である。

総合スーパーについては、調査時点以降に「枚方T-SITE」や「ニトリモール枚方」等の大型商業施設ができたことから今後割合が増えていくものと思われる。

【産業分類（小分類）別商店数等】

（平成26年7月1日時点）

日本標準産業分類		商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	売場面積 (㎡)	割合
中分類	小分類					
56	各種商品小売業	9	1,031	2,701,229	43,767	10.3%
	560 管理、補助的経済活動を行う事業所	—	—	—	—	0.0%
	561 百貨店、総合スーパー	5	1,001	2,643,346	43,037	10.1%
	569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	4	30	57,883	730	0.2%
57	織物・衣服・身の回り品小売業	331	2,409	2,194,778	42,422	8.4%
	570 管理、補助的経済活動を行う事業所	1	16	—	—	0.0%
	571 呉服・服地・寝具小売業	29	146	86,941	762	0.3%
	572 男子服小売業	29	242	489,513	10,689	1.9%
	573 婦人・子供服小売業	181	1,126	1,041,120	12,839	4.0%
	574 靴・履物小売業	19	264	81,076	1,893	0.3%
	579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	72	615	496,128	16,239	1.9%
58	飲食料品小売業	604	8,306	7,240,876	50,734	27.6%
	580 管理、補助的経済活動を行う事業所	3	100	—	—	0.0%
	581 各種食料品小売業	59	3,760	4,389,187	37,489	16.7%
	582 野菜・果実小売業	22	82	67,413	150	0.3%
	583 食肉小売業	25	225	122,835	259	0.5%
	584 鮮魚小売業	11	73	27,607	99	0.1%
	585 酒小売業	80	330	496,140	4,787	1.9%
	586 菓子・パン小売業	156	1,030	348,592	2,518	1.3%
	589 その他の飲食料品小売業	248	2,706	1,789,102	5,432	6.8%
59	機械器具小売業	328	2,146	5,922,141	27,127	22.5%
	590 管理、補助的経済活動を行う事業所	—	—	—	—	0.0%
	591 自動車小売業	170	1,377	4,257,830	3,635	16.2%
	592 自転車小売業	33	90	93,042	1,971	0.4%
	593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)	125	679	1,571,269	21,521	6.0%
60	その他の小売業	773	5,628	7,551,349	59,869	28.7%
	600 管理、補助的経済活動を行う事業所	5	42	—	—	0.0%
	601 家具・建具・畳小売業	58	269	357,713	6,905	1.4%
	602 じゅう器小売業	30	199	128,746	585	0.5%
	603 医薬品・化粧品小売業	231	1,675	2,790,809	18,761	10.6%
	604 農耕用品小売業	10	53	104,412	210	0.4%
	605 燃料小売業	35	279	1,158,556	—	4.4%
	606 書籍・文房具小売業	102	1,296	771,498	2,751	2.9%
	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	53	380	881,414	9,202	3.4%
	608 写真機・時計・眼鏡小売業	46	180	167,681	1,786	0.6%
	609 他に分類されない小売業	203	1,255	1,190,520	19,669	4.5%
61	無店舗小売業	73	764	666,402	—	2.5%
	610 管理、補助的経済活動を行う事業所	2	30	—	—	0.0%
	611 通信販売・訪問販売小売業	54	642	385,303	—	1.5%
	612 自動販売機による小売業	5	33	194,853	—	0.7%
	619 その他の無店舗小売業	12	59	86,246	—	0.3%
小	売業計	2,118	20,284	26,276,775	223,919	100.0%

(資料) 第47回枚方市統計書(平成29年版) 第7 商業に基づき作成。

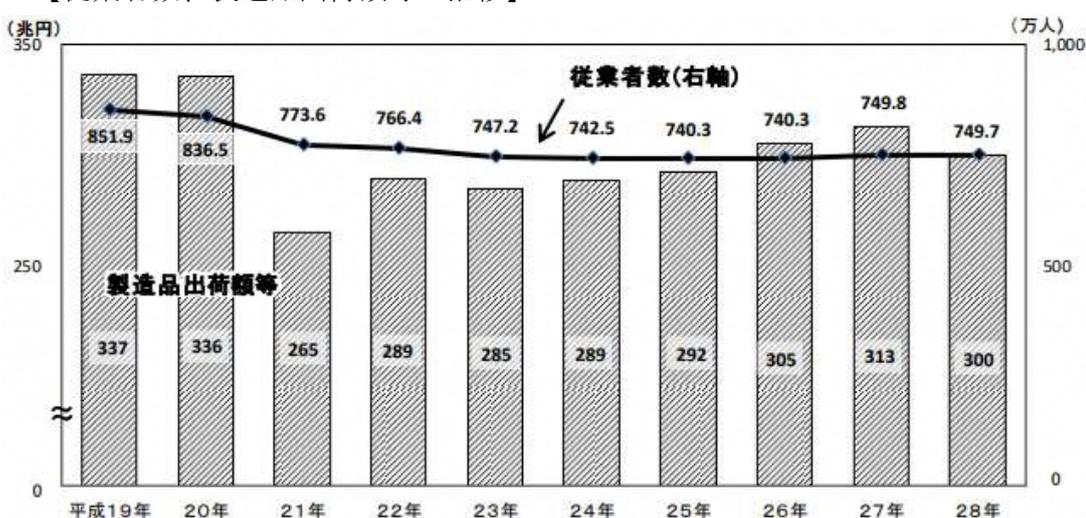
これらの状況をふまえ、枚方市では、卸売業・小売業の活性化のために、現在創業支援や商店街の活性化等の事業を行っている。

イ 工業

i) 国の現状及び動向

「平成 29 年工業統計速報」によると、平成 29 年 6 月 1 日現在の従業者 4 人以上の事業所数は 18 万 9,799 事業所、従業者数は 749 万 6,677 人、平成 28 年の製造品出荷額等は約 299 兆 9,173 億円、付加価値額は約 96 兆 1,483 億円であった。

【従業者数、製造品出荷額等の推移】



(出典)「平成 29 年工業統計速報」 平成 30 年 2 月経済産業省大臣官房調査統計グループ

また、国の成長戦略として定められている「日本再興戦略」改訂 2015-未来への投資・生産性革命-では、ローカル・アベノミクスの推進のために、中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化が重要施策として示されている。その内容については、以下のとおりである。

これまで地域経済を支えてきたのは、中堅・中小企業・小規模事業者である。地域に根ざし、雇用の受け皿を提供してきた。しかしながら、これらの事業者にも変革の大波が押し寄せている。地域に根ざした事業者であればあるほど、人口減少・少子高齢化による需要の減少と人手不足により、需給両面からそもそもの存立基盤が脅かされつつある。大企業の国際競争激化のあおりも大きく、大企業と下請という従来の系列取引関係等も崩れつつある。ポイントは、「自力」での市場開拓への挑戦である。このため、新市場の開拓や新商品の開発に取り組んだ事業者の成功事例や失敗事例を分析しつつ、事業者の目線に立って経営課題と解決策を分かりやすくまとめ普及を図ることで、成長戦略の「見える化」を推進する。また、

飛躍を目指す中堅・中小企業・小規模事業者に対するニーズに応じたきめの細かい経営支援体制を強化するとともに、中小企業・小規模事業者に対する地域金融機関による積極的な経営支援を促進する。

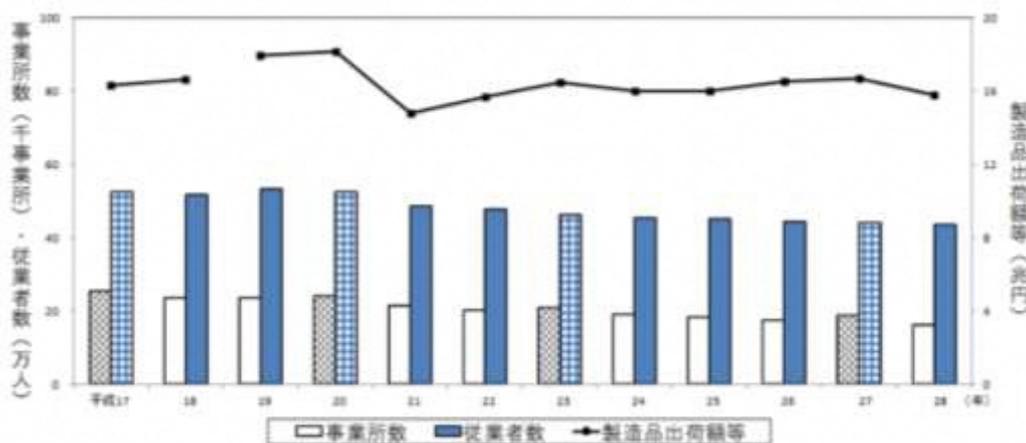
(抜粋)「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—

国として、地域の重要な活動主体としての自治体に強いリーダーシップを期待している。また、地方自治体には、地場企業に対してビジネスチャンスを生み出す起点としての役割も期待されている。

ii) 大阪府の現状及び動向

「平成 29 年工業統計調査（従業者 4 人以上の事業所）の大阪府における集計結果（確報）」によると、大阪府の事業所数は 1 万 5,990 事業所で、前年に比べ 1,511 事業所減少（△8.6%）、従業者数は 43 万 6,048 人で前年に比べ 7,586 人減少（△1.7%）、製造品出荷額等は 15 兆 8,196 億円で、前年に比べ 7,095 億円減少（△4.3%）となった。

【事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移（従業員 4 人以上）】



(出典) 大阪の工業（平成 29 年調査・平成 28 年実績）確報（大阪府総務部統計課）

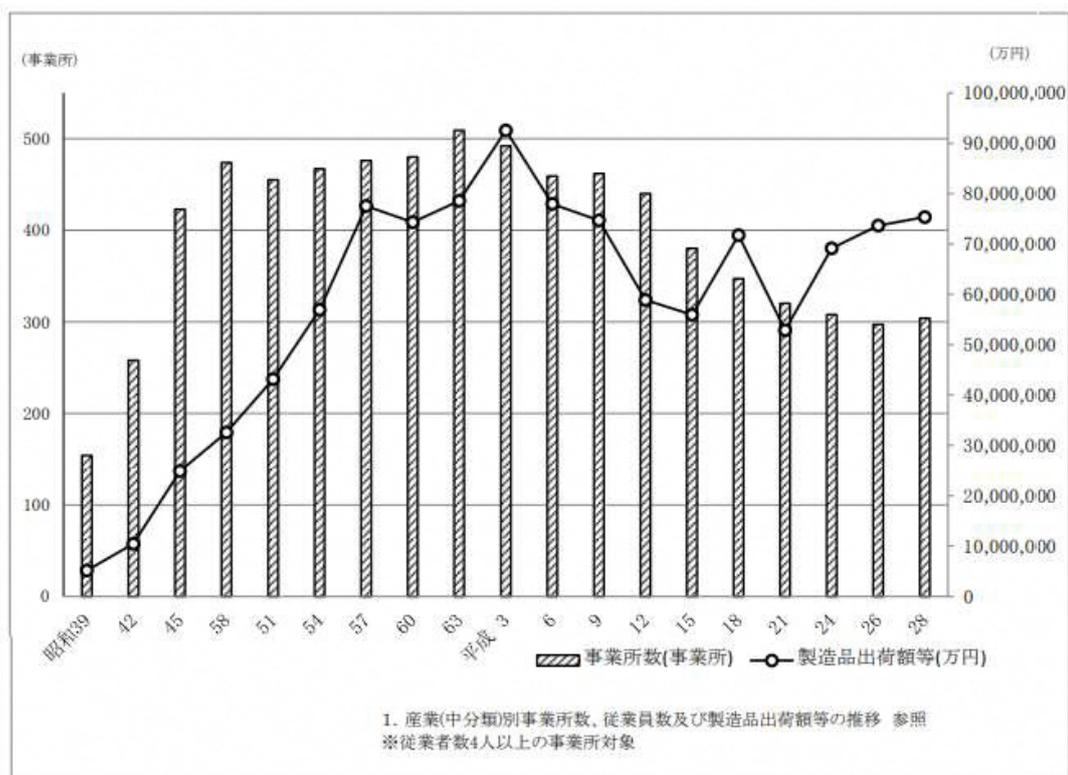
大阪府の工業の状況は、全国で 1 位の事業所数、2 位の従業者数、4 位の製造品出荷額等を誇っており、全国的にも極めて高い水準である。

大阪府では、「府政運営の基本方針 2018」において、大阪の強みであるライフサイエンスを核に、ものづくりの集積も活かしながら、健康医療関連をはじめとする産業分野で、第 4 次産業革命の技術を活かしたイノベーションの創出を目指すべき方向として位置づけている。

iii) 枚方市の状況

枚方市の従業者4人以上の事業所の事業所数、製造品出荷額等の推移は以下のとおりであり、平成28年の事業所数は304事業所、従業者数は16,930名、製造品出荷額等は7,533億8,151万円である。製造品出荷額等については、近年増加傾向にある。

【枚方市内の事業所数、製造品出荷額等の推移】



(出典) 第47回枚方市統計書(平成29年版) 第6 工業

このうち、生産用機械器具製造業の割合が最も多く、事業所数の構成比の14.1%、従業員数の構成比の27.4%、製造品出荷額等50.0%を占める。

【産業（中分類）別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移】

産 業 分 類	平成 26 年			平成 28 年		
	事業所数	従業者数	製 造 品 等 出 荷 額	事業所数	従業者数	製 造 品 等 出 荷 額
総 数	297	17,070	73,661,358	304	16,930	75,338,151
09 食 料 品 製 造 業	23	3,619	7,901,315	22	3,417	7,248,761
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	4	57	74,328	2	29	X
11 織 維 工 業	20	516	823,876	31	675	815,924
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	1	12	X	1	16	X
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	4	31	41,823	5	47	56,432
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	12	337	1,160,912	13	418	990,272
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	9	192	270,395	7	176	273,491
16 化 学 工 業	15	908	4,478,127	19	1,058	7,980,236
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	2	22	X	3	51	160,786
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	23	1,030	3,150,836	18	855	2,443,746
19 ゴ ム 製 品 製 造 業	5	273	433,969	7	266	590,879
20 な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	1	46	X	1	49	X
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	7	145	607,648	6	115	496,423
22 鉄 鋼 業	18	1,433	7,931,278	14	1,125	6,811,461
23 非 鉄 金 属 製 造 業	6	317	823,806	4	305	790,094
24 金 属 製 品 製 造 業	31	945	2,327,937	37	1,135	2,761,849
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	23	722	1,892,345	25	704	2,038,982
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	41	4,246	35,784,895	43	4,640	37,687,926
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	4	226	234,269	4	232	215,623
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	9	194	668,666	7	163	182,541
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	17	792	3,058,448	15	590	1,927,661
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	3	236	355,985	2	212	X
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	10	629	1,336,654	9	534	1,193,165
32 そ の 他 の 製 造 業	9	142	174,977	9	118	158,512

※従業者4人以上の事業所の集計である。

(出典) 第47回枚方市統計書(平成29年版)第6 工業

枚方市には、現在、家具を取り扱う企業が集積する枚方家具団地、昭和36年に中小企業庁より大阪府助成第1号として指定を受けた枚方紳士服団地など特色ある7つの工業団地があり、市内の工業を支えている（(図表1)【枚方市内の7つの企業団地】参照）。また、その他にも枚方市内には数多くのものづくり企業が操業しており、大阪府のものづくり優良企業賞受賞企業も多数輩出している。

これらの状況をふまえ、枚方市は、企業の立地支援、中小規模の事業者への支援、市内での創業の支援等の施策を行っている。

ウ 農業

i) 国の現状及び動向

2015年農林業センサスによると、日本全国の農業経営体²⁴は、137万7,266経営体で、平成22年の167万9,084経営体と比較すると18.0%の下落となった。全国的に農業経営体が減少している状況である。

また、国の成長戦略として定められている「日本再興戦略」改訂2015－未来への投資・生産性革命－では、ローカル・アベノミクスの推進のために、農林水産業における「攻めの経営」の確立が重要施策として示されている。その内容については、以下のとおりである。

このところ農林水産業への新規参入者は目に見えて増加しており、食品加工や流通販売等と組み合わせた6次産業化の進展もあって、付加価値の高い新しい産業へと変わりつつある。こうした流れを加速し、成長産業に飛躍させるためには、米の生産調整の見直しに向けた取組の実施をはじめ、これまで取り組んできた農政改革を更に進めていくことが必要である。重要なことは、個々の事業者が「経営マインド」を持つことである。自らの強みを徹底的に磨き上げ、時には、他の事業者等とも連携しつつ、勇気を持って市場の開拓に挑戦する、そうした意欲ある取組が求められている。農林水産業においても、ICTも駆使しながらマーケティング・生産・流通・販売を行うことが必要になるなど、変革の波が押し寄せている。今求められているのは、他の産業で効果を上げたノウハウを農林水産業に注入していく、という視点である。攻めの経営を支援する体制を構築すると言っても、特に、個々の農林水産事業者が自力のみで「攻めの経営」を実践していくのは容易なことではない。製造業やサービス業への経営支援で優れた成功事例を有する税理士や中小企業診断士、地域

²⁴ 次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 その経営耕地面積が30アール以上であること。
- 2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の一に該当すること。
 - (1) 露地野菜作付面積15アール
 - (2) 施設野菜栽培面積350平方メートル
 - (3) 果樹栽培面積10アール
 - (4) 露地花き栽培面積10アール
 - (5) 施設花き栽培面積250平方メートル
 - (6) 搾乳牛飼養頭数1頭
 - (7) 肥育牛飼養頭数1頭
 - (8) 豚飼養頭数15頭
 - (9) 採卵鶏飼養羽数150羽
 - (10) プロイラー年間出荷羽数千羽
 - (11) その他調査期間の開始の前日1年間における農業生産物の総販売額が50万円に相当する事業の規模

金融機関等のノウハウに、これまで農林水産分野に蓄積されてきた知見を組み合わせ、付加価値の高い経営支援を提供できる体制を、全国各地に構築していく。また、農業においても規模の経済を働かせるための意欲ある担い手への農地集積・集約化を進める。今後 10 年間で全農地の 8 割が担い手によって利用されるという目標の達成に向け、鍵を握るのは、農地中間管理機構であるが、その活用についても、新たなステージに入る。都道府県別に実績の「見える化」を徹底し、実績を上げた都道府県には施策面で配慮していく。さらに、遊休農地等に係る課税の強化・軽減等についても検討し、農地集積・集約化に全力を挙げることにする。こうした取組に合わせ、輸出促進について今後の「伸びしろ」が大きいと見込まれる国・品目に重点的に取り組み、2020 年の輸出額 1 兆円目標の前倒し達成を目指して、成長産業へと脱皮させていく。

(抜粋)「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—

国として、地域の重要な活動主体としての自治体に強いリーダーシップを期待している。また、地方自治体には、地場企業に対してビジネスチャンスを生み出す起点としての役割も期待されている。

ii) 大阪府の現状及び動向

2015 年農林業センサスによると、大阪府内の農業経営体数は、9,293 経営体で、平成 22 年の 10,714 経営体と比較すると 13.3% の下落となった。大阪府内においても、農業経営体の減少が顕著である。

大阪府の農業は、都市化の進展の中で、大消費地を近くに控えた立地の優位性を活かし、施設栽培等の高度に集約化されていることが特徴であった。しかし、一方で都市化の進展は、農地の減少やスプロール化²⁵を進め、生産環境の悪化等の問題を生じさせているほか、全国的な問題である後継者不足、担い手の高齢化が深刻になっており、農業生産基盤の整備と効率的な土地利用、担い手の育成が重要な課題となっている。

数多くの課題はあるものの、大阪府の農業は大阪府民の食生活を支え、都市の「みどり」として大きな役割を果たしており、府民参画による魅力ある都市農業の確立が望まれる。大阪府は平成 20 年 4 月に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を施行し、都市農業の担い手を育成・確保し、農空間を保全・活用し、農産物の安全性を確保することで、府民の健康的で快適な暮らしの実現及び安全で活気と魅力に満ちたまちづくりの推進を図っている。

また、大阪府は、「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針」（平成 28 年 4 月 1

²⁵ 都市が無秩序に拡大していく現象を指す。

日改正)において、大阪府における効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向け、農業経営基盤の強化の促進に係る施策を示している。

さらに、大阪府は平成 29 年 8 月に「新たなおおさか農政アクションプラン」を策定し、大阪らしい豊かな府民生活が実現できるよう、府民とともに農を活かし、農業・農空間が有する農産物の生産・供給を基礎として多様な機能が発揮され、次代に継承していくことを目指して、

1. 【しごと】 農業でかっこよく働こう！
2. 【くらし】 農でくらしを愉しもう！
3. 【地 域】 農空間をみんなで活かそう！

という、3つの方向性を打ち出して、府民とともに未来へつむぐ豊かな「農」を目標とした施策を行っている。

iii) 枚方市の状況

2015 年農林業センサスによると、枚方市の農業経営体数は、469 経営体で、平成 22 年の 524 経営体と比較すると 10.5%の下落という状況である。

枚方市は大阪府の北東部、淀川左岸に位置し、市西部は平野が広がり、東部は生駒山地から男山丘陵に伸びる丘陵・山地地形をなしている。東部に位置する穂谷地区は、昭和 60 年 4 月に農業振興地域の指定を受けており、比較的農業の盛んな地区である。市域面積のうち約 1 割が農地、うち約 9 割が水田で、水稻栽培が中心である。昭和 30 年代より京阪神地域のベッドタウンとしての開発が進められ、都市化が進み、都市住民と農家との混住化が進んでいる。農家の大多数は小規模で他産業の労働力として主な収入を得ており、農業の担い手は高齢者と女性を中心で、その多くは水稻栽培を中心に軟弱野菜²⁶等を自家消費程度に生産している。都市化の進展に伴い、農地の減少やスプロール化による生産環境の悪化等が生じているほか、後継者不足と担い手の高齢化が課題となっている点は他の自治体と同じ状況である。

枚方市は、農業経営基盤強化促進法に基づき、「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針」に即した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を平成 26 年 10 月に策定し、農業経営基盤の強化に取り組んでいる。

また、農薬や化学肥料の使用を通常の半分以下に抑えて栽培された大阪府が認証する農産物「大阪エコ農産物」についても、平成 28 年度には 256 件、耕地面積 5,797.8ha が認証されており、枚方市としても「レンゲ栽培米」づくりの支援等に取り組んでいる。

²⁶ 野菜のうち収穫から急速にいたみはじめる野菜のことをいう。青物に多い。ハウレンソウ、シュンギク、葉ネギ、コマツナ、チンゲンサイ等が典型である。

エ 観光

i) 国の現状及び動向

我が国においては平成 18 年に「観光立国推進基本法」を制定して以降、観光を 21 世紀の経済社会発展に向けた重要な政策の柱と位置づけ、近年の観光における旺盛なインバウンド²⁷需要については、交流人口を拡大させ地域経済を活性化する原動力として、国を挙げての施策を推進している。近年の最重要課題である「地方創生」においても、「観光は我が国の成長戦略の柱であり地方創生への切り札」と位置づけ、観光政策が「地域への誇りと愛着を醸成するとともに地域の『稼ぐ力』を引き出す」との考え方のもと、観光を我が国の基幹産業に成長させ、地域の活力につなげることを目指しているものである。また国は、観光地経営の主体として「世界に通用する観光地域づくりとマーケティングを行い、官民一体となって観光地経営を行う法人」を日本版DMO²⁸と位置づけている。

ii) 大阪府及び大阪市の現状及び動向

大阪府及び大阪市においても、地域連携DMOである大阪観光局の機能を強化するとともに、国内外からの観光客受入環境の充実とさらなる魅力向上等の数々の取り組みを、府内市町村の官民連携による「オール大阪」で推進するとしている。最近では大阪国際万博が 2025 年に開催されることが決定し、今後大阪府全体としての経済の活性化が期待されている。

iii) 枚方市の状況

枚方市においては、菊人形展や、「ひらかた温泉」等の民間の観光資源により、多くの観光客で賑わった時期があった。近年においても、「ひらかたパーク」が平成 8 年のリニューアル以降新たなプロモーションを展開してふたたび脚光を集めているほか、平成 26 年のくずはモールの全面リニューアル、平成 28 年にニトリモール枚方や枚方 T-S I T E といった大規模商業施設がオープンして連日賑わいを集めるなど、民間事業において様々な動きがある。

行政においては、昭和 59 年の「枚方八景」の制定など、地域に対する愛着及び誇りを醸成する取り組みや、平成 10 年の「枚方文化観光協会」の設立、平成 13 年の市立枚方宿鍵屋資料館の開館等の観光施策を進めてきた。また、枚方フェスティバル協議会による様々なまつりの開催・支援、枚方宿地区まちづくり協議会による「枚方宿くらわんか五六市」の定期開催や舟運の復活等、官民の協働による観光地域づくりにも取り組んできた。

²⁷ 外国人が訪れてくる旅行をいう。

²⁸ Destination Management Organization の略であり、「経営」の視点を持って戦略策定・各種データの収集分析・商品創出・効果的なプロモーションを行うなど科学的アプローチ（マーケティング）を取り入れ、官民一体となつての観光地域づくりを行う組織をいう。

枚方市の観光資源に関する市民の意識を調査するため、平成 29 年 8 月に実施したアンケート「市内のおすすめの場所」では、「枚方宿」や「意賀美神社」等の名所旧跡ばかりでなく、「くずはモール」・「ひらかたパーク」・「山田池公園」・「T-SITE」等の民間商業施設やレジャー施設の人気の高いほか、特に観光地と位置づけられていないまちなみや飲食店等についても、市民が枚方市の魅力スポットと感じている実態が分かった。このことから枚方市の観光施策においては、従来の「名所・旧跡を見る観光」に加えて、飲食やショッピング、さまざまなエンターティメントを含む「まちを楽しむこと」そのものも観光資源として捉え取り組む必要がある。

今後、観光施策をより効果的に推進していくため、文化財の保存・活用をはじめ、商工業・農業等の産業施策、国内外の交流・健康・環境・スポーツ等の施策について「観光」をキーワードに連携を図るとともに、官民が連携し役割分担をしながら、マーケティング手法を取り入れた観光地域づくりの体制を作ることが求められるといえる。

④ 枚方市の産業の課題について

以上の、枚方市の産業の状況をふまえて、条例の趣旨を全うするためには、枚方市条例の趣旨に沿った、更なる施策の効果測定・産学官連携事業の推進、市民との協働等の努力が必要である。各分野別の課題を解決するために、枚方市の平成 30 年度市政運営方針で述べられた平成 30 年度に実施する主な事業への取り組みは以下のとおりである。

ア 商業

商店街等の活性化を支援するための補助制度について、空き店舗活用のメニューを新設するなど地域活性化に向け、より効果的な制度へと見直しを行う。

イ 工業

住宅と近接した工場の操業環境を維持し、企業の市外転出を抑止するための補助制度を新設し、雇用等の確保に努める。

ウ 農業

農業後継者不足が深刻化する中、就農意欲の高揚を図り、枚方市農業が持続的に発展できるよう、関係団体や農業者、商業者と連携し、特産物の創出や商品化に向けた検討を行う。

エ 観光

賑わいの創出や地域の活性化を図るため、枚方宿や淀川舟運、楠葉台場跡、天の川

七夕伝説等を重要な観光資源と位置付け、公民連携や国・府をはじめ広域自治体連携のもと、その活用や魅力の向上に取り組むとともに、市民が誇りを持ち発信できる新たな観光資源の発掘、開拓を進める。さらに、大阪・京都・奈良の中間にあるロケーションを生かしインバウンドをはじめとした交流人口を獲得できるよう、枚方市独自の民泊の活用策を検討するなど、観光施策を戦略的に推進する。

⑤ 枚方市の雇用状況について

ア 国の現状及び動向

雇用失業指標によると、全国の平成30年10月時点での有効求人倍率²⁹は、1.62倍で着実に改善傾向にある。

【雇用失業指標 求人倍率の推移】

(単位：倍)

		平成29年 11月	12月	平成30年 1月	2月	3月	4月
有効	枚方所管内	0.93	0.97	1.00	0.95	0.89	0.81
	大阪	1.66	1.67	1.70	1.69	1.72	1.73
	近畿	1.51	1.52	1.54	1.54	1.57	1.56
	全国	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59
新規	枚方所管内	1.64	1.93	1.49	1.39	1.34	1.03
	大阪	2.66	2.69	2.68	2.66	2.74	2.74
	近畿	2.34	2.36	2.37	2.34	2.37	2.39
	全国	2.34	2.38	2.34	2.30	2.44	2.37
		平成30年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
有効	枚方所管内	0.80	0.78	0.84	0.89	0.92	1.00
	大阪	1.73	1.74	1.76	1.81	1.83	1.82
	近畿	1.56	1.58	1.60	1.62	1.64	1.63
	全国	1.60	1.62	1.63	1.63	1.64	1.62
新規	枚方所管内	1.28	1.40	1.61	1.62	1.80	1.75
	大阪	2.72	2.84	2.92	2.87	2.95	2.91
	近畿	2.37	2.53	2.54	2.46	2.61	2.53
	全国	2.34	2.47	2.42	2.34	2.50	2.40

(資料) 大阪労働局 雇用失業指標に基づき作成。

国の政策としては、厚生労働省が平成26年4月1日に「雇用政策基本方針」を改正し、今後5年程度の間に取り組むべき雇用政策の方向性を示している。雇用政策基本方針の基本的なポイントは、以下のとおりである。

²⁹ 有効求人数÷有効求職者数で求める倍率である。有効となっている求職者1名につき、有効である求人が何人分あるかを示す数である(2018.08 ひらかた雇用情報より)。

1 雇用政策の基本的考え方

ビジョンの実現に向け、次の2つを軸として取り組む。

(1) 社会全体での人材の最適配置・最大活用

○外部労働市場の機能強化に向けた「労働市場インフラ」の整備

能力開発・能力の「見える化」、民間人材ビジネス、地方公共団体、公共職業安定所などの連携によるマッチング機能の最大化

○適切な雇用管理

公正で納得できる処遇や、キャリア形成に配慮した人事配置

(2) 危機意識をもって「全員参加の社会」を実現

○働く意欲と能力のある者が参加することができるよう、それぞれに必要なとされる支援を実施

○特に社会の担い手となる若者に対して総合的かつ体系的な枠組みによる支援を実施

2 雇用政策の基本的な方向性

(1) 「労働市場インフラ」の戦略的強化

○人的資本の質の向上と職業能力の「見える化」

- ・企業内、個人主導などさまざまな機会を捉えた職業能力開発の強化
- ・能力評価の「ものさし」を整備し、職業能力の「見える化」を推進

○マッチング機能の強化

- ・民間人材ビジネスなど外部労働市場全体でマッチング機能を最大化
- ・公共職業安定所ごとの評価制度の導入や公共職業安定所の改革・機能向上

○失業なき労働移動のための一体的な支援

- ・求職者・求人企業に関する情報の充実
- ・移動元企業の転職支援促進

(2) 個人の成長と意欲を企業の強みにつなげる雇用管理の実現

- ・労働者の主体性、内発性を引き出す雇用管理の実現
- ・企業内の労使コミュニケーションの活性化

(3) 「全員参加の社会」の実現に向けて

○全員参加の社会にふさわしい働き方の構築

- ・労働者の希望を生かした多様な働き方の実現
- ・「時間意識」を高め、「正社員＝いつでも残業」を変えよう

○意欲を高め、全ての人に、仕事を通じた成長の機会を

- ・教育と雇用をつなぎ、あらゆる状況にある若者にキャリア形成のチャンスを提供
在学中から就職後まで総合的、体系的な対策を推進
- ・「シニアの社会参加モデル」を構築
さまざまな働き方や活躍する場の創造

- ・「女性の活躍は当たり前」という社会へ
ポジティブ・アクションのさらなる推進
- ・男性の働き方にも多様性・柔軟性を
家事・育児支援参加促進
- ・障害者などが能力と適性に応じて活躍できる社会を目指して
福祉、教育、医療などから雇用への円滑な移行の推進
- ・さまざまな事情・困難を克服し、就職を目指す人たちを支援
生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親家庭、刑務所出所者などへの支援
- ・外国人材の活用により我が国の経済活性化を
高度外国人材の受入・定着

(4) 良質な雇用の創出

- ・産業政策による積極的な雇用機会の創出
- ・サービス業など人手不足産業の雇用環境の改善
- ・地域の雇用機会の確保

(抜粋) 厚生労働省 報道発表資料

イ 大阪府の現状及び動向

雇用失業指標によると、大阪府の平成 30 年 10 月時点での有効求人倍率は、1.82 倍で全国平均よりも有効求職者数に対する有効求人数が多い実態がある。

大阪労働局では、「平成 29 年度大阪雇用施策実施方針」に基づき、以下の施策を行っている。

1 地域における人材確保、人材育成の推進

- ・ 非正規雇用労働者の待遇改善
- ・ 人材不足分野（介護・看護・保育、建設、運輸等）における人材確保
- ・ 地方自治体との連携による就職支援
- ・ 人材の育成支援
- ・ 金融機関との連携

2 若者・女性・高齢者・障害者等の活躍促進

- ・ 若者の活躍促進
- ・ 女性の活躍促進
- ・ 高齢者の活躍促進
- ・ 障害者の活躍促進、難病・がん患者等の活躍促進
- ・ 生活困窮者、刑務所出所者等の就労支援の強化

3 外国人雇用対策の推進

(抜粋) 大阪労働局 平成 29 年度大阪雇用施策実施方針

ウ 枚方市の現状

雇用失業指標によると、ハローワーク枚方管内三市（枚方市・寝屋川市・交野市）の平成30年10月時点での有効求人倍率は、1.00倍であり、他の時点では1.00倍を下回ることも少なくなく、全国平均や大阪府の有効求人倍率と比して低い水準となっている。

そこで、枚方市では、総合戦略において、就労困難者に対する就労支援をはじめ、地域の実情に応じた新たな雇用機会の創出など、雇用対策の充実のために、以下の政策に取り組んでいる。

- ・三市（枚方市・寝屋川市・交野市）合同企業就職面接会の開催
- ・市内中小企業の若年者雇用に向けた支援
- ・「就労支援ひらかた（ハローワークコーナー）」と連携した生活保護受給者等に対する就労支援
- ・「枚方市障害者就業・生活支援センター」等と連携した障害のある方に対する就労支援

⑥ 枚方市の雇用の課題について

平成30年市政運営方針にて、職住近接のニーズが高まっている中、市内の中小企業における人材不足の解消と若者の雇用促進を図るため、ハローワーク等との連携による就職面接会の開催や、就労困難者等への相談支援等、引き続き、雇用機会の創出と就労支援に向けた取り組みを行う旨が述べられている。

枚方市としては、平成28年度から市内企業若者雇用推進事業を新規に創設する等、市内の若者の雇用を課題と捉えている。

(2) 各事業に横断的に関わる事項

① 課題事項の内容

各事業に横断的に関わる課題事項として次の事項が発見された。

(問題点等)

ホームページ、産業施策ガイドの更新について

平成30年9月30日現在、枚方市ホームページ内には平成29年5月25日更新の「枚方市産業施策の概要」が掲載されているが、その内容は平成29年度の情報となっているため、枚方市新産業創出支援事業補助金、エコ工場化促進奨励金等の既に廃止されている補助制度が掲載されている。また、商店街等活性化促進事業補助金のように一部内容の変更があったものについても、以前の古い内容での掲載となっている。ホームページは、市民に対する周知の場であり、また補助事業に関心

を持っている市民が誤った認識で補助申請を行ってくることを防ぐ観点からも、施策ガイドを適時に更新又は最低限当年度からの補助制度の変更点をホームページに掲載する等の情報提供を行うべきである（意見番号 10）。

また、ホームページの更新作業については、現状は作業が属人化されており、ホームページで更新すべき内容や更新時期を内部でチェックする仕組みづくりができていなかったものと考えられる。産業文化部において、ホームページの更新の運用方法についてマニュアルやチェックリスト等を策定し、漏れなく適時に更新されるような方策を検討する必要がある（意見番号 11）。

（３）地域産業基盤強化事業

① 事業の概要

事業名	地域産業基盤強化事業
担当部・課	産業文化部 商工振興課
事業形式	補助金
事業概要	市内企業の経営基盤の強化及び産業集積を図るため、産業集積地域において、新規立地や設備投資を行う製造業に対して、新たに取得した土地・建物・償却資産に係る固定資産税額の 2 分の 1 相当額を 3 年間補助する。
平成 29 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業集積地域における新規立地や設備投資を行う製造業に対する補助（固定資産税額の 2 分の 1 相当額を 3 年間補助） ・ 補助制度の利用促進に向けた制度の周知
平成 29 年度事業費	2,722 千円

② 枚方市産業振興基本条例との関係について

地域産業基盤強化事業の事業概要は、市内企業の経営基盤の強化及び産業集積を図るため、産業集積地域において、新規立地や設備投資を行う製造業に対して、新たに取得した土地・建物・償却資産に係る固定資産税額の 2 分の 1 相当額を 3 年間補助することであり、枚方市産業振興基本条例第 3 条第 2 項（2）の「企業の立地及び設備投資を促す」こととして示されている。

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

(中略)

(2)工業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、企業団地等良好な操業環境の整備及び保全に努め、企業の立地及び設備投資を促すとともに、経営革新、技術革新等を通じて、新たな事業の創出及び事業の高度化を推進するものとする。

(抜粋) 枚方市産業振興基本条例第3条

③ 補助金の執行について

地域産業基盤強化事業では、地域産業基盤強化奨励金として市内企業の経営基盤の強化及び産業集積を図るため、産業集積地域において、新規立地や設備投資を行う製造業に対して、新たに取得した土地・建物・償却資産に係る固定資産税額の2分の1相当額を3年間補助している。事業の流れとしては、事業者が市に事前相談を行った上で提出した事業計画に対して、枚方市地域産業基盤強化奨励事業選定審査会³⁰にて審議を行い、補助対象の決定を行う。平成29年度の実績については、交付件数が3件で、2,722千円であった。

そこで、以下の地域産業基盤強化奨励金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から地域産業基盤強化事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

³⁰ 枚方市附属機関条例に基づき設置された、地域産業基盤強化奨励事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査を目的とした機関である。枚方市地域産業基盤強化奨励事業選定審査会委員は学識経験を有する者、労働又は雇用に関する専門的知識を有する者、企業経営に関する専門的知識を有する者、関係団体を代表する者により構成されている。

所管	産業文化部 商工振興課					
補助金の名称	地域産業基盤強化奨励金					
根拠法令・要綱等	枚方市地域産業基盤強化奨励金交付要綱					
予算費目	款：商工費	項：商工費			目：商工業振興費	
分類	補助の性質	事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他				
	補助割合	国： 0%、府： 0%、市： 100%				
	補助率・補助額	定率補助				
	事業年度	始期：平成 19 年度、終期：平成 31 年度				
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	予算額	52,326	47,829	8,585	5,317	8,523
	決算額	47,721	45,687	7,359	1,409	2,722
平成 30 年度予算	31,506 千円					
交付先	事業者					
交付の目的	枚方市における企業等の立地及び設備投資の促進を図り、もって企業等の経営基盤の強化及び新たな雇用の創出に資することを目的とする。					
補助対象事業等の概要	市内企業の経営基盤の強化及び産業集積を図るため、産業集積地域において、新規立地や設備投資を行う製造業に対して、新たに取得した土地・建物・償却資産に係る固定資産税額の 50%相当額を 3 年間補助する。					
補助対象経費	産業集積地域において操業を行う企業等が新たに取得した土地・建物・償却資産に係る固定資産税					

(問題点等)

(1) 審議結果の非公表について (事業の透明性に関する指摘)

地域産業基盤強化事業は、枚方市における企業等の立地及び設備投資の促進を図り、もって企業等の経営基盤の強化及び新たな雇用を創出することを目的としている (枚方市地域産業基盤強化奨励金交付要綱第 2 条)。

地域産業基盤強化奨励金の交付決定の際には、枚方市地域産業基盤強化奨励事業選定審査会において、企業の経営基盤の強化に資すること、地域経済への波及効果、新たな雇用創出、企業の社会的責任、環境マネジメントシステムの導入、コンプライアンス、申請者適格の充足等の選定基準に基づき審議される。この会議自体は「法人その他の団体又は事業を営む個人のこの事業に関する情報であって、公開することにより、この法人等又はこの個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」(枚方市情報公開条例 (平成 9 年枚方市条例第 23 号) 第 5 条第 1 項第 3 号) に該当するため、会議及び会議録は非公開となっている。

枚方市地域産業基盤強化奨励金交付要綱において、企業等の経営基盤の強化及び新たな雇用の創出が目的とされていることから、当事業に選定されたことを公表す

ることは事業者のPRにもつながり、事業者の利益とも合致すると考える。また、市民に対して補助事業者や補助金の使途を公表することは、説明責任を果たす観点から重要であるといえる。国でも公表するのが一般的である。

さらに、会議及び会議録の公表はできないにしても、選定された事業者は設備投資を行うことから、新規雇用や新たな技術連携、経営相談を必要としている場合もある。これらの雇用や技術連携、経営相談を効果的に進める場合、関係機関と連携を図るためにも選定された事業者の公表・関係機関への情報提供は行うべきである。具体的には、市の地域産業基盤強化事業のホームページ等で事業者が決定した旨の公表及び関係機関への周知をすべきである。

この点について、市の地域産業基盤強化事業のホームページ等で事業者が決定した旨の公表及び関係機関への周知の必要性について担当課にヒアリングを行った結果、次の回答が得られた。

市の地域産業基盤強化事業のホームページ等で事業者が決定した旨の公表を行うことについては、企業間の競争の観点から、選定された事業者に不利益が生じる可能性があること及び現状の枚方市地域産業基盤強化奨励金交付要綱においては、選定された事業者の公開について記載がないことから選定された事業者の公表は困難であるということであった。

次に、関係機関への周知の必要性については、枚方市立地域活性化支援センターにおける経営相談等、現在も行っている業務に加え、枚方市立地域活性化支援センターや北大阪商工会議所等の機関との連携によって、より積極的な支援に取り組むということである。

しかしながら、自治体としての説明責任を果たすという観点から、ホームページ等での事業者が決定した旨の公表についても、今後枚方市地域産業基盤強化奨励金交付要綱の改正を行い、選定された事業者の公表を検討していく必要がある（意見番号12）。

(2)平成26年度、平成27年度の拡充の結果の検証について（事業の有効性に関する指摘）

枚方市地域産業基盤強化奨励金は、製造業者の新規立地・設備投資に係る固定資産税額の2分の1相当額を3年間補助するものである。補助対象となる固定資産税の対象物件は、事業者が新規に取得する土地・建物・償却資産であるが、平成26年度に増築を対象に加え、さらに平成27年度には事業計画書提出時から1年を経過する前に取得した土地を対象に加えて、補助対象物件を拡充している。しかしながら、枚方市地域産業基盤強化奨励金の予算額が、平成27年度には8,585千円、平成28年度には5,317千円、平成29年度には8,523千円でほぼ横ばいであるのに対して、交付実績については、平成27年度には7,359千円、平成28年度には1,409千円、平成

29年度には2,722千円と減少傾向にある。補助対象事業の拡充に対して交付実績は減少しており、対象物件拡充の効果があつたかは不明である。製造業者の新規立地・設備投資には多額の資金を要し、景気動向に左右されるという面はあるものの、拡充すべき対象、枚方市地域産業基盤強化奨励金の必要性に関して現状をふまえた検討が必要である（意見番号13）。

④ 行政評価について

枚方市は、総合計画基本計画の施策推進にあたり、行政運営におけるPDCAサイクルを取り入れており、総合計画基本計画を推進するための実行計画の管理のため、関連指標を設定している。地域産業基盤強化事業においては、以下のとおり設定されている。これらの関連指標について、事業の有効性の評価方法や評価指標が適切であるかについて検証した。

ア 地域産業基盤強化奨励金を受けて、新規立地及び設備投資した件数（累計）

…地域産業基盤強化奨励金制度の認定を受けて、市内の産業集積地域において製造業事業者が新規立地や設備投資を行った件数（累計）

イ 市内民営事業所数…市内の全民営事業所数（経済センサスー基礎調査より）

関連指標

指標名	達成指標	指標の実績（評価）	H26	H27	H28	H29	H30	H31	目標値(H31)	単位
地域産業基盤強化奨励金を受けて、新規立地及び設備投資した件数(累計)	○	指標の実績（評価） 平成29年度には2件増え、目標値に向けて取組んでいく。	17	17	17	19			24	件
指標の説明			当初目標値	達成年度						
地域産業基盤強化奨励金制度の認定を受けて、市内の産業集積地域において製造業事業者が新規立地や設備投資を行った件数(累計)										
指標名	達成指標	指標の実績（評価）	H26	H27	H28	H29	H30	H31	目標値(H31)	単位
市内民営事業所数	○	指標の実績（評価） 市内の全民営事業所数(経済センサスー基礎調査より)	10,696	-	-	-			-	事業所
指標の説明			当初目標値	達成年度						

(出典) (様式2) 実行計画管理シート 146_H30 実行計画管理【地域産業基盤強化事業】

(問題点等)

(1) 関連指標の数値の算定誤りについて（事業の有効性に関する指摘）

地域産業基盤強化事業に関する重要業績評価指標を、地域産業基盤強化奨励金を利用した新規立地及び設備投資した件数（累計）と設定していたにもかかわらず、平成26年度は正しくは14件であるところを17件、平成27年度は16件であるところを17件、平成28年度は16件であるところを17件と誤った数値を記載していた（結果番号3）。

数値の誤りは、平成26年度に関しては、積算時の誤り、平成27年・28年については、交付決定されているものの申請が提出されなかったものも含めてしまったことによるものである。総合政策部からの事業評価の照会により、毎年見直しの機会

があつたにも関わらず積算の誤りに気づいていなかったことは問題である。また、平成 27 年度・28 年度の数値の誤りについては、指標の数値の定義を明確化していなかったことが原因であると考えられる。

行政評価は、市民に事業実施状況の進捗報告を行うための重要なツールであるため、指標の数値については、明確な定義づけが必要であり、毎年の事業評価の機会に改めて数値の誤りがないかを確認することが必要である（意見番号 14）。

(2) 関連指標の重要施策との不整合について（事業の有効性に関する指摘）

地域産業基盤強化事業は、枚方市が指定した産業集積地域の製造業者を事業の対象として、当該事業者が行う設備投資に対して補助することを通じて、地域の産業基盤を強化する事業である。

枚方市は地域産業基盤強化事業の成果測定を行うための関連する指標として、市内の全民営事業所数を採用しているが、これには製造業以外の事業者も含まれている。補助金の交付に対する効果測定であることを考えると、指標として適切でない。事業評価の関連指標としては、高槻市や尼崎市が採用している市内製造業の製造品出荷額のように製造業に限定された指標の方が有効である（意見番号 15）。

(4) 中小企業経営安定化支援事業

① 事業の概要

事業名	中小企業経営安定化支援事業
担当部・課	産業文化部 商工振興課
事業形式	委託・補助金
事業概要	市内中小企業の経営安定化を図るため、地域活性化支援センターにおける事業者及び創業者向けのセミナー開催や事業者支援を目的としたホームページの管理運営、経営・創業等の相談事業等を実施する。また、小規模事業者を対象とした「枚方市小企業事業資金融資制度」利用者への信用保証料補給を行う。
平成 29 年度の取り組み	① I T 活用セミナーや販路拡大セミナーなど事業者・創業者向けセミナーを 25 回開催し、延べ 477 人が参加。セミナー内容は事業者のニーズに合わせてテーマを設定し実施。 ② 助成金情報や地域活性化支援センターでのセミナーなど市内の事業者には有益となる情報をメールマガジンとして 6,411 件配信 ③ 専任相談員による経営・創業・I T 等の相談回数は 242 件 ④ 枚方市小企業事業資金融資利用者への信用保証料の補給件数は 5 件
平成 29 年度事業費	34,518 千円

中小企業経営安定化支援事業に含まれる事業は、大別して2つであり、以下のとおりである。

ア 委託事業…団体Xによる枚方市立地域活性化支援センターの運営委託（以下、「③ 委託事業について」参照）

イ 補助事業…商工振興事業資金融資信用保証料補給金、大阪府開業資金融資信用保証料補給金（以下、「④ 補助金の執行について」参照）

② 枚方市産業振興基本条例との関係について

中小企業経営安定化支援事業の事業概要は、市内中小企業の経営安定化を図るため、地域活性化支援センターにおける事業者及び創業者向けのセミナー開催や事業者支援を目的としたホームページの管理運営、経営・創業等の相談事業等の実施、小規模事業者を対象とした「枚方市小企業事業資金融資制度」利用者への信用保証料補給の実施であり、枚方市産業振興基本条例第3条第2項（2）の「事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、企業団地等良好な操業環境の整備及び保全に努める」こととして示されている。また、枚方市立地域活性化支援センター運營業務委託仕様書において、条例第3条第1項及び第3項、同条例第4条及び第5条第4項に基づく市と経済団体との連携した活動として、枚方市立地域活性化支援センターを運営することが明記されており、条例の趣旨に基づき行う事業である。

（基本方針）

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

（中略）

(2) 工業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、企業団地等良好な操業環境の整備及び保全に努め、企業の立地及び設備投資を促すとともに、経営革新、技術革新等を通じて、新たな事業の創出及び事業の高度化を推進する。

（中略）

3 商業、工業、農業、観光等の各分野の枠組みを超えた取組により、枚方のブランド力を発信し、地域における人、物及び情報の交流並びに市産品の需要を拡大させる仕組みづくりを進め、新たな経済効果を創出するとともに、人づくりのネットワークの構築、インターンシップの拡充等を図り、次代の産業を担う人材の育成及び地域での雇用の確保を推進するものとする。

（市の役割）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、事業者、経済団体等の活動と連携して、

次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 商店街等地域商業の活性化のための施策
- (2) 地域工業の活性化のための施策
- (3) 中小企業者の発展に向けた施策
- (4) 農地の保全と活用を図り、農業の魅力を高めるための施策
- (5) 農業への理解を深め、多面的な機能を活用する施策
- (6) 観光の活性化のための施策
- (7) 伝統産業を支援するための施策
- (8) 事業者の経営基盤を安定させるための施策
- (9) 産業を担う人材育成及び雇用の確保のための施策
- (10) 産学公民の連携及び交流を促進するための施策
- (11) 商業、工業、農業、観光等の各分野の連携及び交流を促進するための施策
- (12) 勤労者の福利厚生向上を図るための施策

2 市は、前項に規定する施策を実施するほか、産業振興の推進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者は、地域の発展及び安全の確保、環境との調和等に向けた地域貢献活動により市民生活の向上に配慮するとともに、自らの創意工夫により、経営基盤の安定及び強化を図り、経営革新、技術革新等の推進、雇用の確保、人材の育成及び福利厚生の充実に努めるものとする。

(中略)

4 経済団体は、事業者の事業活動を支援し、主体的に、又は市と連携して、産業振興及び地域活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

(抜粋) 枚方市産業振興基本条例第3条、第4条、第5条

③ 委託事業について

中小企業経営安定化支援事業では、枚方市立地域活性化支援センターの運営業務を団体Xに委託している。枚方市立地域活性化支援センターの概要及び委託業務の内容については、以下のとおりである。



枚方市立地域活性化支援センター（北大阪商工会議所が運営するHP（まいぷれ 枚方市）より）

1. 運営業務を行う施設

- (1) 名称 枚方市立地域活性化支援センター
- (2) 位置 枚方市車塚1丁目1番1号（輝きプラザきらら（8階建て）の5・6・7階部分）
- (3) 設置根拠 枚方市立地域活性化支援センター条例（平成16年枚方市条例第2号）
- (4) 設置目的 新たな事業の創出を支援するとともに、地域産業の育成及び振興を図るため
- (5) 敷地面積 1,960.1 m²
- (6) 延床面積 3,667.91 m²（内訳 5階 1,200.34 m²、6階 1,200.34 m²、7階 1,267.23 m²）

2. 業務内容

- (1) 施設管理運営業務
 - ①窓口受付業務
 - ②貸室業務
 - ③施設及び備品等管理業務
 - ④セミナー等 Web 申込者管理業務
 - ⑤地方自治法施行令第158条第1項及び第165条の3第1項に基づく使用料の徴収・収納及び還付金の支出事務事業
 - ⑥施設内掲示板の管理業務
 - ⑦施設の使用促進に係る広報

<p>(2) 事業者支援事業</p> <p>①創業支援事業</p> <p>②経営相談事業</p> <p>③事業者向けセミナー開催業務</p> <p>④産業振興キャラクター「ひこぼしくん」の普及</p> <p>⑤情報収集・発信事業</p> <p>⑥情報ネットワーク整備事業</p> <p>⑦産学公連携事業</p> <p>(3) その他施設管理等に関わる業務</p> <p>①業務責任者及び従事者名簿等の作成</p> <p>②業務マニュアルの作成・運用</p> <p>③危機管理マニュアルの運用</p> <p>④業務日誌の作成</p> <p>⑤会議等の定期的な開催</p> <p>⑥研修の実施</p>
--

(抜粋) 枚方市立地域活性化支援センター運營業務委託仕様書

また、委託契約の概要については、以下のとおりである。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
枚方市立地域活性化支援センター運營業務委託	団体 X	41,497 千円

契約方法	契約額
一者随意契約	41,497 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
受託者からの見積もりの提出を受け、協議の上、予定価格を積算。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するため。

【過去5カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成25年度	団体X	40,692千円
平成26年度	団体X	40,330千円
平成27年度	団体X	41,298千円
平成28年度	団体X	41,426千円
平成29年度	団体X	41,497千円

そこで、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から上記の枚方市立地域活性化支援センター運營業務委託について、ヒアリング及び資料閲覧により検証した。

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

④ 補助金の執行について

中小企業経営安定化支援事業の補助事業として、商工振興事業資金融資信用保証料補給金と大阪府開業資金融資信用保証料補給金がある。

ア 商工振興事業資金融資信用保証料補給金

商工振興事業資金融資信用保証料補給金は、小企業事業者の事業経営に必要な資金を確保する措置を整備し、事業者の経営安定・健全な育成を図ることを目的とする補助金であり、補助対象経費は枚方市小企業事業資金融資を受けた事業者が支払った信用保証料である。事業の流れとしては、以下の条件を満たす小企業事業者³¹が産業文化部商工振興課窓口へ直接申請を行い、補助対象としての要件を満たしていれば、交付決定を行う。

利用資格	<p>市内において、原則として同一場所で6ヶ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者</p> <p>【小規模企業者とは次のいずれかに該当する方です】</p> <p>中小企業信用保険法第2条第3項に定める</p> <p>①常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の会社、個人</p>
------	--

³¹ 小企業事業者とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第2項に規定する小規模企業者で、枚方市内にその事業活動の本拠があるものをいう（枚方市小企業事業資金融資あっせん等に関する要綱第2条）。

	<p>②常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人</p> <p>③法に基づく事業協同小組合等（窓口でご確認ください）</p>
融資の申込みができない事業者	<p>次の①から⑨までのいずれかに該当する方は融資の申込みができません。</p> <p>①農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、風俗営業、性風俗営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO等）などの業種の場合</p> <p>②信用保証協会において代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合、並びに、代位弁済に係る債務の履行を完了していない方の保証人になっている場合</p> <p>③信用保証協会の保証付債権等に延滞等の債務不履行等がある場合、並びに保証付債権等の債務不履行等がある方の保証人になっている場合</p> <p>④前回保証の資金が保証承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合</p> <p>⑤金融機関と取引停止中、または、第1回不渡発生後6ヶ月を経過していない場合</p> <p>⑥すでに枚方市小企業事業資金融資を受けて返済中の場合</p> <p>⑦融資する資金で購入した設備を枚方市外に設置する場合</p> <p>⑧許認可及び登録等を必要とする事業で当該許認可及び登録等を受けていない場合</p> <p>⑨納税対象となる市税において滞納がある場合</p>

（抜粋）枚方市小企業事業資金融資（大阪府市町村連携型融資）案内

また、信用保証料補助の対象となる融資の条件は、以下のとおりである。

融 資 条 件			
融資限度額	一事業者について	400万円以内	
	(注)	既存の信用保証協会の保証付融資の融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1000万円の範囲内となる新規の申込みに限ります。	
資金使途	運転資金及び設備資金 ※但し、転貸資金は認めません		
融資期間	運転資金	48ヶ月以内	
	設備資金	48ヶ月以内	
貸付金利	固定金利	年1.6%	
担保	原則、不要		
必要な書類	(別表第1を参照)		
連帯保証人	(別表第2を参照)		
信用保証料	保証協会所定		
返済方法	毎月元金均等分割返済 (据置期間は6ヶ月以内、据置期間中は利息のみの返済となります)		
信用保証料の補給制度	10万円を限度に負担（支払い後、申請により補給します）		
取扱い 金融機関	りそな銀行	みずほ銀行	近畿大阪銀行
	京都銀行	池田泉州銀行	関西アーバン銀行
	京都信用金庫	京都中央信用金庫	枚方信用金庫
	大同信用組合		
	※上記の金融機関について、枚方市内に所在する本店もしくは支店に限る		
受付場所	枚方市役所別館3階 産業文化部産業振興室商工振興課 TEL 072-841-1381（直通）		

(出典) 枚方市小企業事業資金融資（大阪府市町村連携型融資）案内

受付の際、産業文化部商工振興課においては、「枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金申請書の受領」というチェックシートを用いて申請書類をチェックする体制を整えている。

なお、平成29年度の枚方市小企業事業資金融資（大阪府市町村連携型融資）の実績については、以下のとおりであった。

枚方市小規模事業資金融資（大阪府市町村連携型融資）	
受付件数	7件
うち、交付件数	5件（418千円）

そこで、以下の枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点からヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	産業文化部 商工振興課					
補助金の名称	商工振興事業資金融資信用保証料補給金					
根拠法令・要綱等	枚方市小企業事業資金融資あっせん等に関する要綱					
予算費目	款：商工費		項：商工費		目：商工業振興費	
分類	補助の性質		事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他			
	補助割合		国： 0%、府： 0%、市： 100%			
	補助率・補助額		全額補助			
	事業年度		始期：平成 19 年度、終期：平成 31 年度			
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	予算額	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	決算額	703	747	306	395	418
平成 30 年度予算	3,600 千円					
交付先	事業者					
交付の目的	小企業事業者の事業経営に必要な資金を確保する措置を整備し、事業者の経営安定・健全な育成を図ることを目的とする。					
補助対象事業等の概要	市内中小企業の経営安定化を図るため、小規模事業者を対象とした「枚方市小企業事業資金融資制度」利用者への信用保証料補給を行う。					
補助対象経費	枚方市小企業事業資金融資を受けた事業者が支払った信用保証料					

(問題点等)

(1) 枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金の実績について (事業の有効性についての指摘)

枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金は、枚方市小企業事業資金融資(大阪府市町村連携型融資)を受けた事業者を対象に、融資に係る信用保証料を補助するものである。大阪府が公表している小規模企業サポート資金(市町村連携型)平成 30 年度実施市町村一覧によると、小規模企業サポート資金(市町村連携型)実施市町村は 24 市町であり、そのうち 19 市町が当事業と連携して補助事業を行っている。

枚方市では、平成 29 年度の予算額 360 万円に対して執行状況が 5 件の 41 万円であり、ここ近年は予算を大幅に下回っている。この状況は、枚方市が見込んでいる補助件数よりも低い水準になっていることを意味する。事業を実施するための予算

を確保しているにもかかわらず、予算を大幅に下回っている現状では事業の目的を十分に果たしているとはいえず、補助に対するニーズがあるかどうか不透明である。

補助事業を行っている他市の状況を調査してより有効なPR方法や周知の方法について検討するとともに、市内事業者のニーズの把握に努め、ニーズがないようであれば予算の縮小について検討する必要がある（意見番号16）。

(2) 申請書類の不備について（事業の準拠性についての指摘）

枚方市小企業事業資金信用保証料補給金の申請を受け付ける際には、枚方市小企業事業資金信用保証料補給金申請書の受領についての申請様式のチェックリストを利用して申請書類をチェックしている。しかしながら、一部に必要な書類である滞納無証明書が添付されていないにも関わらず問題なしと取り扱われている事例が認められた。

滞納無証明書の添付について、担当課にヒアリングした結果、次の回答が得られた。

枚方市小企業事業資金信用保証料補給金については、枚方市小企業事業資金融資を受けたものが対象であり、枚方市小企業事業資金融資に申し込みがあった時点で、滞納無証明書を受領しているということである。枚方市小企業事業資金信用保証料補給金の申請の際には、枚方市小企業事業資金融資の申し込みの際に提出された滞納無証明書を確認していることから、事業者としては信用保証料補給金の申請の段階で改めて滞納無証明書を添付して提出することは不要であるということであった。また、「枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金申請書の受領」というチェックリストは作成されていたが、枚方市小企業事業資金信用保証料補給金の交付決定についての決裁で、滞納無証明書が添付されているもの、枚方市小企業事業資金融資の申し込み時に提出のあった滞納無証明書の写しが添付されているものがあるなど、担当者で決裁の添付書類の統一がなされていなかった。

担当者が異なっても等しく同じ水準、同じ効率で事務の遂行ができるよう決裁の添付資料の統一を図るとともに、チェックリスト等を改訂すべきである（意見番号17）。

イ 大阪府開業資金融資信用保証料補給金

大阪府開業資金融資信用保証料補給金は、事業者の開業時・開業後の負担軽減により中小企業の振興及び育成に寄与することを目的とする補助金であり、補助対象経費は、大阪府中小企業事業融資制度の開業サポート資金の融資を受けた事業者が支払った信用保証料である。事業の流れとしては、以下の条件を満たす事業者が産業文化部商工振興課窓口に直接申請を行い、補助対象としての要件を満たしていれば、交付決定を行う。ただし、平成29年度においては交付実績がなかった。

【大阪府制度融資(開業サポート資金)に係る 信用保証料補給金交付申請の手続】

平成 28 年 7 月

大阪府制度融資(開業サポート資金)に係る 信用保証料補給金交付申請の手続きについて

枚方市では、大阪府制度融資(開業サポート資金「開業資金」、開業サポート資金「地域支援ネットワーク型」)を受け、市内で開業した事業者を対象に、大阪信用保証協会へ支払った信用保証料を最高 10 万円まで補助します。

◆対象者(次の①から④の条件を満たす事業者)

- ①本市で既に開業しており、現在も事業を行っていること。
- ②大阪府制度融資のうち、開業サポート資金「開業資金」
もしくは開業サポート資金「地域支援ネットワーク型」の融資を受けていること。
- ③信用保証料を支払っていること。
- ④その年度での申請が初めてであること。

◆提出書類

- ①枚方市開業資金融資に係る信用保証料補給金交付申請書(窓口でお渡しします)
 - ②開業届の写しもしくは法人登記簿謄本の写しなど、本市において開業したことがわかる書類
 - ③大阪信用保証協会発行の「信用保証決定のお知らせ」の写し
◎原本確認をしますので、「信用保証決定のお知らせ」の原本も持参してください。
 - ④融資実行及び信用保証料の支払いが確認できる通帳の写し
◎通帳名義の記載部分を含めて、支払いが確認できる通帳の写しが必要です。
(融資実行及び信用保証料の記載がない場合は金融機関発行の内訳明細書の写し)
また、原本確認をしますので、「通帳」の原本も持参してください。
 - ⑤市税の滞納無証明書(発行日から1か月以内のもの)
 - ⑥その他市長が必要と認める書類
- ※本市を経由せずに融資の申込みを行った場合においては、創業・再挑戦計画書または事業計画書の写し、「融資申込書」の写しをあわせて提出してください。

◆申請書に記載された金額などは訂正できません。その場合は再度、申請書を記入していただくことになりますので、認印を持参してください。

申請手続きは「信用保証決定のお知らせ」の発行日から起算して、90 日以内(90 日目が市役所の閉庁日にあたる場合は翌開庁日まで)に終わってください。

(お問い合わせ)

〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号 枚方市役所 別館 3 階

(担当課) 産業文化部 商工振興課

電話 072-841-1381 FAX 072-841-1278

(出典) 枚方市HP

そこで、以下の大阪府開業資金融資信用保証料補給金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点からヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	産業文化部 商工振興課					
補助金の名称	大阪府開業資金融資信用保証料補給金					
根拠法令・要綱等	枚方市開業資金等融資に係る信用保証料補給金交付要綱					
予算費目	款：商工費		項：商工費		目：商工業振興費	
分類	補助の性質		事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他			
	補助割合		国： 0%、府： 0%、市： 100%			
	補助率・補助額		全額補助			
	事業年度		始期：平成 13 年度、終期：平成 31 年度			
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	予算額	200	400	300	200	200
	決算額	100	100	—	—	—
平成 30 年度予算	200 千円					
交付先	事業者					
交付の目的	事業者の開業時・開業後の負担軽減により中小企業の振興及び育成に寄与することを目的とする。					
補助対象事業等の概要	市内中小企業の経営安定化を目的に、枚方市において開業する個人または法人の開業時または開業後の負担軽減のため、大阪府中小企業融資「開業資金」又は「開業サポート資金地域支援ネットワーク型」利用者への信用保証料補給を行う。					
補助対象経費	大阪府中小企業事業融資制度の開業サポート資金の融資を受けた事業者が支払った信用保証料					

(問題点等)

(1) 大阪府開業資金融資信用保証料補給金の事業の有効性について（事業の有効性についての指摘）

大阪府開業資金融資信用保証料補給金は、大阪府制度融資「開業サポート資金」の融資を受け、枚方市内で開業した事業者を対象に、融資に係る信用保証料を補助するものである。大阪府が公表している大阪府制度融資「開業サポート資金」に係る創業支援施策（利子補給・保証料補助）実施市町村一覧によると、大阪府内 15 市町が当事業に関する補助事業を行っている。

枚方市では、平成 29 年度の予算額 20 万円に対して執行状況が 0 件であり、近年

においても執行件数が1～2件に留まっている状況である。事業を実施するための予算を確保しているにもかかわらず、予算を下回っている現状では事業の目的を十分に果たしているとはいえず、補助に対するニーズがあるかどうか不透明である。予算も少額であり、有効なPR方法や周知の方法について検討するとともに、市内事業者のニーズの把握に努め、ニーズがないようであれば予算の縮小について検討する必要がある（意見番号18）。

⑤ 行政評価について

中小企業経営安定化支援事業における次の関連指標について、事業の有効性の評価方法や評価指標が適切であるかについて検証した。

関連指標		H26	H27	H28	H29	H30	H31	目標値(H31)	単位
指標名	実施状況	396,980	542,561	690,468	759,537			465,400	件
指標の説明		順当に遂行できている。						当初目標値	達成率
市内産業を発信する「地域活性化支援センターホームページ」及び「ものづくり企業支援総合サイト」のアクセス数									

(出典) (様式2) 実行計画管理シート 147_H30 実行計画管理【中小企業経営安定化支援事業】

(1) 実行計画管理シートの関連指標の目標値設定について（事業の有効性についての指摘）

中小企業経営安定化支援事業は、市内中小企業の経営安定化を図るため、地域活性化支援センターにおける事業者及び創業者向けのセミナー開催、事業者支援を目的としたホームページの管理運営、経営・創業等の相談事業等を実施する委託事業と、小規模事業者を対象とした「枚方市小企業事業資金融資制度」利用者への信用保証料補給事業からなる。当該事業について、重要業績評価指標である地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数の平成31年度の目標値が465,400件であるにもかかわらず、平成27年時点で実績件数が542,561件であり、既に目標値を大幅に超過している。目標値を、現状をふまえた数値に修正すべきである（意見番号19）。

また、指標として設定されている地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数は、目標値についての担当課の認識のとおり、中小企業に有用な情報を届けることで効果が見えるということである。しかしながら、この指標だけでは実際にセミナー参加や経営相談につながっているかの捕捉が難しいことから、寝屋川市や東大阪市で成果指標として用いられている経営相談件数等も補助的な指標として用いれば、より有用である（意見番号20）。

また、地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数は、地域活性化支援センターで行われている事業に関しては関連性があるが、市の直営事業である信用保証料補給に関していえば事業の成果とは直接的な関連性は希薄であるため、当事業についても有効な関連指標の設定が必要である（意見番号 21）。具体的には、東大阪市で利用されている制度利用者の満足度や、奈良市で利用されている制度利用件数が関連指標として考えられる。

この点に関する担当課の見解は、枚方市小企業事業資金融資利用者への信用保証料の補給件数は、景気動向により、件数が変動するため関連指標としてなじまないものと考えているという主張であった。

しかしながら他の事業で設定されている関連指標についても通常なんらかのかたちで景気動向の影響を受けるものはあり、確かに景気に左右される面はあるとはいえ、枚方市小企業事業資金融資利用者への信用保証料の補給件数やそれに準ずる数値を関連指標として設定することが必要であるとする。

（5）創業支援事業

① 事業の概要

事業名	創業支援事業
担当部・課	産業文化部 商工振興課
事業形式	委託・補助金
事業概要	市内で創業しやすい環境の充実を図り、地域活性化支援センターにおいて、創業に関するセミナーや創業相談、インキュベートルーム ³² の貸出し、創業後の事務所などの賃貸料の助成等まで一貫した創業支援を実施する。
平成 29 年度の取り組み	①「ひらかたビジネスカフェ」の開催 9回 ②「創業実践塾」の開講 修了者7人 ③インキュベートルームの貸し出し 12室中5室貸出(平成30年3月31日時点) ④テイクオフ補助金 5件交付
平成 29 年度事業費	2,239 千円

創業支援事業の中に含まれる事業は、大別して2つであり、以下のとおりである。

- ア 委託事業…団体Xによる枚方市立地域活性化支援センターの運営委託（以下、「③ 委託事業について」参照）
- イ 補助事業…テイクオフ補助金（以下、「④ 補助金の執行について」参照）

³² インキュベートルームとは、枚方市HPによると、創業希望者や新規事業分野に挑戦する事業者を対象に、事務所として貸し出す部屋をいう。

② 枚方市産業振興基本条例との関係について

創業支援事業の事業概要は、市内で創業しやすい環境の充実を図り、地域活性化支援センターにおいて、創業に関するセミナーや創業相談、インキュベートルームの貸出し、創業後の事務所等の賃貸料の助成等まで一貫した創業支援を実施することであり、枚方市産業振興基本条例第3条第2項(2)に「経営革新、技術革新等を通じて、新たな事業の創出及び事業の高度化を推進する。」こととして示されており、条例に基づく事業であると言える。

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

(中略)

(2)工業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、企業団地等良好な操業環境の整備及び保全に努め、企業の立地及び設備投資を促すとともに、経営革新、技術革新等を通じて、新たな事業の創出及び事業の高度化を推進するものとする。

(抜粋) 枚方市産業振興基本条例第3条

③ 委託事業について

(4) 中小企業経営安定化支援事業③委託事業において記載している団体Xによる枚方市立地域活性化支援センターの運営委託に含まれているため、97頁を参照されたい。

(問題点等)

(1) 滞納されているインキュベートルーム利用料について (事業の効率性についての指摘)

枚方市は、創業希望者や新規事業分野に挑戦する事業者を対象に、地域活性化支援センターのインキュベートルームを事務所として貸し出している。平成20年に利用されていたインキュベートルーム9号について、利用料166,700円が滞納の状況にあり、平成28年12月21日を最後に支払われていない。担当課職員が定期的に滞納者と連絡をとり、分納を促し一部は回収できているが、166,700円が平成29年7月31日時点で未回収の状態である。加えて、平成29年7月までの担当課で作成されている滞納整理記録しか残っておらず、債権の回収・督促に関する事務が適切に行われていることが確認できなかった。担当課職員の説明によれば、平成29年7月以降も定期的に接触を試みているが、平成29年12月以降郵便・電話とも不通の状況であり接触が困難な状況であるということである。滞納整理記録にこれら

の状況を記録すべきである（結果番号4）。回収が困難であるのであれば徴収不能の処理を検討する必要がある（意見番号22）。

また、当該事案について、債権について滞納の状況に至った原因を分析し、今後の債権の調定・回収等の事務に教訓として活かす必要がある（意見番号23）。

（参考）インキュベートルーム利用料

施設名	金額(月額)
インキュベートルーム1	31,600円
インキュベートルーム2	28,100円
インキュベートルーム3	28,100円
インキュベートルーム4	28,100円
インキュベートルーム5	28,100円
インキュベートルーム6	33,400円
インキュベートルーム7	28,100円
インキュベートルーム8	25,500円
インキュベートルーム9	28,100円
インキュベートルーム10	28,100円
インキュベートルーム11	28,100円
インキュベートルーム12	33,400円

（抜粋）枚方市立地域活性化支援センター条例（平成16年枚方市条例第2号）第8条別表その2

④ 補助金の執行について

創業支援事業では、創業初期の中小企業を支援することで、枚方市の経済の活性化に資することを目的として、枚方市立地域活性化支援センター内のインキュベートルームを1年以上使用した後に、市内で創業する事業者に対し、賃借する事務所・店舗・研究所・工場等の用に供する建物のうち、1の建物の賃借料を補助するテイクオフ補助金事業を行っている。平成29年度においては、交付件数が9件で、2,239千円を交付した。

そこで、以下のテイクオフ補助金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点からヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	産業文化部 商工振興課					
補助金の名称	テイクオフ補助金					
根拠法令・要綱等	枚方市テイクオフ補助金交付要綱					
予算費目	款：商工費	項：商工費			目：商工業振興費	
分類	補助の性質	事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他				
	補助割合	国： 0%、府： 0%、市： 100%				
	補助率・補助額	定率補助				
	事業年度	始期：平成 20 年度、終期：平成 31 年度				
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	予算額	2,500	2,226	2,140	3,996	4,289
	決算額	1,887	1,597	1,683	2,031	2,239
平成 30 年度予算	3,438 千円					
交付先	事業者					
交付の目的	創業初期の中小企業を支援することで、枚方市の経済の活性化に資することを目的とする。					
補助対象事業等の概要	市内で創業しやすい環境の充実に図り、地域活性化支援センターにおいて、創業に関するセミナーや創業相談、インキュベートルームの貸出し、創業後の事務所などの賃貸料の助成等まで一貫した創業支援を実施する。					
補助対象経費	枚方市立地域活性化支援センター内のインキュベートルームを1年以上使用した後に、市内で創業する事業者に対し、賃借する事務所・店舗・研究所・工場等の用に供する建物のうち、1の建物の賃借料					

(問題点等)

(1) 請求期日を過ぎた請求書の受理について (事業の準拠性についての指摘)

テイクオフ補助金は、枚方市地域活性化センターのインキュベートルームを利用した事業者が後に市内で創業する際に、事務所(店舗、研究所、工場等も含む)の用に供する建物の賃借料を補助するものである。テイクオフ補助金については、「枚方市テイクオフ補助金交付要綱」及び「枚方市テイクオフ補助金のご案内」に基づき補助を行っている。

「枚方市テイクオフ補助金のご案内」により、事業者から枚方市に対する補助金請求時期について確認したところ、一部に平成 29 年度 7～9 月分賃借料の事業者から枚方市に対する補助金請求書の提出期日が守られていない請求書があった(結果番号 5)。

「枚方市テイクオフ補助金交付要綱」には、補助金の交付の請求期日について、市長の指定する時期に請求する旨のみが定められているが、「枚方市テイクオフ補助金のご案内」には、請求期日が4～6月分賃借料、7～9月分賃借料、10～12月分賃借料、1～3月分賃借料について各々設定されており、期日までに請求がない場合には補助できない旨の記載がある。しかし、実際には賃借料の7月～9月分の請求期日である10月10日を過ぎた10月13日に提出された事業者の賃借料に対する補助金の支払が行われていた。「枚方市テイクオフ補助金交付要領」により事務の詳細について別途定めるものとして策定された「枚方市テイクオフ補助金のご案内」にしたがった補助金の事務が行われていない点は問題である。

⑤ 行政評価について

創業支援事業においては、以下のとおり関連指標が設定されている。これらの関連指標について、事業の有効性の評価方法や評価指標が適切であるかについて検証した。

関連指標

指標名	実施年度	指標の実績 (評価)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	目標値(H31)	単位
市の創業支援を受けて創業した件数	○			21	18	17	26			31
指標の説明			市の創業支援を受けて創業した件数は、相談窓口や創業塾による実績値が増加した。今後も引き続き、支援事業を継続していく。						当初目標値	達成年度
地域活性化支援センターにおける創業支援や地域資源を活用した新規事業支援により創業した件数										

(出典) (様式2) 実行計画管理シート 148_H30 実行計画管理【創業支援事業】

(問題点)

(1) 関連指標の数値の整合について (事業の有効性についての指摘)

創業支援事業の重要業績評価指標として設定している、市の創業支援を受けて創業した件数について、認定創業支援事業計画調査項目表【平成29年度】の1-1～1-3の事業の合計数値は24件であるが、平成29年度の関連指標の実績値は、25件とカウントされており、両者は整合していなかった(結果番号6)。この点について、担当課に確認したところ、担当課での記載ミスによるものということであった。

正しく実績値を集計し正確に記載することは、行政評価において適切にPDCAサイクルを回すための基本であり、今後同様のミスがないように担当課としてチェックの体制など内部統制に配慮した事務を行うべきである(意見番号24)。

(6) 枚方市産業活性化支援事業

① 事業の概要

事業名	枚方市産業活性化支援事業
担当部・課	産業文化部 商工振興課
事業形式	委託・補助金
事業概要	地域資源を活用した新たな事業、産業・学校との連携事業または医療健康分野における研究開発など新規性・継続性に優れたニュービジネスの取り組みを支援する。また、中小商工業者の振興と育成を図り、各種企業展示会への出展促進など経済団体と連携した支援に取り組む。
平成 29 年度の取り組み	①枚方市新産業創出支援事業は第1次審査（平成 29 年 9 月 7 日）と第2次審査（平成 29 年 9 月 19 日）を経て事業選定を行った（応募件数 7 件、選定件数 2 件）。なお、補助金の交付実績等を勘案し、事業手法や補助金のあり方を検討した結果、平成 29 年度末をもって、枚方市新産業創出支援事業を廃止。 ②市内中小企業を対象に展示会への出展の支援を行った。
平成 29 年度事業費	5,331 千円

枚方市産業活性化支援事業に含まれる事業は、大別して2つであり、以下のとおりである。

- ア 委託事業…団体 X による商工業振興事業委託（以下、「③ 委託事業について」参照）
- イ 補助事業…枚方市新産業創出支援事業補助金（以下、「④ 補助金の執行について」参照）

② 枚方市産業振興基本条例との関係について

枚方市産業活性化支援事業の事業概要は、地域資源を活用した新たな事業、産業・学校との連携事業又は医療健康分野における研究開発など新規性・継続性に優れたニュービジネスの取り組みを支援し、中小商工業者の振興と育成を図り、各種企業展示会への出展促進など経済団体と連携した支援に取り組むことであり、枚方市産業振興基本条例第3条第2項(1)の「消費者にとっての魅力及び利便性を向上させる等、新たな顧客ニーズを開拓するとともに、交流とにぎわいの場を創出する」こと及び、同条例同条同項(2)の「事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、企業団地等良好な操業環境の整備及び保全に努める」こととして示されている。また、平成 29 年度商工業振興事業委託仕様書において、条例第3条第1項及び第3項、同条例第4条及び第5条第4項に基づく市と経済団体との連携した活動として、各種委託事業を運営することが明記されており、条例の趣旨に基づき行う事業である。

(基本方針)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

(中略)

(1) 商業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、消費者にとっての魅力及び利便性を向上させる等、新たな顧客ニーズを開拓するとともに、交流とにぎわいの場を創出することにより、持続的な活性化を推進する。

(2) 工業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、企業団地等良好な操業環境の整備及び保全に努め、企業の立地及び設備投資を促すとともに、経営革新、技術革新等を通じて、新たな事業の創出及び事業の高度化を推進する。

(中略)

3 商業、工業、農業、観光等の各分野の枠組みを超えた取組により、枚方のブランド力を発信し、地域における人、物及び情報の交流並びに市産品の需要を拡大させる仕組みづくりを進め、新たな経済効果を創出するとともに、人づくりのネットワークの構築、インターンシップの拡充等を図り、次代の産業を担う人材の育成及び地域での雇用の確保を推進するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、事業者、経済団体等の活動と連携して、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 商店街等地域商業の活性化のための施策
- (2) 地域工業の活性化のための施策
- (3) 中小企業者の発展に向けた施策
- (4) 農地の保全と活用を図り、農業の魅力を高めるための施策
- (5) 農業への理解を深め、多面的な機能を活用する施策
- (6) 観光の活性化のための施策
- (7) 伝統産業を支援するための施策
- (8) 事業者の経営基盤を安定させるための施策
- (9) 産業を担う人材育成及び雇用の確保のための施策
- (10) 産学公民の連携及び交流を促進するための施策
- (11) 商業、工業、農業、観光等の各分野の連携及び交流を促進するための施策
- (12) 勤労者の福利厚生の上昇を図るための施策

2 市は、前項に規定する施策を実施するほか、産業振興の推進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者は、地域の発展及び安全の確保、環境との調和等に向けた地域貢献活動により市民生活の向上に配慮するとともに、自らの創意工夫により、経営基盤の安定及び強化を図り、経営革新、技術革新等の推進、雇用の確保、人材の育成及び福利厚生の実施に努めるものとする。

(中略)

4 経済団体は、事業者の事業活動を支援し、主体的に、又は市と連携して、産業振興及び地域活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

(抜粋) 枚方市産業振興基本条例第3条、第4条、第5条

③ 委託事業について

枚方市産業活性化支援事業では、商工業振興事業委託業務を団体Xに委託している。委託の内容については、以下のとおりである。

(1) 地域経済動向調査事業

地域経済の総合的な動向を把握し、産業振興施策の基礎資料として利用するとともに、地域の経営者等への情報提供を目的とする。

(2) 中小企業魅力発信支援事業

優れた技術や製品を広く発信し、販路開拓やビジネスチャンスの拡大を目的に開催する展示会等に参加する市内中小企業者への支援を行う。

(3) 産学・医療連携推進事業

- ①各分野間のマッチング等を行うことによる連携の仕組みづくりを行う。
- ②マッチングに伴う調査、研究に対する支援を行う。
- ③産業・医療・大学等におけるニーズや社会状況等に即した、情報発信・意見交換会を開催する。

(4) 工業団体育成研修事業

各種工業団体（七企業団地連絡協議会、枚方市工業会、ひらかた地域産業クラスター研究所）の育成を目的とする研修会等を開催する。

(5) 雇用連携事業

市内中小企業等における若年層等の人材確保に向けた支援等、市内企業、学校（大学）、地域金融機関等と連携の仕組みづくりを市と共同で行う。

(6) 地域産業ブランド見学会事業

枚方市の産業をPRするために、市内企業を巡るバスツアーを開催する。

(抜粋) 平成29年度商工業振興事業委託仕様書

また、委託契約の概要については、以下のとおりである。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
平成 29 年度 商工業振興事業委託	団体 X	4,798 千円

契約方法	契約額
一者随意契約	変更前：5,184 千円 変更後：4,798 千円*

* 委託内容の変更により、385,683 円減額して変更契約を行っている。

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
受託者からの見積もりの提出を受け、協議の上、予定価格を積算。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するため。

【過去 5 カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成 25 年度	団体 X	5,974 千円
平成 26 年度	団体 X	5,099 千円
平成 27 年度	団体 X	5,346 千円
平成 28 年度	団体 X	5,454 千円
平成 29 年度	団体 X	4,798 千円

そこで、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から上記の商工業振興事業委託について、ヒアリング及び資料閲覧により検証した。

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

④ 補助金の執行について

枚方市新産業創出支援事業では、地域資源を活用し、新規性、独創性、継続性、採算性のあるニュービジネス等を実施しようとするものに対して補助金を交付することで事業実現を支援し、産業の活性化に資することを目的として、消耗品費、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、報償費、備品購入費、改装費、委託料（事業の一部を委託するもので、事業主体となる事業者単独では実施が困難な専門技術に係るものに限

る)、人件費(アルバイト賃金等。事業者本人又は所属団体の役員・構成員に対する手当や謝礼等は対象外)で当該事業に係る経費と認められるものを補助対象とする、枚方市新産業創出支援事業補助金を交付している。平成29年度の実績は、交付件数が2件で、533千円であった。

そこで、以下の枚方市新産業創出支援事業補助金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点からヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	産業文化部 商工振興課					
補助金の名称	新産業創出支援事業補助金					
根拠法令・要綱等	枚方市新産業創出支援事業補助金交付要綱					
予算費目	款：商工費		項：商工費		目：商工業振興費	
分類	補助の性質		事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他			
	補助割合		国： 0%、府： 0%、市： 100%			
	補助率・補助額		定率補助			
	事業年度		始期：平成24年度、終期：平成29年度			
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	予算額	7,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	決算額	4,425	4,515	2,535	2,200	533
平成30年度予算	一千円(平成29年度で廃止のため)					
交付先	事業者					
交付の目的	地域資源を活用し、新規性、独創性、継続性、採算性のあるニュービジネス等を実施しようとするものに対して補助金を交付することで事業実現を支援し、産業の活性化に資することを目的とする。					
補助の対象事業等概要	地域資源を活用した新たな事業、産業・学校との連携事業または医療健康分野における研究開発など新規性・継続性に優れたニュービジネスの取り組みを支援する。					
補助対象経費	消耗品費、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、報償費、備品購入費、改装費、委託料(事業の一部を委託するもので、事業主体となる事業者単独では実施が困難な専門技術に係るものに限る)、人件費(アルバイト賃金等。事業者本人または所属団体の役員・構成員に対する手当や謝礼等は対象外)で当該事業に係る経費と認められるもの					

(問題点等)

(1) 枚方市新産業創出支援事業のその後のフォローについて（事業の有効性についての指摘）

枚方市新産業創出支援事業は、地域資源を活用した新たな事業、産業・学校との連携事業又は医療健康分野における研究開発など新規性・継続性に優れたニュービジネスの取り組みの支援を目的とする補助事業である。枚方市新産業創出支援事業において、枚方市新産業創出支援事業補助金交付要綱第1条では、「新規性・独創性・継続性のある事業を実施しようとするものに対し補助金を交付する」と規定されている。しかしながら、事業者の認定を受けた事業の状況について、初年度の成果発表会以後の把握が十分には行われていないと見受けられた。

枚方市新産業創出支援事業補助金に認定された事業者に関する初年度の成果発表会以後の成果の把握についての取り組みに関して、担当課にヒアリングを行ったところ、認定された事業者に対し報告書の提出等を求めているため、初年度以降の事業の状況の把握はできていないとのことであった（結果番号7）。

補助に対する継続的な効果の測定は、当該補助の目的とする事業の継続性の観点から、認定を受けた事業の状況の成果についても適切に確認すべきである（意見番号25）。

(2) ある社会福祉法人への補助内容について（事業の準拠性についての指摘）

枚方市新産業創出支援事業について、枚方市新産業創出支援事業補助金交付要綱事務要領では、助成対象経費として、その他委託費（事業の一部を委託するもので、事業主体となる事業者単独では実施が困難な専門技術に係るものに限る）と定められている。しかしながら、ある社会福祉法人への補助対象費目は委託費のみで総事業費の全部を委託しており、収支決算書からも支出は委託費のみであり、他の事業支出はない。当初監査人は、枚方市新産業創出支援事業補助金交付要綱事務要綱及び枚方市新産業創出支援事業補助金交付要綱事務要領上は、助成対象経費とはできないと考えられ、補助金の決定が不適切であると考えた。

そこで、平成29年度枚方市新産業創出支援事業補助金の対象事業である当該社会福祉法人の「地域野菜を活用した障がい者向け就労支援事業（農福連携）」の事業内容について、担当課に対してヒアリングを行ったところ、「地域野菜を活用した障がい者向け就労支援事業（農福連携）」の事業内容は、当該社会福祉法人が育てた野菜を活用して、当該社会福祉法人の職員が商品の開発・製造を行う業者と協力し、商品化し、販売するというものであるということであった。また、当該事業において職員の人件費等は事業費として発生しているものの、申請にあたり、委託料のみ計上されており、事業選定審査会においても説明しており、委託料については事業全体を委託しているものではなく、製品の開発・製造のみを委託しており、

原材料の調達や販売は当該社会福祉法人が行っているということであった。さらに、当該社会福祉法人は、商品開発や製造を行う事業者ではないため、外部に委託するのは、要綱に規定する「事業の一部を委託するもので、事業主体となる事業者単独では実施が困難な専門技術に係るものに限る」に該当すると考えているということであった。

この説明に対して、監査人は当該社会福祉法人に通所している利用者に野菜を作らせているのであり、人件費が発生していないため、事業の全部委託に該当するとの疑念をなおも払拭できなかったが、実地調査や報告書の提出等の関与が確認できたため、担当課と協議し、この疑念に対しては問題なしとの結論に至った。

しかしながら、当初監査人が抱いた疑問や疑念を今後外部に抱かせないようにするためには、実地調査や決算書の確認を適切に行った上で、法人の支出の実態を適切に把握するとともに、補助対象経費に該当する旨を明確に確かめた上で補助金の交付決定を行うことが必要である（意見番号 26）。

（7）枚方市商店街等活性化促進事業

① 事業の概要

事業名	枚方市商店街等活性化促進事業
担当部・課	産業文化部 商工振興課
事業形式	補助金
事業概要	市内の商店街及び小売市場（以下「商店街等」という。）の活性化に関する事業を主体的に企画し、実施する商業団体に対して補助金を交付することで、商店街等の活性化を促進し、もって市内商業の活性化に資することを目的とする。
平成 29 年度の取り組み	①商店街の活性化を図るため、39 件（オンリーワン商店街創造事業 9 件、魅力発信事業 6 件、販売促進事業 15 件、共同設備等整備事業 2 件、街路灯電気代補助事業 7 件）の補助金を交付し、支援を行った。 ②補助金の完了報告時の書類の審査及び商店街からの聞き取りを通じて効果を確認した。 ③平成 30 年度当初実施に向けて、主体的に活性化に取り組む商店街等に対しより時代とニーズにあった新たな取り組みに対し支援できるよう、既存の補助対象事業の内容及び新規の補助対象事業の検討を行った。
平成 29 年度事業費	20,382 千円

② 枚方市産業振興基本条例との関係について

枚方市商店街等活性化促進事業の内容は、商店街等の活性化を主体的に企画し実施する商業団体に対する補助であり、枚方市産業振興基本条例第3条第2項(1)の「新たな顧客ニーズを開拓するとともに、交流とにぎわいの場を創出する」こととして示されている。

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

(中略)

(1) 商業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、消費者にとっての魅力及び利便性を向上させる等、新たな顧客ニーズを開拓するとともに、交流とにぎわいの場を創出することにより、持続的な活性化を推進する。

(抜粋) 枚方市産業振興基本条例第3条

③ 補助金の執行について

枚方市商店街等活性化促進事業は、商店街等の活性化を促進し、もって市内商業の活性化に資するため、商店街等の活性化に関する事業を主体的に企画し、実施する商業団体に対して、実施するのに要する経費の一部を補助するものである。事業の流れとしては、事業者である商店街等が市に事業実施前に事前相談を行った上で提出した交付申請書(事業計画及び収支予算書を含む。)に対して担当課にて審議・決裁を行い、補助対象の決定を行う。

そこで、枚方市商店街等活性化促進事業補助金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から枚方市商店街等活性化促進事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	産業文化部 商工振興課					
補助金の名称	商店街等活性化促進事業補助金					
根拠法令・要綱等	枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱					
予算費目	款：商工費		項：商工費		目：商工業振興費	
分類	補助の性質		事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他			
	補助割合		国： 0、府： 0、市： 100%			
	補助率・補助額		定率補助			
	事業年度		始期：平成 18 年度、終期：平成 32 年度			
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	予算	26,324	26,868	23,600	23,600	27,290
	決算額	23,318	21,208	16,760	19,849	20,382
平成 30 年度予算	23,600 千円					
交付先	団体（不特定）					
交付の目的	市内の商店街及び小売市場（以下「商店街等」という。）の活性化に関する事業を主体的に企画し、実施する商業団体に対して補助金を交付することで、商店街等の活性化を促進し、もって市内商業の活性化に資することを目的とする。					
補助対象事業等の概要	<p>①オンリーワン商店街創造事業補助額…対象経費の 1/2（200 万円を上限）※当該事業を実施してから、継続している場合は 4 年目からは、100 万円を上限。</p> <p>補助対象経費… 1 広告宣伝費、会場借上げ費、会場設営費、アルバイト賃金、報償費、委託料、印刷製本費、備品購入費、備品借上げ費、消耗品費、工事費、改修費及び催事に係る保険料（景品購入費、商店街等の関係者に係る飲食費及び模擬店に係る費用を除く。）</p> <p>2 補助対象行為に新たに取り組む場合における必要な調査及び企画立案に係る委託料（対象経費の 1/2 30 万円を上限）</p> <p>②魅力発信事業 補助額…対象経費の 1/2（100 万円を上限）</p> <p>補助対象経費…広告宣伝費、報償費、委託料、印刷製本費、備品購入費、消耗品費、工事費、通信運搬費③販売促進事業</p> <p>補助額…対象経費の 1/2（1 回 60 万円・年度内 2 回を上限）</p> <p>補助対象経費…広告宣伝費、会場借上げ費、会場設営費、アルバイト賃金、報償費、委託料、備品購入費、備品借上げ費、消耗品費及び催事に係る保険料（景品購入費、商店街等の関係者に係る飲食費及び模擬店に係る費用を除く。）</p>					

	<p>④共同設備等整備事業 補助額…対象経費の1/2 (100万円を上限) 補助対象経費…設備等の設置又は補修等に係る経費</p> <p>⑤街路灯電気代補助事業 補助額…対象経費の9/10以内の額 補助対象経費…補助対象団体が道路占用許可等を受けている期間のうち、申請の日の属する年度の1月1日が属する年の前年に支払った公衆街路灯の電気料金</p> <p><平成30年3月30日制度改正により次のとおりとなる。></p> <p>①オンリーワン商店街創造事業 補助額…1 対象経費の1/2 (150万円を上限) ※2年目は100万円、3年目からは50万円 2 対象経費の1/2 (30万円を上限) 補助対象経費…1 広告宣伝費、当該イベントを開催する会場借上げ費、会場設営費、アルバイト賃金、報償費、委託料、印刷製本費、備品借上げ費、消耗品費、工事費、改修費及び催事に係る保険料(景品購入費、商店街等の関係者に係る飲食費及び模擬店に係る費用を除く。) 2 補助対象行為に新たに取り組む場合における必要な調査及び企画立案に係る委託料</p> <p>② 商店街PRソフト事業 補助額…対象経費の1/2 (50万円を上限) 補助対象経費…広告宣伝費、報償費、委託料、印刷製本費、消耗品費(イベント等の告知に係る費用を除く。)</p> <p>③ 販売促進事業 補助額…対象経費の1/2 (30万円を上限) 補助対象経費…広告宣伝費、会場借上げ費、会場設営費、アルバイト賃金、報償費、委託料、備品購入費、備品借上げ費、消耗品費及び催事に係る保険料(景品購入費、商店街等の関係者に係る飲食費及び模擬店に係る費用を除く。)</p> <p>④ 共同設備等ハード整備事業 補助額…対象経費の1/2 (100万円を上限) 補助対象経費…設備等の設置又は補修等に係る経費</p> <p>⑤ 街路灯電気代補助事業 補助額…対象経費の9/10以内の額 補助対象経費…補助対象団体が道路占用許可等を受けている期間のうち、申請の日の属する年度の1月1日が属する年の前年に支払った公衆街路灯の電気料金</p> <p>⑥ 商店街共同活性化事業 補助額…対象経費の1/2 (50万円を上限) 補助対象経費…広告宣伝費、当該イベントを開催する会場借上げ費、会場設営費、アルバイト賃金、報償費、委託料、印刷製本費、備品借上げ費、消耗品費、工事費、改修費及び催事に係る保険料</p>
--	---

	⑦ 空き店舗活用事業 補助額…120万円を上限（翌年度は60万円） 補助対象経費…1 広告宣伝費、委託料、運営に係る謝金 2 チャレンジショップ、交流施設又はコミュニティ施設の設置に係る工事費用（什器、机等の備品購入に係る費用を除く。）（当該事業の初年度におけるものに限る。）
受益者	交付を受けた団体

（問題点等）

（1）補助金の支給決定にあたって団体の適格性の検討について

補助金の支給決定にあたって、担当課は補助金の申請を行う団体から申請書等各種の資料の提出を受け、補助金の支給の適否について検討している。この資料の中には、申請書のほか、団体の会則や規則、役員名簿、各種事業の実施決定にあたっての理事会の議事録等が含まれているが、これは団体の適格性を検討するためと思われる。現に、当該補助金の要綱（枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱）の第3条（補助金の交付の対象者）には、補助金の交付の対象となる者は、（1）事業協同組合、事業協同小組合、（2）商店街振興組合、商店街振興組合連合会のほか、（3）（1）（2）に準ずる団体で、市長が適当と認めるものと規定されている。

しかし、担当課では、（1）（2）に準ずる団体³³（例：商店会、商業協同組合）に対する補助金の支給決定に際して、団体の適格性を検討していない（結果番号8）。

そもそも、申請書のほか、団体の会則や規則、役員名簿、各種事業の実施決定にあたっての理事会の議事録等を含めているのは、支給決定に際して支給に値する団体かどうかの適格性を検討するためと思われるが、補助金の支給決定に当たり起案している回議書等の内容を通査し確認したところ、団体の適格性については何ら言及はなされておらず、どのような根拠で（1）（2）に準ずる団体として適当と認めたのか検討が行われている形跡は認められなかった。

そのため、次のとおり一部の商店会等については権利能力なき社団としての要件を備えているかどうか疑わしい団体がある。

³³ 商店会等は法律上「権利能力なき社団」として取り扱われるが、商店会等が「権利能力なき社団」としての適格性があるかどうかについては、最判昭和39年10月15日で判決された4つの要件が満たされているかどうかを判断する必要がある。

支給団体	権利能力なき社団としての課題
S 1 団体	<p>①役員会の決議要件が定められていない。</p> <p>②監査は原則として役員会に出席を要しないとされているが、監査を行う上では出席を要することとすべきである。</p> <p>③役員を選出、選任方法の規定が曖昧である。</p>
S 2 団体	<p>①残余財産についての取り扱いがない。</p> <p>②会計書類などに関して定めた規定がない。</p>
S 3 団体	<p>①残余財産についての取り扱いがない。</p> <p>②会則で定められた役員が置かれていない（会計監査、理事、書記）。会則で定められていない役員が存在する（総監事、相談役）。</p> <p>③会計書類などに関して定めた規定がない。</p>
S 4 団体	<p>①残余財産についての取り扱いがない。</p> <p>②会則で規定された員数以上の役員が存在する（会則では入店者代表が2名であるが、3名選出）。事務局会という組織があるが、事務局会の機関としての位置づけが明確に規定されておらず、役員との関係や本会での位置づけが不明である。</p> <p>③会則上、役員会の付議事項が定められていない。</p> <p>④会計監査の定めが規定されていない。</p>
S 5 団体	<p>役員が規則にしたがって選任されていない。定款では、理事7名以上となっているが、理事は6名しかいない。</p>
S 6 団体	<p>①役員が規則にしたがって選任されていない。定款では、役員計15名以上となっているが、役員はそれ以下である（あるいは役員として明確に判断できる情報がない）。</p> <p>②残余財産についての取り扱いがない。</p> <p>③①のため、役員会の決議要件を満たしているか判断できない（委任状があるかどうか、役員の範囲が不明のため）。</p>
S 7 団体	<p>①残余財産についての取り扱いがない。</p> <p>②会則で定められた役員が置かれていない（副会長2名のところ1名のみ）。</p> <p>③監査の対象である会計事務という範囲が不明瞭である。また、会計書類などに関して定めた規定がない。</p>
S 8 団体	<p>①残余財産についての取り扱いがない。</p> <p>②会則で定められた役員が置かれていない（副会長残り2名、専務理事、書記、監査残り1名）。会則で定められていない役員が存在する（相談役、管理委員長）。</p>

S 9 団体	①残余財産についての取り扱いがない。 ②会則で定められた役員が置かれていない（副会長残り 1 名） ③会計書類などに関して定めた規定がない。
S10 団体	①残余財産についての取り扱いがない。 ②会則で定められた役員が置かれていない（会計残り 1 名、書記残り 1 名、 会計監査残り 1 名） ③会計書類などに関して定めた規定がない。
S11 団体	①残余財産についての取り扱いがない。 ②会則で定められた役員が置かれていない（事務局長）。 ③会則上、役員会の付議事項が定められていない。 ④会計書類などに関して定めた規定がない。 ⑤役員の選任が会則で定める総会ではなく、通常の役員会で行われている （平成 29 年度の会計（役員）の変更。）。

(3) の (1) (2) に準ずる団体については「権利能力なき社団」としての適格性を逸脱していないか、過去の判例等も参考に総合的に判断できるようマニュアルを作成することが必要である。

また、S12 団体については理事名簿しか入手しておらず、役員名簿を入手していなかった。そのため、監事が適切に選任されているか確認できない。

補助金の申請にあたっては役員名簿の提出を求めているのであるから、監事を含む役員名簿を入手し、補助対象事業の実施が適切に意思決定されていることを確認する必要がある（結果番号 9）。

また、枚方市商店街等活性化促進事業として、公設市場に対する補助を行っていることから公設市場について追加的に監査を行った。

(2) 公設市場の存在意義、現代的意義について

枚方市では、枚方市公設市場条例（昭和 26 年枚方市条例第 26 号）に基づき枚方市公設市場サンパークを設置している。枚方市公設市場サンパークについては、ある団体が運営を行っていることから、行政財産の使用許可を行った上で枚方市公設市場条例第 11 条及び枚方市行政財産使用料条例（昭和 41 年枚方市条例第 18 号）第 3 条に基づく所定の使用料を徴収している。

枚方市公設市場条例によれば、市民に生活必需品等を販売するとともに、主として日常生活に必要なサービスを提供し、もつて市民の消費生活の利便に供するため、枚方市に公設市場を設置するものとされている。

しかしながら、この設置目的に鑑みると、市が枚方公園駅に公設市場を一つだけ設ける必然性や必要性は低い。近隣には、大型スーパーやコンビニエンスストアも

ある。また、公設市場としているがゆえの不便さもある。例えば、枚方市公設市場条例によるしぼりがあることから、原則として日曜日は定休日であり、営業時間も自由に変えることができない。

なお、過去には枚方市に枚方市公設市場サンパーク以外の公設市場を一つ設けていたことがあった。当該公設市場は、運営主体であった組合の組合員の高齢化や脱退等に基づく要因によって閉鎖したが、特段他の運営主体を募って公設市場を維持することは行われなかった。当該団体も同様にその組合員の高齢化が進み、組合員は年々減少している。このため、いずれは既に閉鎖した公設市場と同様の状態に陥ると思われる。仮に枚方市公設市場サンパークの存続が必要なのであれば、恒久的に当該団体若しくはそれ以外の運営主体による運営を維持可能なように取り組みを行うべきである。このような取り組みを行っていないのであれば現時点での必要性を主張するにはその根拠が乏しいといわざるを得ない。当該団体が存在するから枚方市公設市場サンパークを維持するというのは、枚方市公設市場条例の趣旨や目的を果たしているものとはいえない。

公設市場が設けられた時代背景と現代では大きく生活必需品の消費形態や購買形態も異なっており、枚方市が市民に生活必需品等を販売し、主として日常生活に必要なサービスを提供する場を用意する必要性はない。横浜市のように過去（昭和63年当時）は10箇所ほどあった公設市場を全て閉鎖あるいは民間運営に切り替え、現在は公設の市場のない市町村も珍しくはない。

確かに、現在同施設の使用料の収入は同施設の維持費を上回っている状態であり、施設の廃止は遠くに買い物に出かけることのできない高齢者にとって影響が発生する懸念があるものの、一方で計画的に公設市場を全て閉鎖あるいは民間運営に切り替え、現在は公設の市場のない市町村がある事実にも目を向けるべきである。

担当課へのヒアリングによると、枚方市では、過去既に公設市場については廃止の方向性を打ち出しているとのことであるが、その点について担当課内あるいは担当者間で十分な引継ぎが行われておらず、過去打ち出された方向性について、棚上げされ、現状や施設の実態が共有されていない点は問題である（意見番号27）。

これらのことをふまえて、公設市場の現在における存在意義と存続の要否について検討する必要がある（意見番号28）。

(3) 枚方市商店街等活性化促進事業に係る補助金の設計について

枚方市域における商店街等の活性化を促進する事業として、枚方市は5つの補助金を設けている。このうちふたつの補助金について、以下の課題がある。

オンリーワン商店街創造事業、販売促進事業の2つの事業に係る補助金については、補助対象行為は次のとおり異なるものの、補助対象経費が広告宣伝費、会場借上げ費、会場運営費、アルバイト賃金、報償費、委託料、備品購入費、備品借上げ

費、消耗品費及び催事に係る保険料（景品購入費、商店街等の関係者に係る飲食費及び模擬店に係る費用を除く。）である点については同じである。

補助金の種類	補助対象行為
オンリーワン商店街創造事業	中長期的に集客を確保し、商店街等の活性化又は再生を図ることを目的に、当該商店街等の独自性あるイベントを実施し、又は商品、サービス等を販売し、若しくは提供する事業
販売促進事業	市民の消費生活の充実及び商店街等の振興を目的とする、期間を限定して行うバーゲンセール等の販売事業又は商店街のイメージアップを図り、集客力を高める夏祭り等の催事を行う事業。ただし、次の各号に掲げる地域の課題等についての取組と認められる事業に限る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 少子化・高齢化への対応 (2) まちの安全・安心の確保 (3) 地域資源等の活用・商農工の連携 (4) 人材の育成 (5) 自然環境の保全

（資料）枚方市商店街等活性化促進事業補助金交付要綱に基づき作成。

補助金申請に係る回議書及び回議書に添付されていたメモを確認したところ、ある団体と担当課との間では、過年度にオンリーワン商店街創造事業として補助金の支給を受けていた事業について販売促進事業として補助金の支給を受けることが可能か、あるいは、現状オンリーワン商店街創造事業として補助金の支給を受けている事業から一部を切り出して販売促進事業として補助金の支給を受けることが可能か、といったようなやり取りが行われているように見受けられた。

この疑念については、過去の定期監査においても指摘があり、同一事業における補助金の付け替え等が出来なくするような運用に改めているということ、添付のメモは申請者との相談内容を記載したものに過ぎず、定期監査の指摘をふまえ、申請者にも説明を行い、補助金の付け替えは行っていない旨の回答も得られ、最終的には監査人としても問題なしと認めた。

オンリーワン商店街創造事業、販売促進事業いずれとも補助金として支給を受けることのできる上限が決められていることから、一方の事業で上限に達した場合には、名目を変えたり補助金の申請の方法を工夫することでもう一方の事業で補助金の支給を受けることが技術的に可能な設計となっている。

このように両者の区分は明確ではなく、オンリーワン商店街創造事業、販売促進事業の2つの事業に係る補助金についてはその仕組みやあり方を見直すべきである（意見番号29）。

なお、販売促進事業については、事業者が自助努力として本来的にやるべき活動と整理し、新たな取り組みに対する補助に資源を集中するという整理から平成 30 年度末をもって廃止されるとのことである。

(4) 枚方市商店街等活性化促進事業に係る補助金の事務の効率性について

枚方市域における商店街等の活性化を促進する事業として、枚方市は 5 つの補助金を設けている。このうち、街路灯電気代補助事業に係る補助金の事務については、事務の効率性の点で課題がある。

街路灯電気代補助事業は、道路占有許可等を受けている公衆街路灯の電気料金について補助するものであり、補助金の交付の申込みの日の属する年度の 1 月 1 日が属する年の前年に支払った電気料金を補助対象経費とする。

前年 12 月の電気料金の支払いの時期の関係から、平成 29 年度に実際に申請のあった当該補助金 7 件中 4 件が当年 3 月中に申請され決裁されている。申請時には電気料金の領収書(写し)が添付され、原課では補助対象経費かどうかの確認を行っている。ほどなくして同じく 3 月中に申請時と同じ添付書類(電気料金の領収書(写し))が添付され補助金の対象事業の事業完了報告が行われる。この事業完了報告時にも原課では補助対象経費かどうかの確認を同じように行っている。申請から事業完了報告までの間に追加して発生した経済的な事象は何もないのにもかかわらず、事業者には申請時と事業完了報告時に同じ添付書類(電気料金の領収書(写し))を提出させ、原課では補助対象経費かどうかの確認を 2 度行っていることになる。

そもそも既に事業として終えている経費(電気料金)についての補助であることから、申請時、事業完了報告時に同じ添付書類を提出させ確認する実益がなく、事務の無駄である。

街路灯電気代補助事業に係る補助金の事務について、事務の効率性を担保する方策を検討すべきである(意見番号 30)。

なおこの点については、平成 30 年度から補助金申請の受付方法を改め、街路灯電気代補助事業を含めた全ての枚方市商店街等活性化促進事業について、年度当初の 5 月末までに申請受付を行い、その際には前年に支払った電気代をもとに補助金額を交付決定し、当年に支払った電気代をもとに補助金交付額を確定することとし、事務の有効性や効率性を高めるための対応を行うということである。

(5) 枚方市商店街等活性化促進事業に係る補助金の事務の執行に関する不備を防止するための内部牽制機能の強化について

枚方市域における商店街等の活性化を促進する事業として、枚方市は 5 つの補助金を設けている。平成 29 年度に支給が行われた 39 件の補助事業について確認したところ、次のような事務の不備が認められた。

(事例1)

支給先	補助対象事業/補助確定額	不備の内容
S 5 団体	販売促進事業/600,000 円	<u>交付の決定に際して事業者から徴収している見積書が古く、見積有効期限を超えたものがあった(民間業者2社から徴収したもの)。見積有効期限を超えたものは、補助対象経費の算定上無効なものとして取扱うべきであった(結果番号10)。</u>

(事例2)

支給先	補助対象事業/補助確定額	不備の内容
S 6 団体	魅力促進事業/627,000 円	<u>回議書に記載された補助対象経費を本来 594,275 円と記載すべきところ、94,275 円のまま決裁されていた。また、その他の補助対象経費として記載すべき 126,000 円が回議書に記載されないまま決裁されていた(結果番号11)。回議書に補助対象経費の根拠及び金額を記載するのであれば正確かつ網羅的に記載すべきであった。</u>

(事例3)

支給先	補助対象事業/補助確定額	不備の内容
S 6 団体	オンリーワン商店街創造事業/1,452,000 円	<u>毎月行われているイベントのアルバイト給与が補助対象経費とされているが、事業者はアルバイトから給与の領収書をまとめて一度だけ受領していた。100 千円前後の多額の金額であり、最初のイベントから最後のイベントまでは半年間の期間があることから、まとめて3月に給与を支給したとは考えにくい。本来担当課は補助金の支給先にまとめて領収書をもらうのではなく支給の都度もらうよう事業者に指導すべきであった(意見番号31)。</u>

担当課では、領収書のないもの、領収書の宛先が事業者以外のもの、飲食費や景品など本来補助対象経費ではないものは補助対象経費から除外するなど、多くの点では適切に事務の処理を行っているものの、監査の過程で以上のような不備が認められた。補助金の交付の決定にあたって、担当課は回議書により所定の決裁を経ており、これには複数人による確認も行われている。

決裁時には回議書を形式的に確認するのではなく、複数人によって事務の確認・検証を行うなど、補助金の事務の執行に関する不備を防止するための内部牽制機能の強化を図る必要がある(意見番号32)。

(8) 雇用対策・就労支援事業

① 事業の概要

事業名	雇用対策・就労支援事業
担当部・課	産業文化部 商工振興課
事業形式	委託
事業概要	市内の雇用・就労環境の改善を図り、市内産業の活性化につなげるため、ハローワーク枚方をはじめ、大阪府及び近隣市等と連携し、企業就職面接会やイベントを開催する。また、地域就労支援センターにて、就労支援コーディネーターによる就労支援を行う。
平成 29 年度の取り組み	(雇用対策に関する取り組み) 三市（枚方市・寝屋川市・交野市）合同企業就職面接会を平成 30 年 1 月 19 日に開催した。 ハローワーク枚方が開催した合同就職面接会に協力した。 (就労支援に関する取り組み) 地域就労支援センターにおいて年間を通じて就労相談に対応した。 就労につながるスキルを身につけるための就労支援講座「パソコン講習会」「介護職員初任者研修」「介護事務講座」「調剤薬局事務講座」「就職セミナー」を開催。「介護事務講座」についてはさらに就労につながるよう講座を増やした。
平成 29 年度事業費	9,055 千円

雇用対策・就労支援事業の中に含まれる事業は、大別して2つであり、以下のとおりである。

- ア 雇用対策に関する事業…枚方・寝屋川・交野「三市合同企業就職面接会」業務委託（以下、「② 雇用対策に関する取り組みについて」参照）
- イ 就労支援に対する事業…地域就労支援事業委託（以下、「③ 就労支援に関する取り組みについて」参照）

② 雇用対策に関する取り組み

枚方市は雇用に関する取り組みとして、枚方市・寝屋川市・交野市三市合同企業就職面接会を実施しており、平成 29 年度においては、当該面接会の運営、PR等の業務をY団体に委託している。

なお、三市合同就職面接会の運営について過去の委託先、委託料、参加者数及び参加企業数は以下のとおりである。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
平成 29 年度 枚方・寝屋川・交野「三市合同企業就職面接会」業務委託	Y 団体	617 千円

契約方法	契約額
一者随意契約	617 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
過去の事業実績を元に受託者と協議の上、予定価格を積算。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するため。

【過去 5 カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成 25 年度	Y 団体	600 千円
平成 26 年度	Y 団体	※617 千円
平成 27 年度	Y 団体	617 千円
平成 28 年度	Y 団体	617 千円
平成 29 年度	Y 団体	※617 千円

※ 枚方市が幹事市の年は、委託料 1,080 千円を支出し、他 2 市に負担金を請求する。

【来場者数及び参加企業数の実績】

年度	来場者数	参加企業数
平成 27 年度	92 名	34 社
平成 28 年度	63 名	24 社
平成 29 年度	82 名	25 社

(問題点等)

(1) 雇用対策事業の委託料の見積りについて

雇用対策事業として、枚方市・寝屋川市・交野市三市合同企業就職面接会を実施しており、当該面接会の運営、PR 等の業務を Y 団体に随意契約により委託している。

随意契約理由としては、大阪労働局職業安定課やハローワーク枚方とも密接な関係をもち、求人・雇用問題の専門知識も有しているためとされている。

当該事業を実施するためには、様々な団体との調整が必要であることから、過去

から継続して受託している当該団体に一定のノウハウがあることは理解できる。しかしながら、就職面接会を開催する能力を有する民間の団体は他にも多く存在し、それら民間の団体のノウハウを利用する機会を逸しているのではないかとの疑問が残る。

また、随意契約を行うにあたり、参考見積の徴収を行わずに毎年度同じ金額で委託契約を締結していることには問題がある。当該面接会の参加人数が過去と比べて大幅に減少している現状に鑑みても、同額での委託契約を継続することは、経済性の観点から問題がある。

枚方市・寝屋川市・交野市の三市で共催している事業であることをふまえ、見積りの徴収・積算精査については他の市との協議を行い、随意契約についても他の2市及び関係団体との協議を行い、経済性の確保に努めるべきである(意見番号33)。

③ 就労支援に関する取り組み

枚方市は、就労支援に関する取り組みは、随意契約によりある特定非営利活動法人Aと恒常的業務委託契約³⁴を結んで実施されている。

枚方市の就労支援に関する当該業務委託は、①就労相談業務と②就労支援講座等開催業務の二つの業務から構成されている。

①就労相談業務は、地域就労支援センターにおいて、就労困難者等に対するコーディネーターによる相談業務の実施であり、②就労支援講座等開催業務は、就労困難者等に対して職業能力開発に資する講座等を開催する業務である。

委託契約の概要については、以下のとおりである。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
地域就労支援事業委託	特定非営利活動法人A	7,975 千円

契約方法	契約額
一者随意契約	7,975 千円

³⁴「恒常的業務委託契約」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号又は第3号に掲げる場合に行う恒常的な業務の委託、受託及び請負並びにこれらに付随する事項に関する随意契約で、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 契約の相手方が、公共団体、公共的団体その他営利を目的としないものであること。
 (2) 前号に掲げるもののほか、契約の相手方が法令、契約の性質又は目的等により限定されるものとして、市長が特に認めるものであること。

(枚方市 恒常的業務の委託等に関する契約規程第2条より)

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
受託者からの見積もりの提出を受け、協議の上、予定価格を積算。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するため。

【過去 5 カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成 25 年度	特定非営利活動法人 A	7,661 千円
平成 26 年度	特定非営利活動法人 A	8,191 千円
平成 27 年度	特定非営利活動法人 A	7,922 千円
平成 28 年度	特定非営利活動法人 A	7,931 千円
平成 29 年度	特定非営利活動法人 A	7,975 千円

また、平成 29 年度における就労困難者等に対するコーディネーター相談業務の実績は以下のとおりであった。

【地域就労支援事業 相談件数】

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
新規相談件数	5	28	4	2	17	1	1	6	2	35	1	2	104(111)	
内訳	若年者	0	4	2	0	5	0	0	0	14	1	2	28	
	中高年者	4	20	2	2	8	1	1	3	1	19	0	61	
	母子家庭	0	1	0	0	4	0	0	1	0	1	0	7	
	障がい者	1	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	6	
	その他	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
再相談件数	28	25	22	16	16	16	24	25	14	11	15	35	247(229)	
内訳	若年者	7	3	2	1	1	0	3	4	1	3	1	38	
	中高年者	11	16	13	14	9	4	9	6	4	2	9	109	
	母子家庭	3	0	0	0	4	1	0	3	1	1	1	15	
	障がい者	7	6	7	1	2	11	12	10	8	5	4	82	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	
合計	33	53	26	18	33	17	25	31	16	46	16	37	351(340)	
形式	面接	28	47	15	12	31	11	10	20	11	42	10	20	257
	電話	5	6	11	6	2	6	15	11	5	4	6	17	94
就職件数	3	1	5	1	1	1	2	5	2	0	1	12	34(35)	

()は前年度の人数。若年者は 35 歳未満で、中高年者は 35 歳以上。

(出典) 委託先からの実績報告より。

また、平成 29 年度における就労支援講座等の開催実績は以下のとおりであった。

【地域就労支援事業 講座等の開催】

講座名	講座内容	実施日	参加者数
パソコン講習会	就労支援講習会（事前研修） （成功させる就職活動、PCでの履歴書作成、ハローワークの利用方法）	6月7日	27人(30人)
	日商PC検定基礎ワード対策講座	6月8日～6月16日	26人(28人)
	日商PC検定基礎エクセル対策講座	6月21日～6月28日	25人(28人)
介護職員初任者研修	就労支援講座（就職活動には“順番”があった！“今さら聞けない就活についての基礎知識”）	9月8日	17人(18人)
	介護職の技術の習得と資格取得（旧ホームヘルパー2級）講座	9月13日～10月24日	17人(18人)
就労支援講座	就労支援セミナー （北大阪商工会議所と連携して実施）	11月13日	15人
介護事務講座	介護事務技能認定試験「ケアクラーク」資格取得講座	11月28日～12月7日	13人
調剤薬局事務講座	「調剤事務管理士」資格取得講座	2月14日～2月28日	28人(38人)
	就労支援講座（就職活動には“順番”があった！“今さら聞けない就活についての基礎知識”）	2月28日	28人

（ ）は前年度の人数。

（出典）委託先からの実績報告より。

（問題点等）

（1）就労支援事業の委託先の選定について

枚方市は、就労支援事業について、随意契約により特定非営利活動法人Aと恒常的業務委託契約を結んでいる。

当該業務委託は、①就労相談業務と②就労支援講座等開催業務の二つの業務から構成されている。

①就労相談業務は、地域就労支援センターにおいて、就労困難者等に対するコーディネーターによる相談業務の実施であり、②就労支援講座等開催業務は、就労困難者等に対して職業能力開発に資する講座等を開催する業務である。

随意契約理由書を閲覧したところ、随意契約理由は、当該事業の対象となる就労困難者は様々な人権課題を包含しており、多様かつ深刻な人権課題も含めた総合的

な相談に対応するためには、人権の観点からアプローチできる団体でなければならないとの理由が記載されている。

しかし、平成 29 年度は、②就労支援講座等開催業務による講座は 9 講座が開催されており、そのうち北大阪商工会議所と連携して実施した就労支援講座以外の講座は全て再委託されており、随意契約理由にそぐわない。

また、当該事業の委託仕様書には、①就労相談業務のコーディネーターを週 4 日以上地域就労センターに配置すること、当該コーディネーターは、当該特定非営利活動法人 A にて雇用することが規定されており、実質的に他の団体が受託できない仕様となっている。

当該事業の趣旨に鑑みると、専門性を有したコーディネーターを地域就労センターに配置すればよく、また、講座等開催業務についてもほとんどを再委託しており、専門性が必要な業務でないことから、当該特定非営利活動法人 A と恒常的業務委託契約を結ぶ必要はない。

なお、就労困難者や障がい者の就労支援についての課題に取り組む福祉部では、民間の事業者やその他の一般社団法人に対して委託を行っており、特定の相手方に絞ることなく間口を広げて委託先の選定を行っている。

当該地域就労支援事業の業務委託については、委託先の選定方法を改めるべきである（意見番号 34）。

(2) 委託料の前払いの妥当性について

地域就労支援事業は、地域就労支援センターにおける就労支援コーディネーターによる就労支援、求職者のニーズに合わせた能力開発研修・講座の開催を特定非営利活動法人 A に委託しているものである。地域就労支援委託料の支払いは、年 2 回（4 月、10 月）に分けて行われる。

この点について同じ産業文化部内の別の課で同様の形態での支払いがあったことから、当初監査人は本件の支払いも枚方市契約規則第 63 条の規定に基づく部分払いであると理解したが、担当課へのヒアリングによれば、部分払いではなく地方自治法第 232 条の 5 第 2 項の規定に基づき前金払いとして支払っているとの回答であった。

前払いは担保がない支出形態であることから、限定的にその支出を認めるべきところ、本件前払いの根拠は地方自治法にあることが事後のヒアリングにおいて明らかとなったものの、そもそも前払いとすることについて回議書において地方自治法第 232 条の 5 第 2 項の規定をその根拠とすることが明示されておらず、契約により所与とするものとして前払いとする必要性について十分に議論されていない（意見番号 35）。

その結果として、本件がそもそも前払いとして適格かどうか疑念がある。前払いとして適格かどうか疑念があることから、担当課は、改めて支出にあたってその根拠を明らかにするとともに、支出の形態として前払いがふさわしいか、検討すべきである（意見番号 36）。

(9) 市内企業若者雇用促進事業

① 事業の概要

事業名	市内企業若者雇用促進事業
担当部・課	産業文化部 商工振興課
事業形式	委託
事業概要	市内中小企業の若者人材確保及び雇用促進を図るため、企業向け及び求職者向けに各種支援セミナーを開催するとともに、各種会場等で使用する市内企業PRを目的としたプロモーションビデオを制作し、それらの取り組みをマッチングの場である合同企業就職面接会に繋げる。さらに新規採用を行った企業の人事担当者及び新規採用者に対し、早期離職防止・定着支援のための研修を実施するなど、市内中小企業と求職者の双方に向けて求職前段階から就職、就職後の定着支援まで一貫とする産業人材の育成確保支援を実施する。
平成 29 年度の取り組み	<p>①市内中小企業に対し若年者の採用に向けたノウハウ等を学ぶ「若年人材採用セミナー」を平成 29 年 8 月 31 日に開催した。</p> <p>②求職者意識向上や市内中小企業PRも含め「枚方市若者就職活動応援セミナー」を平成 29 年 11 月 25 日に開催した。</p> <p>③市内中小企業と若者求職者のマッチングの場として、合同企業就職面接会「枚方市若者しごとマッチングフェスタ」を平成 29 年 12 月 2 日に開催した。</p> <p>④面接会参加企業に対し企業PR、情報発信のための「求職者向けプロモーションビデオ」を制作しホームページをはじめ、②③の会場にて放映した。</p> <p>⑤面接会に参加した企業の人事担当者や入社 3 年までの社員を対象に早期離職防止・定着支援のための「定着支援セミナー」を平成 30 年 3 月 2 日に実施した。②③では新たに履歴書用写真撮影を行い、集客に取り組んだ。また②では市内企業で働く先輩社員によるパネルディスカッションを行い、中小企業で働く魅力を伝えた。</p>
平成 29 年度事業費	5,918 千円

② 雇用対策に関する取り組み

枚方市は平成 28 年度から、市内中小企業の若者人材確保及び雇用促進を図るため、市内企業若者雇用促進事業を新設した。具体的には、市内企業若者雇用推進事業をある民間事業者 S 1 株式会社に委託しており、市としての目標数値も仕様書に記載している。

③ 委託事業について

市内企業若者雇用推進事業では、市内企業若者雇用推進事業をある民間事業者 S 1 株式会社に委託している。

委託の内容については、以下のとおりである。

- | |
|--|
| (1) 若者求職者（概ね 40 歳未満・平成 30 年大学等卒業予定の学生含む）の募集 |
| (2) 枚方市市内で事業活動を行っている市内中小企業のうち、市内企業若者雇用推進事業に参加する企業の募集、選定等 |
| (3) 「若年者採用企業向けセミナー」の開催（企業対象） |
| (4) 「求職者向けセミナー」「市内中小企業の PR 等」のイベント開催（求職者等対象） |
| (5) 「合同企業就職面接会」の開催（企業・求職者対象） |
| (6) 「プロモーションビデオ」の作成（企業対象） |
| (7) 「定着支援研修」の開催（企業・求職者対象） |

（資料）平成 29 年度市内企業若者雇用推進事業委託仕様書に基づき作成。

また、委託契約の概要については、以下のとおりである。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
平成 29 年度 市内企業若者雇用推進事業委託	S 1 株式会社	5,918 千円

契約方法	契約額
制限付き一般競争入札（業務希望型）	5,918 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
類似事業の予算を参考に積算	

【過去5カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成25年度	—	—千円
平成26年度	—	—千円
平成27年度	—	—千円
平成28年度	S1株式会社	5,346千円
平成29年度	S1株式会社	5,918千円

そこで、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から市内企業若者雇用推進事業委託について、ヒアリング及び資料閲覧により検証した。

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(10) 枚方市駅周辺賑わい創出事業

① 事業の概要

事業名	枚方市駅周辺賑わい創出事業
担当部・課	産業文化部 ひらかた賑わい課
事業形式	直営
事業概要	枚方市駅周辺のにぎわい創出を目的として、岡東中央公園(にぎわい広場)で開催される各種イベント等を支援する。 【にぎわい空間創出事業】 市民が開催する各種イベントなどが効果的に実施されるように、会場の確保や備品の貸し出し、広報などの支援を行う。(支援内容) ・岡東中央公園の予約 ・テント、机、椅子等の貸し出し ・広報ひらかた等への掲載
平成29年度の取り組み	市民団体による市駅周辺のにぎわいの創出を目的とした音楽ライブや模擬店の出店など岡東中央公園における各種イベントを支援した。
平成29年度事業費	—千円

② 枚方市産業振興基本条例との関係について

枚方市駅周辺賑わい創出事業の事業概要は、枚方市駅周辺のにぎわい創出を目的として、岡東中央公園（にぎわい広場）で開催される各種イベント等を支援することであり、条例第3条第2項（4）に「観光については、観光資源の創出に努めるとともに、観光資源に関する魅力ある情報を市の内外に広く発信する等、観光事業を促進し、にぎわいを創出することにより、地域経済の活性化を推進する。」ことと示されており、条例に基づく事業といえる。

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

（中略）

(4) 観光については、観光資源の創出に努めるとともに、観光資源に関する魅力ある情報を市の内外に広く発信する等、観光事業を促進し、にぎわいを創出することにより、地域経済の活性化を推進する。

（抜粋）条例第3条

③ 実施事業について

枚方市駅周辺賑わい創出事業では、市民団体による市駅周辺のにぎわいの創出を目的とした音楽ライブや模擬店の出店など岡東中央公園における各種イベントを支援している。具体的には、にぎわい空間創出事業市民イベント支援基準に基づき、市民から申請のあった事業の確認と審査を行い、基準を満たす事業については、広報支援、物品支援、会場支援を行うものである。以下が、にぎわい空間創出事業市民イベント支援基準に掲載されている支援の内容である。

「にぎわい空間創出事業」として認定されたイベントについては、次の支援を行うことができる。なお、各支援に関しては、無料で行うものとする。

(1) 広報支援（広報ひらかた・枚方市ホームページへの掲載、ポスター・ちらしの庁内等への掲載依頼）広報ひらかた掲載希望の場合は、掲載希望月の2月前の20日までににぎわい交流課へ原稿を提出すること。なお、広報支援は、年2回までに限る。

(2) 物品支援（下記の範囲内で使用することができる。）

- ①大テント（2間×3間） 3張（天幕・横幕・重りを含む）
- ②小テント（1.5間×2間） 4張（天幕・横幕・重りを含む）
- ③机（1,800mm×450mm） 20脚
- ④いす 100脚

(3) 会場支援（公園・電気使用申請手続き。但し、警察・保健所等への申請は申請者自身で行うこと。）

（抜粋）にぎわい空間創出事業市民イベント支援基準

枚方市駅周辺賑わい創出事業について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点からヒアリング及び資料閲覧により検証した。

(問題点等)

(1) 審査基準の確認資料について (事業の準拠性についての指摘)

にぎわい空間創出事業は、市民が開催する各種イベント等が効果的に実施されるように、会場の確保や備品の貸し出し、広報等の支援を行うものである。にぎわい空間創出事業市民イベント支援基準では、にぎわい空間創出事業の支援団体の支援の要件として、対象者を、市内を拠点に一定の活動実績がある3名以上の団体で、半数以上が枚方市内に在住・在学・在職であることが規定されている。にぎわい空間創出事業の実施に関する決裁を確認したところ、一部に当該要件の充足を確認するための資料が提出されていない決裁があった (結果番号 12)。

たとえ毎年度行われているイベントであっても、実行委員会のメンバーが変わっている可能性があるため、申請の都度確認が必要である。また、口頭で確認している場合も、文書に確認した旨を残しておかなければならない (意見番号 37)。

④ 行政評価について

枚方市駅周辺賑わい創出事業においても、関連指標は以下のとおり設定されている。これらの関連指標について、事業の有効性の評価方法や評価指標が適切であるかについて検証した。

関連指標		H26	H27	H28	H29	H30	H31	目標値(H31)	単位
指標名	実施指標								
枚方市駅周辺の広場におけるイベント参加者数	○	139,300	167,620	199,300	185,300			200,000	人
指標の説明		毎年目標値を上回っており、順当に遂行できている。 ※H29年度は悪天候により2イベントが中止となったため、実績減となっている。						当初目標値	達成年度
枚方市駅周辺の岡東中央公園や岡本町公園で実施されたイベントの参加者数								145,000	H27

(出典) (様式2) 実行計画管理シート 137_H30 実行計画管理【枚方市駅周辺賑わい創出事業】

【平成 29 年度にぎわい事業一覧】

会場：岡東中央公園

事業名	実施日	来場者数 (人)	補足
2017 枚方市緑化フェスティバル	平成 29 年 4 月 15 日 (土) ~ 4 月 17 日 (月)	5,700	
Milky Way Live	平成 29 年 4 月 30 日 (日)	1,000	にぎわい空間創出事業
【雨天で中止】第 17 回枚方・百済フェス ティバル	平成 29 年 5 月 13 日 (土)	0	枚方フェスティバ ル協議会事業
ひらかたママ SMILE フェスタ~Feel NY~	平成 29 年 5 月 15 日 (月)	2,000	にぎわい空間創出事業
第 3 回とっておきの音 楽祭 in ひらかた	平成 29 年 5 月 21 日 (日)	1,000	にぎわい空間創出事業
第 38 回ふれあいフェ スティバル	平成 29 年 6 月 4 日 (日)	3,500	枚方フェスティバ ル協議会事業
枚方まつり 2017	平成 29 年 8 月 26 日 (土)、 27 日 (日)	99,000	枚方フェスティバ ル協議会事業 26 日 (土) 51,000 人 27 日 (日) 48,000 人
「枚方市駅前大収穫 祭」開催支援事業 (枚方オクトーバー フェスト等)	平成 29 年 9 月 15 日 (金) ~ 24 日 (日)	21,000	
ひらかた NPO フェス タ 2017	平成 29 年 10 月 1 日 (日)	3,300	枚方フェスティバ ル協議会事業
【雨天で中止】第 18 回ひらかた多文化フェ スティバル	平成 29 年 10 月 21 日 (土)	0	—
ふとん太鼓巡行	平成 29 年 10 月 8 日 (日)	未計測	枚方フェスティバ ル協議会事業
大阪メチャッピー祭 in 枚方	平成 29 年 10 月 9 日 (月・祝)	3,000	
ひらビー三周年感謝祭	平成 29 年 10 月 10 日 (土)	200	枚方フェスティバ ル協議会事業
ひらかた菊花展・市民 菊人形展	平成 29 年 10 月 26 日 (木) ~11 月 13 日 (月)	26,000	ひらかた菊フェス ティバル
ひらかた菊フェスティ バルにぎわいイベント	平成 29 年 10 月 28 日 (土)		ひらかた菊フェス ティバル (20) ※ひらかた菊花 展・市民菊人形展 に含む

ひらかた菊フェスティバルにぎわいイベント	平成 29 年 11 月 11 日 (土)		ひらかた菊フェスティバル (7,500) ※ひらかた菊花展・市民菊人形展に含む
ひらかた産業にぎわいフェスタ (マルシェ・物流展・農業まつり)	平成 29 年 11 月 17 日 (金)、18 日 (土)	11,400	
Milky Way Live	平成 29 年 11 月 26 日 (日)	1,000	にぎわい空間創出事業
平和の燈火	平成 30 年 3 月 10 日 (土)	2,700	
交野ヶ原フェスタ 3・2・1～春爛漫! 夢を叶えよう!～	平成 30 年 3 月 21 日 (水)	4,500	にぎわい空間創出事業
合計		185,300	

(資料) 産業文化部より入手した資料に基づき作成。

(問題点等)

(1) 関連指標について (事業の有効性についての指摘)

枚方市駅周辺賑わい創出事業は、枚方市駅周辺のにぎわい創出を目的として、岡東中央公園 (にぎわい広場) で開催される各種イベント等を支援する事業であり、枚方市駅周辺の広場におけるイベント参加者数を事業の効果を計る重要業績評価指標としている。

平成 29 年度の実行計画管理シートにおいては、平成 31 年度の目標値を 145,000 人としているのに対して、平成 27 年度時点で既に 167,620 人となっており、上方修正した目標値の設定が必要である (意見番号 38)。

また、指標としては、担当課としても新規団体の取り入れが課題であると認識していることから、新規に参加した団体数も関連指標として適切であるとする (意見番号 39)。

(11) 観光資源発信事業

① 事業の概要

事業名	観光資源発信事業
担当部・課	産業文化部 産業文化政策課、ひらかた賑わい課
事業形式	委託・補助金
事業概要	市が有する観光資源を効果的に発信し、地域内外の交流を促進するため、菊花展・市民菊人形展等の「菊フェスティバル」の実施のほか、枚方まつりなどのイベントを開催している「枚方フェスティバル協議会」への支援、ひらかた観光ステーションなどを拠点とした市内の観光・物産・イベント等の案内を行う。
平成 29 年度の取り組み	ひらかた菊花展、市民菊人形展、枚方宿街道菊花祭等を含めた「ひらかた菊フェスティバル」、「枚方まつり」をはじめとする枚方フェスティバル協議会の各事業の支援、枚方・交野両市で取り組んだ「枚方・交野天の川ツーリズム」を通じ、市の観光資源を市内外に発信し、交流促進に取り組んだ。また、ひらかた観光ステーションを中心として、市内の観光・物産・イベント等の情報発信を行った。さらに、本年度は市制施行 70 周年記念事業として、「ひらかた菊フェスティバル」開催期間中に市立枚方宿鍵屋資料館にて「ひらかた大菊人形パネル展」を開催し、ひらかた大菊人形の歴史を記載した年表や当時の写真を展示した。
平成 29 年度事業費	14,884 千円

観光資源発信事業に含まれる事業は、大別して2つであり、以下のとおりである。

ア 委託事業…K 1 団体に委託している枚方市駅観光拠点事業（以下、「③ 委託事業について」参照）

イ 補助事業…以下の表のとおりである（表に記載の金額は平成 29 年度実績）。

番号	補助金名	交付団体	補助金額
1	文化観光協会活動補助金	K 1 団体	13,152 千円
2	枚方フェスティバル協議会事業補助金	K 2 団体	5,500 千円
3	ひらかた市民菊人形の会運営補助金	K 3 団体	2,407 千円
4	街道菊花祭補助金	K 4 団体	350 千円
5	まちづくり協議会補助金	K 4 団体	163 千円

（以下、個々の内容については「④補助金の執行について」参照）

② 枚方市産業振興基本条例との関係について

観光資源発信事業の事業概要は、市が有する観光資源を効果的に発信し、地域内外の交流を促進するため、菊花展・市民菊人形展等の「菊フェスティバル」の実施のほか、枚方まつり等のイベントを開催している「枚方フェスティバル協議会」への支援、ひらかた観光ステーション等を拠点とした市内の観光・物産・イベント等の案内を行うことであり、条例第3条第2項(4)に「観光については、観光資源の創出に努めるとともに、観光資源に関する魅力ある情報を市の内外に広く発信する等、観光事業を促進し、にぎわいを創出することにより、地域経済の活性化を推進する。」ことと示されており、条例に基づく事業といえる。

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

(中略)

(4) 観光については、観光資源の創出に努めるとともに、観光資源に関する魅力ある情報を市の内外に広く発信する等、観光事業を促進し、にぎわいを創出することにより、地域経済の活性化を推進する。

(抜粋) 条例第3条

③ 委託事業について

観光資源発信事業では、K1団体に委託している。



「ひらかた観光ステーション」(枚方市駅市民サービスセンター内) (枚方市HPより)

委託の内容については、以下のとおりである。

1. 業務施行場所

- (1) 名称 枚方市駅市民サービスセンター
- (2) 位置 枚方市岡東町 19 番 1 号
- (3) 設置根拠 市民ふれあいセンター管理規則
- (4) 用途
 - ア. 市内の観光資源に関する情報、文化に関する情報その他本市に関する情報の提供に関すること。
 - イ. 本市の産業、友好都市及び市民交流都市に係る物産の展示等並びにこれらの紹介に関すること。
 - ウ. 障害者の就労促進に関すること。
 - エ. 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める用途

2. 業務内容

- (1) ひらかた観光ステーション（市民ふれあいセンター内）管理・運営業務に関すること
 - ①市制や文化情報、観光案内業務（市内の観光資源に関する情報）、その他多様な情報提供を行うこと
 - ②広報スペースの管理に関すること
 - ③市内産業、特産品、および友好都市・市民交流都市の紹介等を行うこと（その他の物品について紹介等を行う場合は発注者と協議の上決定すること）
 - ④その他
- (2) サービスセンターの運営及び軽易な管理に関すること
 - ①管理・運営にかかる事項について関係機関への連絡
 - ②ふれあいホールの日常業務
 - ③消耗品等（トイレットペーパー、電球等）の取替、補充、点検、在庫管理、購入
- (3) その他、運営上必要と認める業務

(抜粋) 枚方市駅観光拠点事業仕様書

また、委託契約の概要については、以下のとおりである。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
枚方市駅観光拠点事業委託	K 1 団体	8,106 千円

契約方法	契約額
一者随意契約	8,106 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
事業遂行に必要と思われる人数をベースに人件費を算出し、消耗品費や印刷製本費などの物件費は前年度実績をベースに積算。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するため。

【過去 5 カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成 25 年度	K 1 団体	7,564 千円
平成 26 年度	K 1 団体	7,780 千円
平成 27 年度	K 1 団体	8,153 千円
平成 28 年度	K 1 団体	8,019 千円
平成 29 年度	K 1 団体	8,106 千円

そこで、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から観光拠点事業について、ヒアリング及び資料閲覧により検証した。

(問題点等)

(1) 委託先に対する補助事業と委託事業について

委託先である K 1 団体に対する枚方市の支出には、ひらかた観光ステーションの運営に関する枚方市駅観光拠点事業委託料のほか、本部事務局人件費の助成目的の文化観光協会活動補助金がある。本監査において検討対象としていない鍵屋資料館の指定管理も含めれば、3つの形態で枚方市の支出負担が発生している。本部事務局人件費に対する補助金である文化観光協会活動補助金だけでなく、枚方市駅観光拠点事業委託料についても、人件費が主な費用となっており、委託料で賄うべきところを、補助金で補っていないかなどの確認が必要である。そのため、当該団体においてこれら 2つの事業を明確に切り離して執行できているか、確認する必要がある（意見番号 40）。

(2) 委託料の部分払いの妥当性について（事業の準拠性についての指摘）

枚方市駅観光拠点事業委託料の支払は、年 7 回に分けて行われているが、枚方市契約規則第 63 条においては、以下のとおり定められている。

- 1 建設工事その他の請負の既済部分又は物品の既納部分に対しては、完済前又は完納前にその代価の一部又は全部を支払うことができる。
- 2 前項の規定により支払う(以下「部分払い」という。)金額は、建設工事及びその他の請負については、既済部分に対する代価の10分の9以内とし、物品については、代価の額を越えることができない。ただし、性質上可分の建設工事その他の請負に係る契約については、当該既済部分の代価の全額を支払うことができる。

(抜粋) 枚方市契約規則第63条

上記のとおり枚方市契約規則第63条には、建設工事その他の請負の既済部分(事業者が請け負った委託事業のうち既に完了した部分)については、委託事業の全ての実施を終える完納前に、枚方市がその一部又は全部の支払を行うことができると規定されている。枚方市観光拠点事業委託料は、平成29年4月28日に委託料総額8,106千円のうち部分払いとして1,300千円が枚方市から委託先である団体に支払われているが、委託料総額の中の既済部分の代価として発生した事業費がいくらであったのかを適切に確認しないまま部分払いしていた。既済部分の代価として発生した事業費を確認するために実績報告を受け、審査を行った後に支払を行うべきである(結果番号13)。なお、契約書には4月と10月の2回に分けて支払うと規定されていることから契約書に則って支払いは行われているものの、当該契約書の規定はそもそも部分払いについて定めた上記枚方市契約規則の規定に則っていないため、不適切である(結果番号14)。

④ 補助金の執行について

観光資源発信事業として行っている補助事業は以下のとおりである。

番号	補助金名	交付団体	補助金額
1	文化観光協会活動補助金	K 1 団体	13,152 千円
2	枚方フェスティバル協議会事業補助金	K 2 団体	5,500 千円
3	ひらかた市民菊人形の会運営補助金	K 3 団体	2,407 千円
4	街道菊花祭補助金	K 4 団体	350 千円
5	まちづくり協議会補助金	K 4 団体	163 千円

ア 文化観光協会活動補助金

文化観光協会活動補助金は、市の観光資源の開発・活用、観光施設の運営、観光誘致・宣伝及び関係機関・諸団体との連絡調整など、行政で実施することの難しい業務を担っている補助団体の円滑な運営を支援することを目的とした補助金である。交付団体は、K 1 団体であり、人件費、ホームページ更新保守経費等の経費を補助する。

そこで、以下の文化観光協会活動補助金について、主に、経済性・効率性・有効性・

公益性・準拠性・透明性の観点から観光資源発信事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	産業文化部 産業文化政策課					
補助金の名称	文化観光協会活動補助金					
根拠法令・要綱等	枚方市補助金等交付規則					
予算費目	款：総務費		項：総務管理費		目：文化振興費	
分類	補助の性質		事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他(団体運営補助)			
	補助割合		国： 0、府： 0、市：100%			
	補助率・補助額		その他			
	事業年度		始期：平成 18 年度、終期：平成 31 年度			
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	予算額	11,351	13,512	12,949	13,232	13,412
	決算額	11,351	12,788	12,739	13,137	13,152
平成 30 年度予算	13,252					
交付先	K 1 団体					
交付の目的	市の観光資源の開発・活用、観光施設の運営、観光誘致・宣伝及び関係機関・諸団体との連絡調整など、行政で実施することの難しい業務を担っている文化観光協会の円滑な運営を支援するため。					
補助対象事業等の概要	市が有する自然や歴史・文化遺産などを活用した多様な事業を通じて、市民の郷土愛を育むまちづくりをめざすとともに、枚方の魅力を内外に発信して地域の活性化に結びつけるため、友好・交流都市物産展、枚方まつり等のイベント出店やウォーキングイベントなどを行う。					
補助対象経費	人件費、ホームページ更新保守経費など					

(問題点等)

(1) 受領資料の不整合について

枚方市の文化観光事業の振興を図り、もって枚方市の市民文化及び経済の発展に資することを目的として設立されたある特定非営利活動法人に対して、文化観光の振興、育成、宣伝等の事業全般に関わる当該特定非営利活動法人の人件費の補助を目的とした補助金を交付しているが、当該特定非営利活動法人から受領している文化観光協会活動補助金の資料に不整合と認められる点が見られた。

具体的には、平成 29 年度文化観光協会活動補助金の交付申請時に当該特定非営利活動法人から受領する予算資料において、予算計上されている人員数を、補助対

象としている人員数が上回っていたことから、監査人は当初、予算の減額が必要ではないかと問題意識を持った。

このことに関する担当課の回答は、この不整合は当該特定非営利活動法人の雇用体系が枚方市の予算の積算の前提と異なっていることが原因であるとのことであつた。具体的には、予算計上されている人員数は当該特定非営利活動法人が積算したもので、補助対象としている人員は枚方市が積算したものであるということ、また、予算額としては、当該特定非営利活動法人の積算が枚方市の積算を上回っており、補助金額は市の積算額で交付されることから、補助金の算定額として問題はないと認識しているとのことであつた。積算の不整合については、過去の包括外部監査でも指摘があり、当該特定非営利活動法人にも指導しているが修正されていないとのことであつたが、資料に不整合があるまま、補助金の交付申請に必要な予算資料を受領していることは問題であり、積算の前提が異なっていることにより事務が不明瞭かつ煩雑となる可能性があることから、適切に改善の指導を行うべきである（意見番号 41）。

なお、担当課は予算との相違の確認のために各職員の予定出勤日数の確認を行っており、出勤日数には相違がみられなかつたので問題なしと判断しているが、確認の証跡を残していない。出勤簿等で実績を確認する際、確認した証跡を残すべきであるし、予算と実績の内訳に差異がみられたときは、実績ベースで内容を確認し証跡を残す方法を採用する等の確認を徹底することが必要である（意見番号 42）。

イ 枚方フェスティバル協議会事業補助金

枚方フェスティバル協議会事業補助金は、市内の様々なイベントを支援し、市民のふるさと枚方への愛着を一層深め、心と心のふれあいの輪を広げていくことで魅力あるまちづくりを図ることを目的とした補助金である。交付団体は、K2 団体であり、枚方まつりの開催経費のほか、K2 団体の広報事業に対して補助を行っている。

そこで、以下の枚方フェスティバル協議会事業補助金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から観光資源発信事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	産業文化部 産業振興室 ひらかた賑わい課					
補助金の名称	枚方フェスティバル協議会事業補助金					
根拠法令・要綱等	枚方市補助金等交付規則、枚方フェスティバル協議会主催事業等実施補助金交付要項					
予算費目	款：総務費	項：総務管理費			目：文化振興費	
分類	補助の性質	事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他				
	補助割合	国： 0、府： 0、市： 100%				
	補助率・補助額	定額補助				
	事業年度	始期：平成 18 年度、終期：平成 31 年度				
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	予算額	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
	決算額	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
平成 30 年度予算	5,500 千円					
交付先	K 2 団体					
交付の目的	市内の様々なイベントを支援し、市民のふるさと枚方への愛着を一層深め、心と心のふれあいの輪を広げていくことで魅力あるまちづくりを図るため。					
補助対象事業等の概要	市が有する観光資源を効果的に発信し、地域内外の交流を促進するため、菊花展・市民菊人形展等の「菊フェスティバル」の実施のほか、枚方まつりなどのイベントを開催している K 2 団体への支援、ひらかた観光ステーションなどを拠点とした市内の観光・物産・イベント等の案内を行う。					
補助対象経費	枚方まつりの開催経費のほか、K 2 団体の広報事業に対して補助を行っている。					

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

ウ ひらかた市民菊人形の会運営補助金

ひらかた市民菊人形の会運営補助金は、枚方市の伝統的文化である菊人形づくりを継承・普及し、枚方の誇りある伝統の発信を図ることを目的とした補助金である。交付団体は、K 3 団体であり、菊人形・人形菊の原材料費、人形師への謝礼等について補助を行っている。

そこで、以下のひらかた市民菊人形の会運営補助金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から観光資源発信事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	産業文化部 産業振興室 ひらかた賑わい課					
補助金の名称	ひらかた市民菊人形の会運営補助金					
根拠法令・要綱等	枚方市補助金等交付規則、菊人形事業実施補助金交付要項					
予算費目	款：総務費	項：総務管理費			目：文化振興費	
分類	補助の性質	事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他(団体運営補助)				
	補助割合	国： 0、府： 0、市： 100%				
	補助率・補助額	全額補助				
	事業年度	始期：平成 18 年度、終期：平成 31 年度				
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	予算額	2,897	2,897	2,897	2,897	2,897
	決算額	2,373	2,130	2,287	2,486	2,407
平成 30 年度予算	2,897 千円					
交付先	K 3 団体					
交付の目的	枚方市の伝統的文化である菊人形づくりを継承・普及し、枚方の誇りある伝統の発信を図るため。					
補助対象事業等の概要	市が有する観光資源を効果的に発信し、地域内外の交流を促進するため、菊花展・市民菊人形展等の「菊フェスティバル」の実施のほか、枚方まつりなどのイベントを開催している K 2 団体への支援、ひらかた観光ステーションなどを拠点とした市内の観光・物産・イベント等の案内を行う。					
補助対象経費	菊人形・人形菊の原材料費、人形師への謝礼など					

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

エ 街道菊花祭補助金

街道菊花祭補助金は、枚方市駅周辺及び枚方宿界隈で、毎秋開催している「枚方宿街道菊花祭」での地元まちづくり活動を支援するとともに、街道菊花祭にあわせて開催される俳句大会やジャズイベントに対する支援を行うことで歴史を活かした魅力あるまちの賑わい創出を目的とした補助金である。交付団体は、K 4 団体であり、当活動の一部の補助を行っている。

そこで、以下の街道菊花祭補助金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から観光資源発信事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	産業文化部 産業振興室 ひらかた賑わい課					
補助金の名称	街道菊花祭補助金					
根拠法令・要綱等	枚方市補助金等交付規則					
予算費目	款：土木費	項：都市計画費			目：都市計画総務費	
分類	補助の性質	事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他				
	補助割合	国： 0、府： 0、市： 100%				
	補助率・補助額	その他				
	事業年度	始期：平成 17 年度、終期：平成 31 年度				
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	予算額	1,000	1,000	1,000	1,000	500
	決算額	930	980	950	950	350
平成 30 年度予算	500 千円					
交付先	K 4 団体					
交付の目的	枚方市駅周辺及び枚方宿界隈で、毎秋開催している「枚方宿街道菊花祭」での地元まちづくり活動を支援するとともに、街道菊花祭に合わせて開催される俳句大会等を行うことで歴史を活かした魅力あるまちの賑わい創出を目的とする。					
補助対象事業等の概要	市が有する観光資源を効果的に発信し、地域内外の交流を促進するため、菊花展・市民菊人形展等の「菊フェスティバル」の実施のほか、枚方まつりなどのイベントを開催している K 2 団体への支援、ひらかた観光ステーションなどを拠点とした市内の観光・物産・イベント等の案内を行う。					
補助対象経費	活動の一部補助					

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

オ まちづくり協議会補助金

まちづくり協議会補助金は、枚方の歴史を生かした町並み景観の形成を促進するため活動を行う枚方宿地区まちづくり協議会の活動を支援することで、枚方宿地区住民の自主的なまちづくりを促し、地域の活性化を促進することを目的とした補助金である。交付団体は、K 4 団体であり、当活動の一部の補助を行っている。

そこで、以下のまちづくり協議会補助金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から観光資源発信事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	産業文化部 産業振興室 ひらかた賑わい課					
補助金の名称	まちづくり協議会補助金					
根拠法令・要綱等	国「街なみ環境整備事業制度」の要綱、枚方市補助金等交付規則					
予算費目	款：土木費		項：都市計画費		目：都市計画総務費	
分類	補助の性質		事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他			
	補助割合		国： 50%、府： 0、市： 50%			
	補助率・補助額		その他			
	事業年度		始期：平成 14 年度、終期：平成 31 年度			
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	予算額	1,000	1,000	500	500	500
	決算額	150	318	320	320	163
平成 30 年度予算	500 千円					
交付先	K 4 団体					
交付の目的	歴史を生かした町並み景観の形成を促進するため活動を行う枚方宿地区まちづくり協議会の活動を支援することで、枚方宿地区住民の自主的なまちづくりを促し、地域の活性化を促進することを目的とする。					
補助対象事業等の概要	市が有する観光資源を効果的に発信し、地域内外の交流を促進するため、菊花展・市民菊人形展等の「菊フェスティバル」の実施のほか、枚方まつりなどのイベントを開催している K 2 団体への支援、ひらかた観光ステーションなどを拠点とした市内の観光・物産・イベント等の案内を行う。					
補助対象経費	活動の一部補助					

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

4. 福祉部

(1) 部の役割及び枚方市の政策について

① 福祉部の役割について

福祉部は、地域福祉の推進、障害者福祉、生活保護に関する業務を担う部であり、総合戦略の基本目標の1つである「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める」の中でも、施策目標の1つである「いきいきと働くことができるまち」づくりのための主要な事業を担う役割を果たしている。

福祉部の所管する事務としては、枚方市事務分掌条例第2条において、以下のとおり定められている。

(事務分掌)

第2条 室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。

福祉部

- (1) 地域福祉の推進に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 障害者福祉に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌条例第2条

また、福祉部の各課の役割については、枚方市事務分掌規則第13条において、以下のとおり定められている。

(福祉部の事務)

第13条 福祉部の室及び課において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

福祉総務課

- (1) 福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 福祉団体の育成指導に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 暮らしの資金に関すること。
- (4) 福祉に係る寄附の収受及び援護物資のあっせんに関すること。
- (5) 戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族、引揚者等の援護に関すること。
- (6) ちびっこ広場に関すること。
- (7) 総合福祉会館に関すること。
- (8) 社会福祉協議会に関すること。
- (9) 民生委員・児童委員及び保護司会との調整に関すること。
- (10) 日本赤十字社との調整に関すること。

- (11) 臨時福祉給付金の支給に関する事。
- (12) 社会福祉審議会及び民生委員推薦会に関する事。

生活福祉室

- (1) 生活保護に関する事。
- (2) 行旅死亡人及び行旅病人に関する事。
- (3) 身寄りのない独居人の死亡に関する事。
- (4) ホームレスの自立支援に関する事。
- (5) 中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付及び配偶者支援金に関する事。
- (6) 生活困窮者の自立支援に関する事。

障害福祉室

- (1) 障害者福祉に関する事。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく入院同意に関する事。
- (3) くすの木園及び枚方市立障害者社会就労センターに関する事。
- (4) 介護給付費等の支給に関する審査会、障害者施設等整備審査会及びくすの木園民営化法人選定審査会に関する事。

福祉指導監査課

- (1) 社会福祉法人の認可及び指導監督に関する事。
- (2) 障害福祉サービス事業及び介護保険のサービス事業並びに社会福祉施設等に係る指定、許可、届出の受付及び指導監督に関する事。
- (3) 有料老人ホーム及び老人居宅生活支援事業に係る届出の受付及び指導監督に関する事。
- (4) 児童福祉施設等に係る指導監督に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (5) 地域密着型サービス等運営審議会に関する事。

(抜粋) 枚方市事務分掌規則第 13 条

② 枚方市の福祉の現状と課題について

枚方市の現状は「枚方市地域福祉計画³⁵（第3期）」において、以下の4つの点について現状を把握するとともに、課題として認識をしている。

ア 少子高齢化の進展

- ・枚方市の人口は、平成22年にピークの411,133人となった後は減少傾向にある。また、年齢別人口においては、65歳以上の高齢者が増加し、15歳から64歳までの生産年齢人口が特に減少している。
- ・枚方市における出生率についても減少傾向にあり、少子化が進んでいる。

イ 支援が必要な人の推移

- ・枚方市の身体障害者手帳等の各種手帳の所持者数は、おおむね人口の5%で推移している。
- ・枚方市の高齢者の要支援者及び要介護者は増加傾向にある。
- ・枚方市の生活保護受給者数は、平成24年度以降おおむね8千人を超える人数で推移している。
- ・枚方市の児童扶養手当受給者数は、平成21年度以降おおむね4千人を超える人数で推移している。

ウ 世帯構造の変化

- ・枚方市の世帯数は増加傾向にあり、特に高齢者のいる世帯数は大きく増加しているものの、1世帯あたりの人員は年々減少傾向にある。

エ 地域の状況

- ・枚方市の全世帯における自治会等の加入率は、おおむね70%となっているが、減少傾向にある。
- ・枚方市には大阪歯科大学、関西医科大学、関西外国語大学、摂南大学、大阪工業大学の5つの大学があり、約2万人の学生が在籍している。
- ・枚方市における社会福祉法人やその事業所数は増加傾向にあり、特に障害者福祉事業所や居宅介護サービス事業所の新規指定件数が増加している。

枚方市では、上記の現状と課題をふまえ各種取り組みを実施しており、以下、福祉部が所管するそれぞれの事業について、各論的に見ていく。

³⁵ 「枚方市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき市町村において策定されるものであり、枚方市では、平成16年度に第1期、平成22年度に第2期、平成26年度に第3期が策定されている。

(2) 障害者就労支援事業

① 事業の概要

事業名	障害者就労支援事業
担当部・課	福祉部 障害福祉室
事業形式	委託
事業概要	障害者の就労を支援するため、一般就労を希望する障害者に対し、「枚方市障害者就業・生活支援センター」を中心として地域の就労支援関係機関と連携しながら、就労マッチングから職場定着まで、きめ細やかな支援等を実施する。
平成 29 年度の取り組み	ハローワークや枚方市障害者就業・生活支援センターと協力し、障害者合同就職面接会（エル・フェスタ in ひらかた）を開催することで障害者の就労を支援した。（同面接会の参加者数：56 人、面接者数：延べ 83 人、採用者数：8 人）障害者本人への個別支援を重点的に行うため、障害者就労支援事業を再構築する中で、就職支度金については、平成 29 年度末までに就職した者をもって受付を終了し、廃止することとした。
平成 29 年度事業費	2,650 千円

② 枚方市障害福祉計画との関係について

障害者就労支援事業は、就労移行支援事業所等の機能を向上させ、枚方市障害者就業・生活支援センターと関係機関の相互連携を強化することにより、地域の就労支援力及び授産力の向上を図り、福祉施設から一般就労への促進並びに工賃や給料等の処遇の改善・向上を目的とした事業であり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条に基づき策定される「枚方市障害福祉計画」において掲げられている、地域生活支援拠点の整備、福祉施設から一般就労へ向けての取り組みを実行するために実施される事業である。

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（抜粋）障害者総合支援法第 88 条第 1 項

③ 委託事業について

障害者就労支援事業の実施は、障害者の特性を理解し、企業開拓・定着支援・就労支援員への研修といった専門的なノウハウを有する外部の事業者へ業務委託することによって行っている。

そこで、障害者就労支援事業に関する以下の委託契約について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点からヒアリング及び資料閲覧により検証した。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
枚方市障害者就労支援強化事業業務委託	一般社団法人 P	2,640 千円

契約方法	契約額
一者随意契約	2,640 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
事業費として、就労支援員の研修費、フォローアップ謝金、ジョブコーチ養成研修受講費補助等に必要と見込まれる金額に、人件費、通信費や旅費等を加算して積算した。	障害者の特性理解、企業開拓、定着支援、就労支援員への研修といった専門的知識を有し、かつ、枚方市の就労支援力の現状と課題を認識した事業者に限られるため。

【過去 5 カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成 25 年度	—	—
平成 26 年度	団体 F	2,536 千円
平成 27 年度	団体 F	2,640 千円
平成 28 年度	一般社団法人 P	2,640 千円
平成 29 年度	一般社団法人 P	2,640 千円

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(3) 生活保護受給者等就労支援事業

① 事業の概要

事業名	生活保護受給者等就労支援事業
担当部・課	福祉部 生活福祉室
事業形式	委託
事業概要	生活保護受給者や生活困窮者の社会的・経済的な自立を促すため、庁舎内に設置された「就労支援ひらかた（ハローワークコーナー）」と連携しながら、カウンセリングから採用に向けたアドバイス、適切な求人情報の提供等、就労に向けた支援を実施する。
平成 29 年度の取り組み	室内において就労支援事業の周知を図り、様々な要因により就労に至っていない生活保護受給者に対する就労支援事業への参加を促進。就労に向けた課題を要する支援対象者に対して、ハローワークと連携しながら一体的に丁寧な支援を行い、時間をかけて意欲喚起等の支援を行った。 きめ細かな就労支援を行うため、業務責任者の常時配置や臨床心理士等の有資格者を配置するなど、就労支援事業の体制強化を図った。
平成 29 年度事業費	3,397 千円

② 生活保護法及び生活困窮者自立支援法との関係について

生活保護受給者等就労支援事業は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 7 に定められた「被保護者就労支援事業」及び生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条に定められた「生活困窮者自立相談支援事業」の一環として行われる就労支援として実施されるものである。それぞれの法律では以下のとおり定められている。

第九章 被保護者就労支援事業

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。

2 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(抜粋) 生活保護法第 55 条の 7

(定義)

第三条

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

(抜粋) 生活困窮者自立支援法第3条第2項、第4条第1項

③ 委託事業について

生活保護受給者等就労支援事業の実施は、生活保護受給者に対する自立支援カウンセリング及び求人開拓等に関する業務を行った実績を有する外部の事業者へ業務委託することによって行っている。

そこで、生活保護受給者等就労支援事業に関する以下の委託契約について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点からヒアリング及び資料閲覧により検証した。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託	F 1 株式会社	13,405 千円

契約方法	契約額
制限付き一般競争入札（業務希望型）	単価 1,944 円 / 1 人 1 時間あたり

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
平成 26 年度から平成 28 年度までの業務委託料が「1,995 円/1 人 1 時間あたり」であるが、きめ細かな就労支援体制を行うために、業務責任者の常時配置や臨床心理士等の有資格者を配置するなど、平成 29 年度より業務委託契約の仕様を見直したことから、価格の増額を検討し、年間予算額 20,000,000 円をもとに、求人開拓費や通勤交通費を考慮して平成 29 年度から平成 31 年度の 3 年分の契約に関する予定価格「2,700 円/1 人 1 時間あたり」を積算したものである。	—

【過去 5 カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成 25 年度	F 1 株式会社	14,537 千円 (単価 2,055 円/1 人 1 時間あたり)
平成 26 年度	F 2 株式会社	14,485 千円 (単価 1,995 円/1 人 1 時間あたり)
平成 27 年度	F 2 株式会社	12,601 千円 (単価 1,995 円/1 人 1 時間あたり)
平成 28 年度	F 2 株式会社	13,140 千円 (単価 1,995 円/1 人 1 時間あたり)
平成 29 年度	F 1 株式会社	13,405 千円 (単価 1,944 円/1 人 1 時間あたり)

(問題点等)

(1) 委託業務従事者の誓約書受領漏れについて

「枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託」の平成 29 年度の委託業務の実施に当たり、委託業務に従事する者 1 名から、「枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託仕様書 8. 個人情報の保護及び守秘義務 (4)」に定める「誓約書」を受領せず業務に従事させていた (結果番号 15)。

「枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託」については、その業務委託契

約書第1条第1項において、「発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の仕様書等に従い、日本国の法令を順守し、この契約を履行しなければならない」とされている。

この点について、仕様書に定められた誓約書が、適切に受領されておらず、問題である。

当該事業において従事する支援員は、支援者に関する個人情報を取り扱うこととなる。このことから、「枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託仕様書」において、個人情報その他委託業務の処理に伴い知り得た情報の秘密保持に関して「誓約書」の提出を求めている。

一般的に個人情報その他の情報の秘密保持に関して、従業員等に誓約書を提出させることが行われているが、その目的は、誓約書を記載させることによって、在職中に当然に負うべき労働契約上の秘密保持義務・守秘義務に関する意識を高めること及び、退職後においても、在職中に知ることとなった事項に関して秘密保持義務・守秘義務による拘束を明示的に行うことにある。昨今、個人情報の取り扱いについて問題が起きている事例が散見されることから、誓約書の受領は適切に行わなければならない。

5. 環境部

(1) 部の役割及び枚方市の政策について

① 環境部の役割について

環境部は、まちの自然、衛生及び住環境の保全を担う部であり、総合戦略の基本目標の1つである「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める」ための主要な事業のうち、主に環境施策に関する事業を担う役割を果たしている。

環境部の所管する事務としては、枚方市事務分掌条例第2条において、以下のとおり定められている。

(事務分掌)

第2条 室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。

環境部

- (1) 環境施策に関すること。
- (2) 生活環境及びまちの美化に関すること。
- (3) 公害対策に関すること。
- (4) し尿の処理に関すること。
- (5) 葬儀に関すること。
- (6) ごみの処理に関すること。
- (7) ごみの減量及び資源化に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌条例第2条

また、各課の役割については、枚方市事務分掌規則第15条において、以下のとおり定められている。

(環境部の事務)

第15条 環境部の室及び課において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

環境総務課

- (1) 部(淀川衛生事業所、環境保全課及び環境指導課を除く。)の職員の福利厚生に関すること。
- (2) 部(環境保全課及び環境指導課を除く。)の職員の安全衛生及び公務災害の事務処理の総括に関すること。
- (3) ごみ(一般廃棄物のうち、し尿及び汚泥に係るものを除いたものに限る。以下この条において同じ。)の処理手数料及び当該処理手数料に係る証紙に関すること。
- (4) ごみ(家庭系ごみを除く。)の減量及び適正処理に係る施策の調査、企画及び立案に関すること。

- (5) ごみ(家庭系ごみを除く。)の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (6) 一般廃棄物処理業(し尿及び汚泥に係るものを除く。)の許可及び指導に関すること。
- (7) 一般廃棄物再生利用業の指定に関すること。
- (8) 不法に投棄されたごみの適正処理の指導及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (9) 産業廃棄物に係る施策の企画及び調査研究に関すること。
- (10) 産業廃棄物の適正処理の指導に関すること。
- (11) 産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。
- (12) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に基づく許可、登録及び指導に関すること。
- (13) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)に基づく届出の受付及び指導に関すること。
- (14) 上下水道局上下水道経営部との連絡調整(水道事業に係るものに限る。)に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (15) 北河内 4 市リサイクル施設組合に関すること。
- (16) 枚方京田辺環境施設組合に関すること。
- (17) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。

減量業務室

- (1) 家庭系ごみの減量及び適正処理に係る施策の調査、企画及び立案に関すること。
- (2) 家庭系ごみの減量化及び資源化の推進に関すること。
- (3) ごみの収集・運搬作業に関すること。
- (4) 室の公用車の管理に関すること。
- (5) 室の公用車による事故の処理事務に関すること。
- (6) 室の臨時職員の雇用及び賃金計算に関すること。
- (7) 不法に投棄されたごみ(ごみの収集場所に投棄されたものに限る。)の収集に関すること。
- (8) 資源ごみ等の収集に関すること。
- (9) 粗大ごみ及び臨時ごみの収集予約の受付に関すること。
- (10) 廃棄物減量等推進員に関すること。

穂谷川清掃工場

- (1) ごみの処分作業に関すること。
- (2) 資源ごみ等の処理に関すること。
- (3) 部の施設の改良及び維持管理に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

- (4) ごみ処理施設の公害防止に関すること。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者による持込みごみの受入れ及び指導に関すること。
- (6) ごみの受入量の計量記録に関すること。
- (7) ごみの終末処理に関すること。
- (8) 室の臨時職員の雇用及び賃金計算に関すること。

東部清掃工場

- (1) ごみの処分作業に関すること。
- (2) ごみ処理施設及び周辺整備に係る調整に関すること。
- (3) ごみ処理施設の改良及び維持管理に関すること。
- (4) ごみ処理施設の公害防止に関すること。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者による持込みごみの受入れ及び指導に関すること。
- (6) ごみの受入量の計量記録に関すること。
- (7) ごみの終末処理に関すること。
- (8) 最終処分場の維持管理に関すること。
- (9) 室の臨時職員の雇用及び賃金計算に関すること。

淀川衛生事業所

- (1) 室の職員の福利厚生に関すること。
- (2) 室の公用車の管理に関すること。
- (3) 室の公用車による事故の処理事務に関すること。
- (4) 室の臨時職員の雇用及び賃金計算に関すること。
- (5) 室の施設の新設、改良及び維持管理に関すること。
- (6) 一般廃棄物処理業(し尿及び汚泥に係るものに限る。)及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。
- (7) 浄化槽清掃業者のし尿及び汚泥の受入れ並びに指導に関すること。
- (8) し尿の処理対策の調査、企画及び立案に関すること。
- (9) し尿の処理に関すること。
- (10) し尿の収集及び運搬作業に関すること。
- (11) 不法に投棄されたし尿の処理に関すること。
- (12) し尿の処理の申込み並びにし尿及び汚泥の処理手数料に関すること。
- (13) し尿及び汚泥の処理及び処理量の計量記録に関すること。
- (14) 公衆便所に関すること。

環境保全課

- (1) 環境保全に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (4) 地球温暖化防止対策に関すること。

- (5) 枚方市住み良い環境に関する条例(昭和 49 年枚方市条例第 1 号)の施行に関する
こと。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (6) 枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例(平成
14 年枚方市条例第 2 号)の施行に関すること。
- (7) 不法に表示等された屋外広告物等に係る適正指導及び環境美化の促進に関する
こと。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (8) 一般旅館及びラブホテルの建築規制に関すること。
- (9) ぱちんこ遊技場の建築規制に関すること。
- (10) 鳥獣の捕獲許可等に関すること。
- (11) 規格葬儀に関すること。
- (12) 市立火葬場に関すること。
- (13) 空家等及び空き地対策に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (14) 風俗営業等審査会、環境紛争調整委員、環境審議会及び空家等対策協議会(空
家の活用及び維持管理に係る事項を協議等する場合を除く。)に関すること。

環境指導課

- (1) 公害防止に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 光化学スモッグの発生時の対策及び被害者の救済に関すること。
- (3) 法令に基づく公害関係の規制、監視、指導及び検査に関すること。ただし、他
の課の所管するものを除く。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出及び通知の受付に
関すること。
- (5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平
成 11 年法律第 86 号)に基づく届出等に関すること。
- (6) 枚方市ペット霊園の設置等に関する条例(平成 30 年枚方市条例第 3 号)に基づく
許可等に関すること。
- (7) 環境影響評価に関すること。
- (8) 環境影響評価審査会に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌規則第 15 条

② 枚方市の環境の現状について

枚方市環境部では、自然環境の保全、衛生環境の向上及び住環境の向上に向けた重点施策・事業として、可燃ごみ広域処理施設の整備、地球温暖化対策の推進とごみ減量の取り組み、空き家・空き地対策の推進、し尿処理施設の整備及び市民との協働による環境施策の推進に取り組んでいる。可燃ごみ広域処理施設の整備では、京田辺市と連携しながら枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の整備に取り組んでいる。地球温暖化対策の推進とごみ減量の取り組みでは、「枚方市地球温暖化

対策実行計画（区域施策編）」の改訂作業を進めるとともに市内小学校全校へのごみカレンダーの配布、出張回収品目の追加等の取り組みを実施している。し尿処理施設の整備では、淀川衛生工場の処理設備の老朽化や公共下水道の普及に伴うし尿等の処理量の減少に対応し、効率的・効果的な処理を行うためし尿等の希釈放流の開始に向けた工事に取り組み中である。市民との協働による環境施策の推進では、市民参加型の枚方市自然環境調査の実施及びアダプト・プログラム³⁶実施団体への収集したごみの処分や清掃用具の提供、活動区域内に団体名を記載した看板を設置する等の支援の実施に取り組んでいる。空き家・空き地対策の推進では、管理不良な空き家・空き地の所有者等への適切な指導及び相談対応や空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく枚方市空家等対策計画を策定し、空き家・空き地の適正管理や活用の促進を図ることにより、市民が安全かつ安心に暮らすことができる生活環境を確保し、地域の活力を高め、魅力あるまちづくりを推進することに取り組んでいる。

③ 枚方市の環境の課題について

上記の環境部における重点施策・事業の中でも、空き家・空き地対策の推進事業は、管理不良な空き家・空き地は人口減少によって今後増加することが見込まれており、枚方市では、防災・防犯面や倒壊のおそれ等の安全面、害虫発生等の公衆衛生面、景観面など多方面にわたる問題の深刻化を課題として認識しており、当該事業を枚方市の総合戦略の基本目標達成のための事業としても掲げている。以下、当該空き家・空き地対策推進事業について、検討する。

(2) 空き家・空き地対策推進事業

① 事業の概要

事業名	空き家・空き地対策推進事業
担当部・課	環境部 環境保全課、都市整備部 景観住宅整備課及び建築安全課
事業形式	直営・委託
事業概要	人口減少に伴い今後増加することが見込まれる管理不良な空き家・空き地の発生抑制を図るため、空き家・空き地の適正管理及び活用を促進する。

³⁶ アダプト・プログラムとは、市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラムのことをいい、市民の自主的な活動を行政が支援するかたちで協働する形態をいう。

平成 29 年度の取り組み	保安上危険となるおそれのある空家等への条例 ³⁷ に基づく緊急安全措置の実施、総合的な相談窓口の設置、枚方市空家等実態調査結果及び枚方市空家等対策協議会への諮問を踏まえて枚方市空家等対策計画を策定するとともに、枚方市空き家所有者意向調査を実施し、空家等に対する啓蒙や有効活用に向けた取組を推進した。
平成 29 年度事業費	12,914 千円

② 空家等対策の推進に関する特別措置法及び枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例との関係について

空き家・空き地対策推進事業における枚方市空家等対策協議会の設置及び枚方市空家等対策計画の策定は、平成 27 年 5 月に国によって施行された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（以下、「空家等対策推進特別措置法」という。）の規定に基づくものである。また、枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例（平成 28 年 12 月 8 日条例第 38 号）は、空家等対策推進特別措置法に規定のない空き地、空き長屋について規定するなど空家等対策推進特別措置法を補完するとともに、枚方市独自の空き家・空き地対策を進めることを目的に平成 29 年 4 月 1 日に施行されたものである。

空家等対策の推進に関する特別措置法

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項

³⁷ 枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例（平成 28 年枚方市条例第 38 号）

の規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(抜粋) 空家等対策推進特別措置法第6条及び第7条

枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等及び空き地等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めるとともに、空き地等に関し空家等と同様の施策を推進するために必要な事項を定めることにより、安全な生活環境の保全に資することを目的とする。

(抜粋) 枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例第1条

③ 監査の視点について

空き家・空き地対策推進事業では、平成29年度に空き家・空き地に対する総合的な相談窓口を設置し、近隣住民等からの苦情や相談を環境保全課が受付けている。空き家・空き地対策推進事業は、3課で役割分担しており、苦情や相談対応は環境部環境保全課、空家等の利活用は都市整備部景観住宅整備課、危険な空家等の対策は都市整備部建築安全課が担っている。そのため、事業の経済性・効率性・有効性の観点から、総合的な相談窓口で受けた案件について、適切な課で対処され、実施すべき作業の漏れ又は重複がないよう密接な連携が図られているか、当該事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。また、事業の公益性・準拠性・透明性

の観点から、受付けた案件に対して適切に対処されているかについても、同様の手続にて検証した。

なお、平成 28 年度に以下の枚方市空家等実態調査の業務委託契約が締結され、平成 29 年度に委託料の一部の支払いが行われていることから当該契約についても併せて監査の対象とした。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
枚方市空家等実態調査業務委託	K 1 株式会社	7,490 千円

契約方法	契約額
制限付き一般競争入札(業務希望型) 総価契約	9,990 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
複数の業者から見積を徴取し、それを基に担当課で設計を行った。	—

【過去 5 カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成 25 年度	—	—千円
平成 26 年度	—	—千円
平成 27 年度	—	—千円
平成 28 年度	K 1 株式会社	2,500 千円
平成 29 年度	K 1 株式会社	7,490 千円

(問題点等)

(1) 相談案件の管理方法及び記録票の管理について

空き家・空き地対策推進事業は環境部環境保全課、都市整備部建築安全課及び都市整備部景観住宅整備課の 3 課で役割分担して事業を実施している。そのため、事業の経済性・効率性・有効性の観点から、実施すべき作業の漏れ又は重複がないよう、密接な連携を必要とする。

事業の一環として平成 29 年度に空き家・空き地に対する総合相談窓口を設置し、近隣住民等からの苦情や相談を環境保全課が受け付けている。相談内容に応じて、草木の繁茂等環境保全課で対応すべきものは対応し、建築基準等安全上問題のある案件は建築安全課等適切な他課へ引継ぎを行っている。相談窓口を通った案件は、

全て環境保全課が連番を付した記録票を作成し決裁を経て対応の上、顛末を記録票に記載している。また、進捗管理のための一覧表（空き家苦情進捗管理）も作成している。相談電話の一部は、建築安全課に直接入ることがあり、その案件のうち建築安全課で新規に受けた案件は環境保全課と同一の**一覧表に記載しているが、過去からの継続案件の再相談案件は建築安全課が管理しているため、環境保全課の**一覧表に記載されていない。****また、景観住宅整備課においても、直接電話を受けた案件で、同課で対応したものは景観住宅整備課の管理案件であるため環境保全課の**一覧表に記載されていない。**このように、現状は、空き家・空き地に関する相談案件は内容に応じて各課で管理している。担当者間で月1回程度相談案件の情報共有会議を開催しているとのことであるが、相談件数の正確な把握及び情報の効率的かつより充実した利活用のためには、一覧表等のデータで漏れなく情報を一元管理する仕組みが必要である（意見番号43）。

また、平成29年度の記録票を確認したところ、稟議決裁後の経過記録の一部がデータで保存されたままで稟議決裁された記録票に添付されていないものがあつた（結果番号16）。作成記録の適切な管理保存が必要である。記録票及び一覧表における相談案件ごとの顛末については、何をどこまで記載するか担当者の判断に任されているが、記録票に記載すべき項目や顛末を漏れなく、かつ、わかりやすく記載することができるよう、記録票や一覧表を工夫することが有用である（意見番号44）。

(2) 相談案件への対応方法について

総合相談窓口で受けた案件に対する対応方法については、「空家等に関する相談への対応フロー（概要）」があるのみで、明確なマニュアルはなく、その都度担当者が相談案件の近隣への影響度合い等を勘案して対応方針を立て、決裁を受けている。そのため、1回の対応で改善しない継続指導案件について、その後の対応期間にばらつきが見られ、例えば雨水が隣家に入ってくる案件及びアンテナが外れて相談者の家の屋根に乗っている案件は半年以上その後の対応をしていないが、空き家の樹木が公共道路側に越境している案件はおおむね半年ごとに対応されていた。これは、相談窓口は空き家が特定空家等にならないよう事前に助言を行うものであり、周辺への悪影響の程度や危険等の切迫性を勘案し総合的に判断して対応を行った結果である。一律の対応を確実にいき、再対応の時期を逸することのないよう、また、担当者の判断業務の煩雑さを解消するために、対応マニュアルを策定すべきである。なお、対応マニュアルでは、相談内容の客観的な分類基準、分類に応じた対応策、解決したかどうかの判断基準及び一度の対応で解決しない場合の分類に応じたその後の対応方法等について定めるべきである（意見番号45）。

(3)重要業績評価指標について

今後の人口減少から空き家率の上昇そのものは避けられないため、重要業績評価指標である空き家率の指標の目標は「上昇の抑制」と設定されているが、具体性がなく、何をもって目標が達成されたか判断できない。例えば、全国平均と比較した目標を設置するなど、どの程度上昇を抑制するのか具体的な目標を定めておくべきである（意見番号46）。

当該指標を設定しているのは、都市整備部景観住宅整備課であることから、本件意見は都市整備部景観住宅整備課に対するものとしているが、既述のとおり、空き家・空き地対策推進事業は環境部環境保全課、都市整備部建築安全課及び都市整備部景観住宅整備課の3課で役割分担して進めている事業であること、空き家・空き地の増加は人口減少のほか我が国における新築ニーズの高さなどさまざまな要因によってもたらされるものであることから、3課で目標を共有するとともに、適時適切に情報共有、協力しながら事業を推進することが必要である。

6. 都市整備部

(1) 部の役割及び枚方市の政策について

① 都市整備部の役割について

都市整備部は、都市政策、都市計画、市街地整備及び住宅に関することを担う部であり、総合戦略の基本目標の1つである「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める」ための施策目標である「快適で暮らしやすい環境を備えたまち」を実現するための主要な事業を担う役割を果たしている。具体的な施策として、人が集まるまちづくりを目指し、増加が予想される空き家等の有効活用に向けた取り組みを行うとともに、子育て世代の市内転入など、定住促進につながる住宅施策を推進している。

都市整備部の所管する事務は、枚方市事務分掌条例第2条において、以下のとおり定められている。

(事務分掌)

第2条 室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。

都市整備部

- (1) 都市政策に関すること。
- (2) 関西文化学術研究都市に関すること。
- (3) 都市計画に関すること。
- (4) 市街地の整備に関すること。
- (5) 住宅に関すること。
- (6) 市有建築物の整備に関すること。
- (7) 開発指導及び建築指導に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌条例第2条

また、各課の役割については、枚方市事務分掌規則第16条において、以下のとおり定められている。

(都市整備部の事務)

第16条 都市整備部の室及び課において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

都市計画課

- (1) 都市政策に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 都市整備事業の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 関西文化学術研究都市に関すること。

- (4) 都市計画の調査及び企画に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (5) 都市計画の決定等に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (6) 国土利用計画に関すること。
- (7) 都市計画の管理に関すること。
- (8) 福祉のまちづくりの企画及び調整に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (9) 市街地開発事業の許認可等に関すること。
- (10) 市の境界確認に関すること。
- (11) 国土調査に係る連絡調整に関すること。
- (12) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく土地の有償譲渡の届出等に関すること。
- (13) 都市計画審議会に関すること。

景観住宅整備課

- (1) 景観に関すること。
- (2) 屋外広告物に関すること。
- (3) 住宅整備の調整に関すること。
- (4) 長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。
- (5) 建築協定に関すること。
- (6) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関すること。
- (7) 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定等に関すること。
- (8) 空家等の利活用に関すること。
- (9) 市街地再開発事業、土地区画整理事業等の企画、立案、調整及び実施に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (10) まちづくりに係る支援及び調整に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (11) 景観審議会及び空家等対策協議会(空家の活用及び維持管理に係る事項を協議等する場合に限る。)に関すること。

連続立体交差推進室

- (1) 連続立体交差事業の調査、企画、総合調整及び実施に関すること。
- (2) 連続立体交差事業に伴うまちづくりに係る調査及び支援に関すること。
- (3) 連続立体交差事業に伴う市街地再開発事業、土地区画整理事業等の企画、立案、調整及び実施に関すること。

施設整備室

- (1) 市有建築物(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る教育機関に係る施設(学校園及び学校給食共同調理場に係る施設を除く。))を含む。以下同じ。)の新設並びに改良工事の計画及び調整に関すること。
- (2) 市有建築物の新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計並びに施行に関すること。
- (3) 市有建築物の定期点検の調整に関すること。
- (4) 公共施設等の整備に係る PFI 事業に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

開発指導室開発調整課

- (1) 室内の事務の連絡調整及び庶務の総括に関すること。
- (2) 室の主要施策の企画、立案及び調整に関すること。
- (3) 枚方市開発事業等の手続等に関する条例(平成 17 年枚方市条例第 46 号)の規定による開発事業等に係る協議及び指導に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (4) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 32 条の規定に基づく協議に関すること。
- (5) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条に規定する道路に係る判定調査に関すること。
- (6) 協定通路(建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の規定による許可に係る通路をいう。)に関すること。
- (7) 開発事業等に係る協議書、申請書等並びに都市計画法及び建築基準法に基づく書類の管理に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (8) 開発審査会及び建築審査会に関すること。

開発指導室開発審査課

- (1) 開発行為の許可に関すること。
- (2) 宅地造成工事の許可に関すること。
- (3) 道路の位置指定の審査等に関すること。
- (4) 建築確認の確認に関すること。
- (5) 建築基準法に基づく許認可等に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (6) 住宅金融支援機構受託事務に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (7) 大阪府福祉のまちづくり条例(平成 4 年大阪府条例第 36 号)に係る特定施設の事前協議等に関すること。
- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画に係る認定に関すること。

- (9) 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)に関すること。
- (10) 建築基準法に基づく指定確認検査機関に対する監督及び指導に関すること。
- (11) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定等に関すること。

開発指導室建築安全課

- (1) 開発行為、宅地造成工事及び道路の位置指定等の検査に関すること。
- (2) 都市計画法に違反する開発行為、宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に違反する宅地造成及び建築基準法に違反する建築物に対する指導及び措置に関すること。
- (3) 建築基準法に基づく建築物等の現場検査に関すること。
- (4) 住宅金融支援機構受託事務に係る現場審査に関すること。
- (5) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- (6) 建築物の耐震化の促進に関すること。
- (7) 建築物の維持管理、防災等の指導に関すること。
- (8) 保安上危険な空家等の対策に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌規則第 16 条

② 枚方市の都市整備の現状について

枚方市都市計画マスタープランによると、枚方市の平成 38 年度の人口は現在の 40 万人から減少し、38 万人と見込まれている。また、少子高齢化に対する対策も必要となっている。こうした中、枚方市では「まち・ひと・自然がつながり、持続的に発展する都市」を将来の都市像として掲げ、都市づくりの基本方針として、①便利で快適に暮らせる計画的な都市づくり、②都市基盤や公共交通ネットワークが充実した都市づくり、③安全安心の都市づくり、④水や緑の豊かな地域資源を生かし、質が高く潤いのある都市づくりを設定している。

次に、枚方市の都市整備に対する市民の理解や満足度について、枚方市が平成 29 年度に実施した市民の意識調査によると、「安全で良好な生活環境が確保されていると感じている市民の割合」は 42.5%となっており、半数以上の市民がどちらともいえない又は感じていないと回答している。現状は「快適で暮らしやすい環境を備えたまち」とするための現在の枚方市の施策に満足しているとはいえない状況である。

③ 枚方市の都市整備の課題について

枚方市の都市整備の現状をふまえ、今後の人口減少や少子高齢化等の課題に対応するため、更なる施策の効果測定・産学公連携事業の推進、市民との協働等の努力が必要である。以下、それぞれの事業について、各論的に見ていく。

(2) 住宅・建築物耐震化促進補助事業

① 事業の概要

事業名	住宅・建築物耐震化促進補助事業
担当部・課	都市整備部 建築安全課
事業形式	補助金
事業概要	建物の耐震化を進めるため、一定の条件に該当する個人所有の住宅・建築物の耐震診断、耐震改修設計、工事及び除却に要する費用の一部を補助する。
平成 29 年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・耐震化重点モデル地区（旧耐震木造住宅の密度の高い地区）を設定し自治会と協力し普及活動を行った。・耐震改修設計・工事補助実績のある市内事業者リストを作成し、事業者選びに不安のある改修希望者のフォローを行った。・過去に耐震診断補助を受け、未改修の住宅所有者に、耐震化を促すDMを送付（約 500 件）し啓発を行った。
平成 29 年度事業費	57,064 千円

② 耐震改修促進計画（第Ⅱ期）について

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災、平成 23 年 3 月の東日本大震災及び平成 28 年 4 月の熊本地震等の大規模な震災が生じることにより、人的・物的に甚大な被害が発生している。近い将来、発生する可能性が高いとされる南海トラフ巨大地震等の地震による人的な被害をできる限り減少させるためには、住宅・建築物の耐震化を促進することが重要であると認識されており、全国的に耐震化の取り組みが進められている。

国の政策としては、阪神・淡路大震災後に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が定められるとともに、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が定められている。

枚方市においても全国的な耐震化の取り組みを受けて、平成 20 年に「枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度までの 8 年間で耐震性を満たす住宅・建築物の割合を 9 割にすることを目標として耐震化の促進に取り組んできた。そ

の結果、多数の人が利用する建築物については耐震化率 90.7%（計画策定時の平成 19 年度は 78.3%）、市有建築物の耐震化率は 97.6%（計画策定時の平成 19 年度は 39.3%）となっており、9 割の目標を達成している。一方で民間住宅については、83.1%となっており、計画策定時の平成 19 年度の 77.2%から耐震化が進んでいるものの、目標達成には至っていない。

「枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画」は平成 27 年度に目標期間を終えたことから、新たに平成 29 年度から平成 37 年度までの 9 年間を目標期間として、計画の改定を行っている。この改定では大阪府が策定した耐震改修促進計画をふまえ、「総合計画」や「枚方市地域防災計画」との整合を図ることとしており、「枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」として平成 28 年度に策定している。この第Ⅱ期計画においては、耐震化の促進に向けた普及・啓発や支援により民間住宅の耐震化を進め、目標期間である平成 37 年度においては耐震化率 95%を目標として掲げている（多数の人が利用する建築物、市有建築物はいずれも 100%を目標としている。）。

③ 補助金の執行について

住宅・建築物耐震化促進補助事業では、「枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」に基づいて、建物の耐震化を進めるため、木造の住宅を所有する個人に対し、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修設計、工事及び除却に要する費用の見積り金額を限度として一定額を補助することとしている。

事業の流れは次のとおりである。木造の住宅を所有する個人が該当する補助金を受ける場合には、施工業者の見積り後に補助金の申請を行い、申請された物件について、市の職員が補助の条件に該当しているか確認を行う。申請された物件が補助の条件に該当している場合には、その後、交付通知がなされ、実際の工事等の契約、工事の着手が行われる。工事完了後には完了報告書が提出され、書類審査、現地調査が行われた後に補助金の請求と支払いが行われる。

そこで、以下の住宅・建築物耐震化促進補助事業に関する補助金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から当該補助金に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	都市整備部 建築安全課					
補助金の名称	既存民間建築物耐震診断補助金（木造）					
根拠法令・要綱等	枚方市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱					
予算費目	款：土木費	項：都市計画費			目：開発費	
分類	補助の性質	事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他				
	補助割合	国： 1/2、府：1/4、市： 1/4				
	補助率・補助額	その他				
	事業年度	始期：平成9年度、終期：平成31年度				
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	予算額	9,000	11,835	16,095	7,875	4,293
	決算額	8,974	11,680	15,442	5,695	3,393
平成30年度予算	13,500千円（9月補正後）					
交付先	個人、法人					
交付の目的	東南海・南海地震等の大規模地震の発生が危惧されるなか、耐震化の促進は喫緊の課題であり、民間建築物の耐震化の促進を図るため、一定の要件を満たす住宅の所有者に耐震診断に要する費用を一部補助する。					
補助対象事業等の概要	木造住宅の耐震化を進めるため、一定の条件に該当する住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助する。 (制度の概要) *耐震診断補助（診断費用の90%、1戸あたり上限4万5千円）					
補助対象経費	耐震診断費					

所管	都市整備部 建築安全課					
補助金の名称	木造住宅耐震改修補助金					
根拠法令・要綱等	枚方市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱、枚方市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱、枚方市住宅除却工事補助金交付要綱					
予算費目	款：土木費		項：都市計画費		目：開発費	
分類	補助の性質		事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他			
	補助割合		国：1/2、府：1/4、市：1/4			
	補助率・補助額		その他			
	事業年度		始期：平成18年度、終期：平成31年度			
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	予算額	27,925	47,790	63,455	91,000	54,371
	決算額	22,429	47,282	62,661	76,405	52,671
平成30年度予算	100,100千円（9月補正後）					
交付先	個人					
交付の目的	東南海・南海地震等の大規模地震の発生が危惧されるなか、耐震化の促進は喫緊の課題であり、民間建築物の耐震化の促進を図るため、一定の要件を満たす住宅の所有者に耐震改修設計、工事及び除却に要する費用を一部補助する。					
補助対象事業等の概要	<p>木造建物の耐震化を進めるため、一定の条件に該当する個人所有の住宅の耐震改修設計、工事及び除却に要する費用の一部を補助する。</p> <p>（制度の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> *耐震改修設計補助（設計費用の70%、1戸あたり上限10万円） *耐震改修工事補助（1戸あたり上限70万円） *住宅除却工事補助（上限20万円） 					
補助対象経費	耐震改修設計費、耐震改修工事費、住宅除却工事費					

（問題点等）

（1）耐震化補助の申請に係る必要書類及び現地調査について

耐震化促進補助事業においては、枚方市内の建物の耐震化を進めるために、一定の条件に該当する個人所有の住宅、建築物の耐震診断・耐震改修設計・工事及び除却に要する費用の一部の補助を行っている。

枚方市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱事務要領第4条第5号において、補助金を申込み際には「補助対象木造住宅の配置図及び各階平面図の写し」を提出するよう規定されている。しかし、平成29年度の耐震改修設計補助関係綴を閲覧したところ、実際には閲覧した全ての申請において受領していなかった（結果番号17）。

これは、耐震改修設計補助金交付申請書に添付書類として記載されていないことによる。現実的には他の資料で代替できるとのことだが、現状は要領違反の状態である。

また、耐震改修設計や工事については、補助の申請にあたり、事前相談の段階で建築基準法の違反がないかどうかを確かめるため、市の職員が現地調査を行っている（平成 30 年度版 木造住宅耐震化補助制度（パンフレット））。現地調査については、指摘の要否の結論と実施日のみを申請ごとに記載したエクセルデータの一覧があり、当該一覧でのみで管理しているが、どのような観点から現地調査が実施され、指摘の要否について結論を下したのか明確ではない。現地調査を実施したのであれば、現地調査を実施した担当者がチェックリスト等を利用して、いかなる観点から現地調査がなされたのか検証できるようにするとともに、当該書類を保管すべきである（意見番号 47）。

(2) 耐震改修工事補助金に係る賃貸の取り扱いについて

枚方市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第 4 条第 1 項では、当該補助金の交付の対象となる者は「補助対象木造住宅又は補助対象木造住宅の部分を所有する個人」とされている。また、同条第 2 項第 2 号において、交付の対象となる木造住宅は「現に居住し、又は居住しようとしているものであること。」とされている。

本件耐震改修工事補助金よりも新しく創設された耐震改修設計補助金に係る枚方市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱では、第 4 条第 2 項第 6 号において補助金の対象となる木造住宅は、「賃貸されていないものであること。」との定めがなされている。しかしながら、本件耐震改修工事補助金交付要綱においては、同条項に相当する定めはなく、賃貸物件について明示的には除外されていない。

平成 29 年度の本件耐震改修工事補助金交付申請書綴りを閲覧し内容を検討したところ、平成 29 年 4 月 17 日に同一の個人が、複数の住宅について補助金の申請を行い、交付がなされていた。これは、賃貸物件について明示的には除外されていないとはいえ、枚方市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第 4 条の規定の趣旨に反していると考ええる。

1 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次項に規定する補助対象木造住宅又は建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 1 項に規定する区分所有権の目的たる次項に規定する補助対象木造住宅の部分（住宅の用に供する部分に限る。）を所有する個人で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該所有する者が市税を滞納していないこと。
- (2) 当該所有する者の直近の年度分の市町村民税の所得割額が 304,200 円未満であること。

2 補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）は、次の各

号のいずれにも該当する木造住宅又はこれに準ずるものとして市長が適当と認めるものとする。

- (1)本市に存するものであること。
- (2)現に居住し、又は居住しようとしているものであること。
- (3)昭和56年5月31日以前に、建築基準法第6条第1項の規定による確認を受け、同法に適合したものであること。
- (4)地階を除く階数が2以下のものであること。
- (5)総合評点が1.0未満のもの(第3条第2号に規定する市長が適当と認める方法による場合にあっては、当該方法で用いる評価において総合評点1.0と同等の数値未満のもの)であること。
- (6)補助金の交付を受けたもの(市長が特に必要と認める場合を除く。)でないこと。

(出典) 枚方市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第4条

一方で、耐震化率の向上という本来の目的からすると、たとえ賃貸住宅であっても耐震化を進めることは望ましいことであるともいえる。

このような状況をふまえ、担当課においても取り扱いに明確な方針がないのが現状であるため、枚方市として賃貸物件にも補助をするのか、あるいは賃貸物件を補助の対象としないのかどうかを検討するとともに、当該検討結果を要綱で明確に定める必要がある(意見番号48)。

また、本件枚方市木造住宅耐震改修工事補助金の交付の要件の一つに「現に居住し、又は居住しようとしているものであること。」があるが、その要件の確認は口頭でのみ行われているとのことで、居住者あるいは居住予定者を書面で提出させたり、口頭で確認した結果を書面に残すことをしていない。補助金の交付にあたって要件を充足していたかどうかは事後でも確認ができるよう、必ず書面で残すべきである(意見番号49)。

加えて、補助金の交付の要件の一つとしている以上「現に居住し、又は居住しようとしているものであること。」という要件が、補助金の交付の審査の一時点で充足されているだけでなく、その後の一定期間においても継続的に充足され、継続して住居として活用されていることの確認を行う必要性についても、担当課として検討することが望ましい(意見番号50)。

(3) 三世代家族・定住促進事業

① 事業の概要

事業名	三世代家族・定住促進事業
担当部・課	都市整備部 景観住宅整備課
事業形式	補助金
事業概要	親世帯と子育て世帯や若年夫婦世帯が市内で同居や近居することに対して、住宅リフォームや購入費用を助成することで、若年世代の市内への転入及び定住を促進する。また、マイホーム借上げ制度の普及により、高齢者の持ち家を子育て世帯等へ賃貸することで空き家化を防ぐと共に、若年世代の市内転入を促進する。
平成 29 年度の取り組み	①手続きについて事前協議を 81 件実施した（平成 29 年度申請予定 31 件、平成 30 年度申請予定 47 件、平成 31 年度申請予定 3 件）。交付申請のあった 61 件に対して補助金の交付を実施した。 ②市民向け説明会及び個別相談会を各 2 回実施した。
平成 29 年度事業費	18,241 千円

② 補助金の執行について

三世代家族・定住促進事業では、三世代家族・定住促進補助金として、市外に居住する子世帯と市内に居住する親世帯が同居若しくは近居をするために取得した市内の住宅の取得費又は同居をするために行った市内の住宅のリフォーム工事に係る経費の一部を補助（上限 30 万円）することにより、若年世代の転入及び定住並びに三世代家族の形成及び増加を促進させ、高齢者及びその家族が安心して暮らせる環境をつくり、もって地域社会の活性化に資することを目的として補助金を交付するものである。

事業の流れは次のとおりである。補助金の交付を希望する者から事前協議書及び各種要件に該当するかを判断するために必要な各種書類を受領し、補助金の交付を希望する者と枚方市で事前に協議を行った上で、交付申請書及び必要書類を受領する。これらの内容を検討し補助金の交付が決定された場合には交付決定及び額の確定通知書により通知するとともに、交付対象者から交付請求書を受領することにより、補助金の交付が行われる。

そこで、以下の三世代家族・定住促進補助金について、主に、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から三世代家族・定住促進事業補助に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

所管	都市整備部 景観住宅整備課					
補助金の名称	枚方市三世代家族・定住促進補助金					
根拠法令・要綱等	枚方市三世代家族・定住促進補助金交付要綱					
予算費目	款：07 土木費		項：04 都市計画費		目：01 都市計画総務費	
分類	補助の性質		事業費補助 ・ 制度的補助 ・ その他			
	補助割合		市の単費			
	補助率・補助額		(住宅取得)補助率：-、補助額：上限 30 万円 (住宅リフォーム)補助率：1/2、補助額：上限 30 万円			
	事業年度		始期：平成 28 年度、終期：平成 31 年度			
補助金の推移 (金額単位：千円)	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	予算額	—	—	—	5,400	18,300
	決算額	—	—	—	2,340	18,241
平成 30 年度予算	16,800 千円					
交付先	個人					
交付の目的	市外に居住する子世帯及び市内に居住する親世帯が同居若しくは近居をするための住宅の取得等に係る経費の一部を補助することにより、若年世代の転入及び定住並びに三世代家族の形成及び増加を促進させ、高齢者及びその家族が安心して暮らせる環境をつくり、もって地域社会の活性化に資することとする。					
補助対象事業等の概要	<p>①住宅取得補助金 親世帯が1年以上継続して市内に居住しており、子世帯が継続して1年以上市外に居住した後に、市内に取得した住宅に転入した等の要件を満たす場合に補助金を交付する。</p> <p>②リフォーム補助金 親世帯が1年以上継続して市内に居住しており、子世帯が継続して1年以上市外に居住した後に、親世帯が居住する住宅をリフォームし同居している等の要件を満たす場合に補助金を交付する。</p>					
補助対象経費	<p>①住宅取得補助金 住宅の取得に係る売買契約の額又は住宅の新築に係る建築工事の請負契約の額等（上限 30 万円）</p> <p>②リフォーム補助金 住宅のリフォーム工事に要した経費のうち、増築、改築等の建築工事、外装工事、内装工事、建具工事、設備工事、給排水工事等に係る経費の合計額（上限 30 万円）</p>					

(問題点等)

(1) 枚方市三世代家族・定住促進補助金交付申請書における日付の訂正について
(事業の準拠性に関する指摘)

枚方市三世代家族・定住促進事業において、平成 30 年 2 月 6 日に収受された「枚方市三世代家族・定住促進補助金交付申請書」(収受印第 583 号)について、日付の部分が訂正されている痕跡があった(結果番号 18)。

文書の訂正の方法として一部の手続の場合を除き法定されているものはないが、一般的に認められているものとしては、訂正する箇所に二重線をひくとともに、その上部に正しい文字を記載した上で、訂正した箇所に訂正印を押印する方法がある。

この点について、当該申請書においては、日付の訂正が行われていることは認められるものの、その方法は用紙を削り取ることで訂正前の文字を消去し、その上に正しい日付を記載するというものであり訂正方法に問題がある。

「枚方市情報公開条例」によれば、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(官報等を除く)を公文書として規定している(第 2 条第 2 項)ことから、「枚方市三世代家族・定住促進補助金交付申請書」は公文書に該当する。

当該申請書について、上記のような訂正が市で行われた事実はないとのことであるが、その申請を市が受領したことは事実であるため、公文書として取り扱われる文書の受領の際には、記載上の不備がないかの確認を徹底すべきである。

(4) 空き家・空き地対策推進事業

① 事業の概要

事業名	空き家・空き地対策推進事業
担当部・課	環境部 環境保全課、都市整備部 景観住宅整備課及び建築安全課
事業形式	直営・委託
事業概要	人口減少に伴い今後増加することが見込まれる管理不良な空き家・空き地の発生抑制を図るため、空き家・空き地の適正管理及び活用を促進する。
平成 29 年度の取り組み	保安上危険となるおそれのある空家等への条例に基づく緊急安全措置の実施、総合的な相談窓口の設置、枚方市空家等実態調査結果及び枚方市空家等対策協議会への諮問を踏まえて枚方市空家等対策計画を策定するとともに、枚方市空き家所有者意向調査を実施し、空家等に対する啓蒙や有効活用に向けた取り組みを推進した。
平成 29 年度事業費	12,914 千円

当該空き家・空き地対策推進事業は、3課で役割分担しており、苦情や相談対応は環境部環境保全課、空家等の利活用は都市整備部景観住宅整備課、危険な空家等の対策は都市整備部建築安全課が担っている。

当該事業の詳細及び課題については環境部 167 頁（2）空き家・空き地対策推進事業を参照されたい。

（5）土地区画整理事業支援事業

① 事業の概要

事業名	土地区画整理事業支援事業
担当部・課	都市整備部 景観住宅整備課
事業形式	直営
事業概要	土地区画整理事業に関する専門的・技術的な事項に関する助言・指導を行い、事業の認可及び認可のための調査、事業工程等に関する協議・調整を実施する。
平成 29 年度の取り組み	楠葉中之芝地区、茄子作南地区及び星田北地区それぞれの土地区画整理事業の進捗状況に応じた事業支援を行った。
平成 29 年度事業費	23 千円

② 土地区画整理法との関係について

土地区画整理事業とは、土地区画整理法第 2 条に規定されているとおり、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業である。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて一部の土地を提供してもらい、当該土地を道路や公園等の公共用地の新設に充てたり、一部の土地を売却して事業資金に充てる事業制度である。事業の施行者は、民間の場合と公的機関の場合がある。民間は土地の所有権等を有する個人、当該個人から同意を得た者、土地区画整理組合及び土地区画整理会社を実施する場合であり、公的機関は都道府県及び市町村、国土交通大臣、都市再生機構及び地方住宅供給公社が実施する場合である。事業資金は、施行者など事業主体者が取得する土地である保留地の処分金及び公共側から支出される都市計画道路や公共施設等の整備費に相当する資金で賄われ、これらの資金を財源に、公共施設工事、宅地整地、家屋移転補償等が行われる。地権者にとっては、宅地面積は小さくなるが、土地の区画が整い公共施設が整備されることで土地の利用価値が高くなるという利点がある。

枚方市では、現在、3つの土地区画整理事業があり、その全てが民間の土地区画整理組合が施行者となって実施されている。枚方市における土地区画整理事業支援事業は、土地区画整理法第 75 条に基づき、施行者によって求められる、土地区画整理事

業の施行の準備又は施行のために専門的知識を有する職員の技術的援助として実施されている。支援事業は、大阪府都市整備部市街地整備課及び財団法人大阪府都市整備推進センターが作成した「How To 区画整理 平成 24 年度改訂版」の実務フローを参考に実施されている。当該実務フローによると、土地区画整理組合が施行者となる事業の場合、事業認可を受けるまでの実務（組合設立準備フロー）、事業認可後から仮換地指定までの実務（組合設立総会から仮換地指定までのフロー）、仮換地指定から換地処分までの実務（換地計画認可関係フロー）、換地処分以降の実務（換地処分から清算終了までのフロー）という 4 段階の流れになる。

（定義）

第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

（技術的援助の請求）

第七十五条 第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村（同条第四項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三条第一項、第二百六条及び第二百七条の二第一項において同じ。）は国土交通大臣及び都道府県知事に対し、都道府県（第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三条第一項、第二百六条及び第二百七条の二第一項において同じ。）は国土交通大臣に対し、機構等（第三条の二又は第三条の三の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百七条の二第一項において同じ。）は国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長に対し、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（抜粋）土地区画整理法第 2 条、第 75 条

各土地区画整理事業の目的と平成 29 年度における進捗は次のとおりである。

ア 楠葉中之芝土地区画整理事業

当該地区は、枚方市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月改定）における北部地域の土地利用の方針の中で、楠葉台場跡の重要文化遺産の保全と土地区画整理事業による市街地の整備を図る区域に位置づけられている。市街化区域への編入を契機に、京阪本線樟葉駅及び橋本駅に近接しているという交通の利便性と緑豊かな生活環境

及び歴史など地域の個性を活かしつつ、良好な住居機能及び購買機能を有したまちなみの形成を図ることを目的としている。

事業計画書は平成 25 年 3 月に認可され、当初計画での事業施行期間は平成 29 年 3 月末であった。直近では平成 28 年 8 月に第 3 回変更事業計画書が認可され、事業施行期間を平成 31 年 3 月末まで延長し、当該土地区画の計測結果を受けて対象土地の地積が変更されている。平成 29 年度の事業の進捗としては、3 事業のうち最も進んでおり、上記実務フローの 3 段階目のほぼ最終となる換地処分通知完了届の提出まで完了しており、平成 31 年 3 月末には全ての実務が完了する予定である。

イ 茄子作南土地区画整理事業

当該地区は、枚方市の南部及び交野市の西部に位置し、おおむね農地として土地利用されている。また、平成 22 年 3 月に開通した第二京阪道路と近接し交通利便性が向上した反面、無秩序な乱開発の可能性が危惧されている。そのため、土地区画整理事業により公共施設を計画的に整備し、広域交通網を利用し流通・事務所・工業施設及び営農等による土地利用を誘導することで地域産業の活性化を図ることを目的としている。

事業計画書は平成 28 年 8 月に認可され、事業施行期間は平成 31 年 3 月末までの予定である。上記実務フローの 3 段階目に入ったところで公共施設工事及び移転補償等の開始に向けて地区内及び地区周辺への事前の十分な説明が行われているところである。

ウ 星田北土地区画整理事業

当該地区は、交野市及び枚方市に跨る地区であり、交野市の都市計画マスタープランでは田園・活力にぎわい創造ゾーンの一部とし、営農環境に配慮した計画的な市街地形成を図る区域として計画されており、枚方市の都市計画マスタープランでは、自然環境・農地ゾーンと沿道産業集積ゾーンの一部とし、都市計画制度等の活用により生駒山系の豊かな緑や都市農地等の周辺環境と調和のとれたまちなみを創出することとされている。当該地区はこれまで一団のまとまりある農地として保全されてきたが、近年、星田駅前整備が検討される中で、今後の営農環境に配慮しつつ、調和のとれた都市的土地利用への展開が望まれ、既存及び計画されている各種道路との連動も考慮し、道路・公園・その他の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進、調整池及び排水施設の整備を行い、安心安全な市街地の計画的な形成を目的としている。

事業計画について、平成 29 年度は作成途中であり、事業施行期間は平成 30 年 7 月末から平成 35 年 3 月末までの予定である。上記実務フローの 1 段階目がほぼ完了し、組合設立に向けて地権者に事業計画書案及び定款案の同意を得ているところである。

③ 支援事業の執行について

当該土地区画整理事業支援事業について、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から、適切な技術的援助が実施されているか、当該支援事業に関わる一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

7. 土木部

(1) 部の役割及び枚方市の政策について

① 土木部の役割について

土木部は、主として道路及び交通、公園及び緑化、里山の保全及び振興、並びに河川に関することを行う部署である。総合戦略の基本目標の1つである「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める」においては、その施策目標である「安全で快適な交通環境が整うまち」を達成するための主要な事業を担う役割を果たしている。

土木部では、平成29年度の運営方針として以下の枠内の取り組みを行っており、具体的には総合交通計画の策定、枚方市駅など市内主要駅周辺の交通環境の改善、通学路の安全対策や自転車通行空間の創出など安全・安心な交通環境の実現に向けた取り組みを進めている。

だれもが安全で安心して暮らすことができるまちをめざし、道路や公園、河川などの都市基盤整備を行うとともに、自転車の安全利用をはじめとする交通安全の啓発や、快適な生活空間を創造するためにみどりの保全や緑化の推進に取り組みます。

(抜粋) 平成29年度「部の運営方針」について

土木部の所管する事務としては、枚方市事務分掌条例第2条において、以下のとおり定められている。

(事務分掌)

第2条 室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。

土木部

- (1) 道路及び交通に関すること。
- (2) 公園及び緑化に関すること。
- (3) 里山の保全及び振興に関すること。
- (4) 河川に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌条例第2条

また、各課の役割については、枚方市事務分掌規則第16条において、以下のとおり定められている。

(土木部の事務)

第17条 土木部の室及び課において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

土木政策課

- (1) 総合交通体系、道路、公園及び河川行政に係る調査研究、企画及び総合調整に関すること。
- (2) 国道及び府道に係る調整に関すること。
- (3) 中部別館に関すること。
- (4) 砂防、急傾斜地、地すべり等に係る調整に関すること。
- (5) 上下水道局上下水道経営部との連絡調整(下水道事業に係るものに限る。)に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (6) 総合交通計画協議会に関すること。

道路河川管理課

- (1) 道路及び河川の境界明示、占用許可及び管理に関すること。
- (2) 法定外公共物の譲受け、境界明示、使用等の許可その他法定外公共物の管理に関すること。
- (3) 開発事業等に伴う道路に係る関係部課との連絡調整に関すること。
- (4) 市道路線の認定、変更及び廃止に関すること。
- (5) 道路の区域決定及び供用開始に関すること。
- (6) 私道の市道化の促進及び寄附収受に関すること。
- (7) 国・大阪府の管理する河川及び水路の境界明示及び占用許可の経由事務に関すること。
- (8) 寝屋川流域における雨水浸透阻害行為に係る指導に関すること。
- (9) 廃自動車認定審査会に関すること。

道路河川整備課

- (1) 道路及び河川の新設及び改良に関すること。
- (2) 駅前広場の整備に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 道路及び河川の災害復旧(補助対象規模以上のものに限る。)に関すること。
- (4) 法定外公共物の新設及び改良に関すること。

みち・みどり室

- (1) 道路及び河川の維持補修及び路面清掃に関すること。
- (2) 私道の舗装に関すること。
- (3) 交通安全施設及び法定外公共物の維持補修に関すること。
- (4) 道路の災害復旧(補助対象規模未満のものに限る。)に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 里山の保全及び振興に関すること。
- (7) 淀川河川公園に関すること。

- (8) 近郊緑地保全区域等に関すること。
- (9) 大阪府自然環境保全条例(昭和48年大阪府条例第2号)に係る自然環境の保全と回復に関する協定及び建築物の敷地等における緑化の推進に関すること。
- (10) 都市公園、小規模公園、自然巡回路、公共広場、ちびっこ広場等に関すること。ただし、ちびっこ広場にあつては、他の課の所管するものを除く。
- (11) 街路樹の維持管理に関すること。
- (12) 環状自然歩道に関すること。
- (13) 市民の森管理事務所に関すること。
- (14) 花と緑のまちづくり事業選定審査会及びみどりのプラットホーム設置・運営事業者選定審査会に関すること。

交通対策課

- (1) 公共交通に係る調整に関すること。
- (2) 交通安全対策事業に関すること。
- (3) 交通安全教育に関すること。
- (4) 交通安全施設の新設及び改良に関すること。
- (5) 自動車及び自転車等の駐車対策に関すること。
- (6) 駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく自動車駐車場の設置等の届出に関すること。
- (7) 市立自転車駐車場及び市立自動車駐車場に関すること。

用地課

- (1) 用地(連続立体交差事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に係るものを除く。次号から第4号までにおいて同じ。)の取得の総括に関すること。
- (2) 用地の取得に伴う契約及び登記に関すること。
- (3) 用地の取得事務に伴う指導、援助及び調整に関すること。
- (4) 用地の取得に伴う国税の譲渡所得の特例に係る事前協議に関すること。
- (5) 土地収用法(昭和26年法律第219号)の施行の調整に関すること。ただし、連続立体交差事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に係るものを除く。
- (6) 大阪府から受託した国道及び府道に係る用地買収等の事務事業の処理に関すること。

(抜粋) 枚方市事務分掌規則第16条

② 枚方市の交通環境の現状について

中核市市長会が公表している都市要覧によると、枚方市の交通環境は、道路の路線数4,086(中核市平均7,884)、道路総延長865km(中核市平均2,430km)となっている。一概には言えない面はあるものの、中核市平均と比較すると、路線数は少なく、道路総延長も短いと言える。また、大阪市交通安全協会が公表する市区町村別交通事故発生状況経年推移によると、枚方市の交通事故は平成21年の2,457件から

年々減少をたどっており、平成29年度においては1,500件となっているが、近隣の寝屋川市（平成29年度 966件）、ほぼ同じ人口規模の豊中市（平成29年度 1,036件）と比較すると多いのが現状である。

また、平成27年度に実施された市民の意識調査によると安全で快適な道路環境が整っていると感じている市民の割合（感じている、やや感じていると回答した市民）は27.6%となっており、どちらともいえないを含めると、おおむね市民の75%程度が安全で快適な道路環境が整っていないと感じている。つまり、市民の意識として、安全で快適な道路環境という点では満足していないという結果となっている。

③ 枚方市の交通環境の課題について

総合戦略の施策目標を達成するためには、枚方市の交通環境の状況や現状の課題をふまえて、事業を適切に推進し、適切な施策の効果測定、市民との協働等の努力が必要である。以下、それぞれの事業について、各論的に見ていく。

（２）道路施設維持管理事業及び主要道路修繕事業

① 事業の概要

事業名	道路施設維持管理事業
担当部・課	土木部 道路河川補修課
事業形式	直営・委託
事業概要	道路利用者の安全で快適な通行を確保するため、道路施設の維持補修を行う。
平成 29 年度の取り組み	パトロール・道路利用者からの補修依頼による補修箇所や自治会等からの要望による補修箇所の把握及び工事（請負工事・小規模工事・単価契約において 92 件、直営作業 3,675 件）。街路樹等の除草清掃委託作業（除草 431 件、路面清掃 66 線、側溝清掃等 19 線）
平成 29 年度事業費	471,172 千円

事業名	主要道路修繕事業
担当部・課	土木部 道路河川補修課
事業形式	直営・委託
事業概要	道路の効率的な維持管理を図るため、市内の幹線道路 12 路線（牧野長尾線等）を選定し、路面損傷等の調査を行ない、補修方法を検討し、計画的にリフレッシュ整備を行う。
平成 29 年度の取り組み	牧野長尾線 L = 230m、楠葉中央線 L = 120m、延長 L = 350mを整備した。
平成 29 年度事業費	42,762 千円

② 道路施設維持管理事業について

道路施設維持管理事業では、枚方市内の道路施設の日常管理や早期発見のための道路パトロールを実施するとともに、市民からの要請に基づいて道路施設の維持補修を行っている。当該補修に関しては、枚方市の職員が現場に赴いて直営で補修作業を実施することもあるが、規模や緊急性を勘案し、市内の業者に対して委託している場合もあり、業者への委託が比較的多い事業である。

当該事業は、パトロール又は市民の補修要請を受けて道路施設補修伝票を作成し、規模や緊急性を勘案した上で、市内の業者に委託し補修を行うという流れで実施される。当該補修の委託先の選定については契約課にて行うが、契約課では工事に関しては契約の金額や緊急性に応じて、以下の区分で業者への発注方法を定めている。

- ア 予定価格が 250 万円以上の工事 制限付き一般競争入札
- イ 予定価格が 250 万円未満 130 万円以上の工事 指名競争入札
- ウ 予定価格が 130 万円未満 随意契約
- エ 予定単価が 30 万円未満の小規模工事 登録業者から契約課が請負者を選定

これらの業者への発注については、主に契約課が発注回数の集計を行い、特定の業者に偏った発注がないかどうかを管理している。

契約の原則は入札であるが、入札によらないウ及びエによる発注の場合においても、発注先に対して公平性・機会の均等が確保される必要がある。したがって、土木部の直接の業務ではないが、契約課における工事契約の管理についての業務も本包括外部監査の対象とした。

このように、以下の道路施設維持管理事業については直営の道路施設の維持管理に係る工事だけでなく、工事の委託に関連する業務についても、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から、一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
多数	多数	558,703 千円

契約方法	平成 29 年度契約額
小規模工事	34,923 千円
随意契約	20,368 千円
指名競争入札	15,552 千円 (契約変更前)

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
職員による大阪府積算基	機械設備の保守点検について設置機器メーカー又は設置する

準等に基づく積算又は随意契約事業者の見積等	<p>駅等の公共施設管理者を選定。</p> <p>駅前広場等の定期清掃については高齢者等の雇用の安定等に関する法律の趣旨にのっとり公益社団法人Rを選定。緊急工事については契約課に業者選定を依頼。</p>
-----------------------	---

【過去5カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成 25 年度	多数	310,628 千円
平成 26 年度	多数	399,576 千円
平成 27 年度	多数	409,292 千円
平成 28 年度	多数	425,856 千円
平成 29 年度	多数	559,096 千円

(問題点等)

(1) 道路補修受付書綴の不備について

土木部みち・みどり室では、一般市民から道路補修の依頼があれば道路施設補修伝票を作成し、受付番号を付すとともに、補修場所や補修内容を記載し、確認欄に次長以下の確認印を押印することとしている。また、補修が終わった場合、同伝票の下部に処理年月日や処理内容を記載するとともに、報告欄に次長以下の報告確認印を押印している。

全ての手続きが終了した道路補修伝票は道路補修受付書綴に綴じて保存するが、一部(No. 277)の道路施設補修伝票が道路補修受付書綴に綴じられていなかった(結果番号 19)。担当者によると、原因は不明とのことだが、システム上は受付番号が登録されており、道路河川整備課に転送した案件であるとのことであった。

至急原因を特定するとともに、当該伝票の所在を確かめ、綴りに適切に綴る必要がある。

(2) 受付日時が古い道路補修の申請について

平成 29 年度の道路施設補修伝票のうち、一部の伝票 (No. 510 (枚方市 東藤田町 1-13 付近)) について、本件補修は、申請者である地域の自治会長が当初、平成 15 年に私道舗装工事の申請をしたが、詳細ないきさつは現在となつては確認できないものの、結果として当時は道路の補修がなされず、平成 29 年度になつてはじめて古い私道舗装工事申請に基づいた舗装工事を行ったものである。

私道について舗装工事を申請する場合、「枚方市私道整備工事実施要綱」に基づいて、私道又は排水施設の権利者及び私道の沿道住民の同意を得て、当該整備工事に関する一切の権限について委任を受けるとともに、それを証する書類等を添えて

市長に申請を行う必要がある。しかし、当該道路施設補修伝票の調査内容欄は「H15年度受付分」とのみ記載がされており、当年度に新たに申請を受け付けることなく舗装補修を行っている。本件のような場合、本来は新たに私道舗装工事申請を受け、当該申請に基づいて処理すべきである（意見番号 51）。

なぜこのような古い私道舗装工事申請に基づいて舗装工事を行う取り扱いとしたのかについて担当課にヒアリングを実施したところ、状況は次のとおりであった。

申請者である自治会長は平成 15 年度に申請を提出済みであると主張しており、申請に係る書類の控を所有していた。一方で、枚方市では書類が保管されていないことから、当時は申請書類を受領していないとの認識であったものの、先方の主張を受け入れるかたちで平成 15 年という古い事業年度における申請書類の控をコピーし、それらに基づいて補修伝票を作成したとのことであった。

(3) 小規模修繕の見積・受注状況について

枚方市では「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の趣旨に則り、30 万円未満の少額かつ内容が軽易な小規模な修繕において、入札参加資格者以外の事業者を対象に登録制度を設け、発注を行っている。

当該制度は、市内の小規模事業者等の受注機会を設け、市内経済の活性化を図るために設けられている。発注先の選定については、発注を行う課において複数の事業者から見積書を徴収し決定するが、公平性を確保し、機会均等を図るために、実施状況については契約課に四半期ごとに報告することを求めている。

また、契約課では小規模修繕業者ごとに見積り実施の状況をエクセルで管理し、発注実績に偏りが無いかどうかを確かめるとともに、偏りがある場合には口頭で注意を促しているとのことであった。

しかしながら、平成 29 年度の小規模修繕の業者別見積・受注状況を確認したところ、例えば大工工事や防水工事等の工事区分別に見積・受注件数が相対的にかなり件数の多い業者もあれば、実績としての件数がゼロの業者もあるなど、相当の偏りが見受けられた。

この見積り実績について、当該エクセルでは見積書の提出のみを集計しており、見積書の提出の依頼を行った先は管理していないということであった。

また、見積や受注の実績の集計過程について、2つの工事区分に登録されている業者についてはいずれか一方の区分に集約して集計されていることが判明し、現状では工事区分ごとの公平性が確保されているとは言い難い状況であった。

業者の得手不得手、地理的な条件及び規模等によって結果的に偏りが生じることは考えられるものの、契約課において、偏りのある課に対し口頭の指摘のみに留めていることは制度の趣旨から十分であるとはいえない。契約課において偏りの有無

を確認しているのであるから、偏りがある課に対しては文書で指摘をするとともに、発注した課に対し文書で回答を求めるべきである（意見番号 52）。

また、契約課は、業者間の公平性の観点、見積・受注の状況を適切に管理する観点から、当該エクセルにおいて見積書の提出の依頼を行った状況も管理できるような様式を改めるべきである（意見番号 53）。

同様に、2つの工事区分に登録されている業者について、それぞれの工事区分別に適切に実績が集計されるようにエクセル等の仕組みを改めるとともに、適切に運用するように偏りのある課に十分に周知する必要がある（意見番号 54）。

③ 主要道路修繕事業について

主要道路修繕事業は道路の効率的な維持管理を図るため、市内の幹線道路 12 路線（牧野長尾線等）を選定し、路線損傷等の調査を行って補修方法を検討し、計画的にリフレッシュ整備を行う事業である。当該事業については、平成 28 年度については、岡東山之上東 1 号線・牧野長尾線・楠葉中央線・中宮津田線について、整備を実施した。

当初、平成 29 年度においては長尾船橋線・牧野長尾線・楠葉中央線の 3 路線を整備することとしていた。しかし、整備には莫大な費用が発生することから、一般財源で実施できる延長距離には限界があり、国費を獲得できなかったことから、平成 29 年度の整備は牧野長尾線と楠葉中央線について、それぞれ 230m、120m の計 350m の整備を行うにとどまっている。

主要道路修繕事業で実施する事業は道路施設のリフレッシュ整備であり、直営で実施することが困難である。したがって、工事は外部の業者に委託しており、制限付き一般競争入札により、業者を選定している。

そこで、以下の主要道路修繕事業においては工事の委託に関連する業務について経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から、一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
平成 29 年度リフレッシュ整備事業		
①牧野長尾線舗装修繕工事	①D 1 株式会社	①26, 232 千円
②楠葉中央線舗装修繕工事	②D 2 株式会社	②16, 532 千円

契約方法	契約額
一般競争入札	42, 587 千円（契約変更前）

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
職員による大阪府積算基準等に基づく積算 又は設計委託	—

【過去5カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成 25 年度	D 3 株式会社 D 4 株式会社 D 5 株式会社 D 6 株式会社 D 7 株式会社 D 8 株式会社	199,049 千円
平成 26 年度	D 9 株式会社 D 1 株式会社 D 8 株式会社 D10 株式会社	134,252 千円
平成 27 年度	D 6 株式会社 D11 株式会社 D12 株式会社 D 2 株式会社 D13 株式会社	131,412 千円
平成 28 年度	D14 株式会社 D15 株式会社 D16 株式会社 D 2 株式会社 D17 株式会社	159,926 千円
平成 29 年度	D 1 株式会社 D 2 株式会社	42,763 千円

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(3) 自転車通行空間・歩行空間整備事業

① 事業の概要

事業名	自転車通行空間・歩行空間整備事業
担当部・課	土木部 道路河川整備課 交通対策課
事業形式	直営・委託
事業概要	<p><自転車通行空間整備></p> <p>安全な自転車通行空間の確保を図るため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(国土交通省・警察庁策定)に基づき、枚方市においては「安全で快適な自転車利用環境創出に向けた基本的な考え方」を取りまとめ、現在、各都市計画道路整備事業にあわせて自転車通行空間の整備に取り組んでいる。</p> <p>また、今後はさらに連続性を持たせたネットワーク化を計るため、市内主要駅(枚方市駅、樟葉駅、長尾駅)において、鉄道駅へのアクセス性を中心に、公共施設等、拠点となる施設を結ぶ自転車通行空間のネットワーク化を測る路線を選定し、整備を行う。</p> <p><歩行空間整備></p> <p>幹線道路整備にあわせて歩行空間の整備を進めるとともに、生活道路において安全な歩行空間の確保を図るため、緊急性・必要性を考慮しながら歩道設置等を行ない、交通安全対策を図る。</p>
平成29年度の取り組み	<自転車通行空間整備>枚方市主要鉄道駅周辺自転車ネットワーク計画を策定した。
平成29年度事業費	4,449千円

② 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの関係について

自転車通行空間整備に関して、健康増進や環境保全への意識の高まり、コンパクトシティに向けた街づくりを支える移動手段として自転車利用のニーズが高まり、自転車が身近で有用な移動手段であると位置づけている。一方で、自転車が安全に通行できる空間は未整備であり、欧米諸国と比較して人口あたりの自転車乗用中の死亡事故の割合が高い状態³⁸にあって、自転車対歩行者の事故数は10年間横ばいとなっている。

このような状況の中、国土交通省道路局と警察庁交通局は平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(以下、この節でガイドラインとする。)を作成し、平成28年7月にこれを改定している。また、大阪府においても自転車について安全で適正な利用を促進するために平成28年4月に「大阪府自転車の安全で

³⁸ 内閣府平成29年版交通安全白書 参考-2 欧米諸国の交通事故発生状況より

適正な利用の促進に関する条例」(以下、この節で大阪府条例とする。)を定めている。

枚方市では政府が公表したガイドラインや大阪府条例等をふまえ、自転車という切り口から、「総合計画」に基づいて、平成 29 年 6 月に「枚方市主要鉄道周辺自転車ネットワーク計画」を作成し、当該計画に基づいて自転車空間の整備を行っている。

③ 自転車通行空間・歩行空間整備について

自転車通行空間については、平成 29 年 6 月に「枚方市主要鉄道駅周辺自転車ネットワーク計画」を策定しており、平成 29 年度は当該計画に基づいて牧野長尾線や長尾杉線の自転車通行空間の詳細設計を行っている。

また、歩行空間は、平成 29 年度には中宮第 2 号線の道路整備工事や交通バリアフリー阪八幡線・道路整備等を実施しているが、一方で、国費(社会資本整備総合交付金)の内示率の低下により、財源確保が年々厳しい状況となっている。

当該事業については、事業の達成状況を測るための関連指標として、①自転車の事故件数②自転車通行空間の整備延長距離③歩道の設置延長距離④交通事故件数を選定しており、平成 31 年度における目標値を定めるとともに、平成 26 年度から平成 31 年度のそれぞれの年度で①から④の指標を測定することとしている。

そこで、自転車通行空間・歩行空間整備事業においては、主として以下の委託及び事業の達成状況を測るための関連指標について、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から妥当性をヒアリング及び資料閲覧により検証した。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
枚方市主要鉄道駅周辺自転車ネットワーク計画	D18 株式会社	3,986 千円

契約方法	契約額
一般競争入札	3,986 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
総合契約検査室より選定された業者より予備見積をとり、設計を行った。なお、仕様書などについても市の提案以外に各業者より提案を受け、調整の上、最終設計に採用している。(見積業者 4 社) ※今回契約した業者は見積業者に入っていない。	—

【過去5カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成25年度	—	—千円
平成26年度	—	—千円
平成27年度	—	—千円
平成28年度	—	—千円
平成29年度	D18株式会社	3,986千円

(問題点等)

(1) 重要業績評価指標の目標値について

自転車通行空間・歩行空間整備事業では、自動車通行空間整備や歩行空間整備を実施している。枚方市では、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づいて「安全で快適な自転車利用環境創出に向けた基本的な考え方」を取りまとめ、整備に向けて取り組んでいる。また、歩行者空間については歩道設置等を実施している。

当該事業のうち、歩行空間整備事業では重要業績評価指標として歩道の設置延長距離が選定されており、目標値が116kmとされている。しかしながら平成28年度の段階で116kmの延長済み（従前から延長工事は実施）であり、平成31年度に達成すべき目標として当該値を掲げ続けるべきではない。そのため、新たな目標値の設定を行うべきである（意見番号55）。

また、歩行者における重要業績評価指標として事故件数（車両）、自転車については自転車の事故件数を関連指標として設定している。しかし、いずれも目標値の設定が行われていない。目標値についてヒアリングを実施した結果、件数については目標値の設定が困難とのことであった。しかし、基準時（計画の策定時）からの減少率等であれば目標値を設定するが可能であることから、適切な目標値を設定すべきである（意見番号56）。

(4) 新名神高速道路等整備事業

① 事業の概要

事業名	新名神高速道路等整備事業
担当部・課	土木部 土木政策課
事業形式	直営
事業概要	交通渋滞の緩和や都市間交流の活性化等につなげるため、新名神高速道路及びそのアクセス道路となる内里高野道線などの整備に向けて、事業者であるNEXCO西日本や国、大阪府に対し働きかけを行う。

平成 29 年度の取り組み	新名神高速道路及びアクセス道路となる内里高野道線の早期完成に向けてNEXCOW西日本や大阪府と協議を行っている。
平成 29 年度事業費	一千円

② 事業の内容について

新名神高速道路等整備事業は、国道 1 号線の交通渋滞の緩和や都市間交流の活性化等につなげるため、新名神高速道路及びそのアクセス道路となる内里高野道線等の整備に向けて、事業者であるNEXCOW西日本や国、大阪府に対し働きかけを行う事業であり、枚方市が直接工事を行うものではないため、特に事業費等の支出はない。

なお、新名神高速道路のうち、枚方市の交通渋滞の緩和等に密接に関連する部分は、大阪東エリア（八幡京田辺 JCT・IC～高槻 JCT・IC の 10.7km）であり、現状の開通予定は平成 35 年度末とされている。平成 30 年 10 月末現在の事業進捗率は次のとおりである。

用地幅杭設置率	用地取得率	工事着手率
90%	70%	34%

（出典）西日本高速道路株式会社HP 工事進捗状況に基づき作成

（5）牧野高槻線等整備事業

① 事業の概要

事業名	牧野高槻線等整備事業
担当部・課	土木部 土木政策課
事業形式	直営
事業概要	枚方市と北摂地域との道路交通ネットワークの向上をめざし、淀川渡河橋の整備に向けて、高槻市等との協議を行うとともに、関係機関への要望等を行うもの。
平成 29 年度の取り組み	大阪府において、牧野高槻線及び関連道路の平成 30 年度末の都市計画変更に向けた検討及び関係機関との協議が進められた。
平成 29 年度事業費	一千円

② 事業の内容について

牧野高槻線等整備事業は、枚方市と北摂地域との道路交通ネットワークの向上を目指し、淀川渡河橋の整備に向けて、高槻市等との協議を行うとともに、関係機関への要望等を行う事業であり、枚方市が直接工事を行うものではないため、特に事業費等の支出はない。

(6) 交通安全啓発事業

① 事業の概要

事業名	交通安全啓発事業
担当部・課	土木部 交通政策課
事業形式	直営・委託
事業概要	交通安全のための各種交通安全啓発活動を行うことで市民に交通安全思想の普及、浸透を図り、交通事故を減少させ、安全な交通社会を実現する。 子どもの交通安全教室を民間へ委託し、全 45 小学校において自転車・歩行の安全教室を実施する。また、スケアードストレート ³⁹ 交通安全教室の事業化等の整備検討を行う。
平成 29 年度の取り組み	①自転車教室・歩行教室について民間業務委託を市立小学校全 45 校で実施した。 ②スケアードストレート交通安全教室を中学校 3 校で試行開催し、効果検証を行った結果、平成 30 年度より本格実施とした。 (3ヶ年で全市立中学校)
平成 29 年度事業費	78,765 千円

② 事業の内容について

交通安全啓発事業は、交通安全のための各種交通安全啓発活動を行うことで市民に交通安全思想の普及、浸透を図り、交通事故を減少させ、安全な交通社会を実現するための事業であり、子どもの交通安全教室（自転車教室及び歩行教室）を市内の各小学校に訪問し、それぞれ 1 日で実施している。なお、具体的な業務は民間へ委託しており、委託業者の選定は、指名競争入札によっている。

また、枚方市の交通事故件数（歩行者・自転車）の推移は次のとおりである。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
597 件	548 件	517 件	489 件

(資料) 大阪府警察HP 交通事故発生状況一覧に基づき作成

³⁹ 恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法で、事故現場を再現してみせるなどの活動をいう。

(参考) 枚方市の小学校一覧 (全 45 校)

枚方小学校	氷室小学校	川越小学校
枚方第二小学校	高陵小学校	蹉跎東小学校
蹉跎小学校	山之上小学校	桜丘北小学校
香里小学校	牧野小学校	津田南小学校
開成小学校	交北小学校	樟葉北小学校
五常小学校	香陽小学校	船橋小学校
春日小学校	招提小学校	菅原東小学校
桜丘小学校	中宮小学校	中宮北小学校
山田小学校	小倉小学校	山田東小学校
明倫小学校	樟葉南小学校	藤阪小学校
殿山第一小学校	磯島小学校	平野小学校
殿山第二小学校	蹉跎西小学校	長尾小学校
樟葉小学校	樟葉西小学校	東香里小学校
津田小学校	田口山小学校	伊加賀小学校
菅原小学校	西牧野小学校	西長尾小学校

(出典) 枚方市HP

そこで、交通安全啓発事業について、主として以下の委託及び事業の達成状況を測るための関連指標について、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から妥当性をヒアリング及び資料閲覧により検証した。

ア 交通安全教室実施委託契約 (自転車)

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
交通安全教室実施委託契約 (自転車)	D19 株式会社	3,218 千円

契約方法	契約額
指名競争入札	3,218 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
労務単価×作業時間	—

【過去5カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成25年度	—	—千円
平成26年度	—	—千円
平成27年度	—	—千円
平成28年度	D19株式会社	2,916千円
平成29年度	D19株式会社	3,218千円

イ 交通安全教室実施委託契約（歩行）

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成29年度支出額
交通安全教室実施委託契約（歩行）	一般社団法人Q	2,392千円

契約方法	契約額
指名競争入札	2,392千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
労務単価×作業時間	—

【過去5カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成25年度	—	—千円
平成26年度	—	—千円
平成27年度	—	—千円
平成28年度	—	—千円
平成29年度	一般社団法人Q	2,392千円

（問題点等）

（1）事業の定量的な目標値について

基本目標の一つである「安全で、利便性の高いまち」に関する交通安全啓発事業において、実行計画管理シートにおける重要業績評価指標として、交通事故件数（歩行者・自転車）が挙げられているが、目標値は定められていない。

本事業は枚方市の単独事業ではなく、警察等との連携により行う事業であることから市独自で定量的な目標数値を定めることが難しいことも想定され、また、交通事故という事象の性質上、何件以下であれば良いという定め方もそぐわないと考えられるが、仮に前年度よりも事故発生件数が増加していれば、より一層の啓発活動

を行うなどの対応が市にも求められることとなる。

行政目標は、いわゆるP D C Aサイクルにおいて、達成できない場合（又は達成の見込みが低いと想定される場合）に事業内容を見直す必要性の有無を判断する基準ともなることから、目標が設定されていないと、市として事業内容を見直しが必要かどうかの判断基準も存在しない政策となってしまう。

このことから定量的な設定が難しい場合であっても、望ましい方向性（例えば事故の場合は少ないほど良い）は存在することから、例えば「前年比で減少」等とするなど達成の可否を判断できるかたちにすべきである（意見番号57）。

（7）公共交通環境整備事業

① 事業の概要

事業名	公共交通環境整備事業
担当部・課	土木部 交通政策課
事業形式	直営・委託
事業概要	交通事業者とまちづくりが連携した総合的かつ計画的な交通施策の推進に向け総合交通計画の策定を進める。また、国が提唱する公共交通機関相互の乗換円滑化及び公共交通の利用を一層促進するための取り組みを行う。 京阪バス株式会社に対し、I Cポイントサービス導入費用を支援し、公共交通の利用促進を図る。
平成 29 年度の取り組み	①総合交通計画協議会を2回開催し平成30年度計画策定とした。 ②枚方市バリアフリー基本構想等に基づき、樟葉駅及び周辺道路の現地調査を行った。また、牧野駅・御殿山駅・津田駅・宮之阪駅・星ヶ丘駅・村野駅周辺地区の道路特定事業計画を策定した。 ③I Cポイントサービス導入に伴い、公共交通利用促進のイベントや出前講座などで、I Cカード利用についてPRを行った。
平成 29 年度事業費	9,837 千円

② 事業の内容について

公共交通環境整備事業は、主として「枚方市総合交通計画」の策定及び枚方市バリアフリー基本構想の見直しを行う事業である。

「枚方市総合交通計画」は、持続可能な交通社会と望ましい都市像の実現を図る観点から関係機関団体が相互に協力し、枚方市の抱える多様な課題に対応するよう、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図ることを目的として策定されるものである。

平成 29 年度中の策定に向けて、交通に関わる多様な主体が一丸となって取り組むよう、交通事業者をはじめ各関係機関や市民団体等で構成する「枚方市総合交通計画協議会」が平成 27 年度に設置され、これまで 5 回（平成 30 年度開催を含めると 6 回）の枚方市総合交通計画協議会が開催されている。なお、平成 29 年度末時点において「枚方市総合交通計画」は策定されておらず、平成 30 年度中の策定に向け作業が進められている。

（参考）枚方市総合交通計画協議会開催実績

- 第 1 回 2016 年 10 月 17 日
- 第 2 回 2017 年 3 月 16 日
- 第 3 回 2017 年 5 月 12 日
- 第 4 回 2017 年 10 月 5 日
- 第 5 回 2018 年 2 月 21 日
- 第 6 回 2018 年 10 月 17 日

枚方市バリアフリー基本構想は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）及び国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、「牧野駅及び周辺地区」、「御殿山駅及び周辺地区」、「宮之阪駅及び周辺地区」、「津田駅及び周辺地区」の 4 駅 4 地区を「重点整備地区」として選定し、バリアフリー化を重点的・一体的に進めるため策定するものであり、平成 29 年度は、牧野駅・御殿山駅・津田駅・宮之阪駅・星ヶ丘駅・村野駅周辺地区の道路特定事業計画を策定した。

そこで、公共交通環境整備事業について、主として以下の委託及び事業の達成状況を測るための関連指標について、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から妥当性をヒアリング及び資料閲覧により検証した。

【委託契約の概要】

契約名	契約先	平成 29 年度支出額
枚方市総合交通計画策定調査業務委託	D20 株式会社	5,100 千円

契約方法	契約額
一般競争入札	19,605 千円

予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由
大阪府積算基準	—

注) 大阪府積算基準にないものは、見積りによる。

【過去5カ年度における委託先事業者及び委託料の推移】

年度	委託先事業者	委託料
平成25年度	—	—千円
平成26年度	—	—千円
平成27年度	—	—千円
平成28年度	D20株式会社	11,327千円
平成29年度	D20株式会社	5,100千円

注) 平成29年度は平成30年度へ一部繰り越し。

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

(8) 公共交通利用促進啓発事業

① 事業の概要

事業名	公共交通利用促進啓発事業
担当部・課	土木部 交通政策課
事業形式	直営
事業概要	市内の交通渋滞解消を図るため、市民や事業者等とともに公共交通の利用促進に向けた啓発を行うもの。
平成29年度の取り組み	転入者に対し「ひらかた交通タウンマップ」の配布を行った。 市制施行70周年記念事業として、公共交通利用促進イベント「バス!のってスタンプラリー」を春・夏・秋の計3回開催した。また、秋のスタンプラリー開催時には、ギャラリーバスの運行等、公共交通に親しむためのイベントを実施した。 モビリティ・マネジメントを学習するための「ひらかた交通すごろく」や出前講座を実施した。
平成29年度事業費	1,947千円

② 事業の内容について

公共交通利用促進啓発事業は、市内の交通渋滞解消を図るため、市民や事業者等と共に公共交通の利用促進に向けた啓発を行うための事業であり、「NPO法人枚方環境ネットワーク会議」と連携し、次のような事業を行っている。

ア ひらかた交通タウンマップ

市内の公共交通機関を知ってもらうための市内のバス路線を中心に掲載したマップ(地図)であり、枚方市に転居してきた住民向けに市民室窓口で配布している。また、市役所本館・別館や市役所第2分館にも備え置いている



イ バス!のってスタンプラリー

毎年、春と秋の2回開催しており、平成29年度で25回目を数えている。このスタンプラリーは、市役所前の岡東中央公園に集合し、枚方市駅前から各自で路線バス(京阪バス)に乗り市内の桜等の名所を巡るコースとなっている。



開催日時や内容等については、広報ひらかたや市ホームページで案内がなされている。

ウ ひらかた交通すごろく

公共交通利用促進につながる新たな取り組みとして、大阪府の支援事業を活用し、NPOや交通事業者、商工会議所等で構成するプラットフォームを形成し、モビリティ・マネジメントについて楽しく学習するための「ひらかた交通すごろく」を作成している。市役所本館・別館や市役所第2分館に備え置かれている。



そこで、公共交通利用促進啓発事業について、経済性・効率性・有効性・公益性・準拠性・透明性の観点から、一連の流れをヒアリング及び資料閲覧により検証した。

(問題点等)

特段指摘すべき事項は認められなかった。

最後に

枚方市は、「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、魅力的なまちづくりのためのさまざまな施策を講じて事業を実施している。

本年度の包括外部監査は、この魅力的なまちづくりにおいて、「産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める」ための事業に焦点を当てて、監査を行った。

監査を通じてわかったことは、どの部署も、限られた予算の中で、いろいろとアイデアを出し合い一生懸命がんばっておられるということであった。日本の少子高齢化の流れは止めることは難しいが、どの市町村も永続的な存続を目指して、社会的な人口減少に少しでも歯止めをかけようと必死に取り組んでいるところであるが、枚方市においても同様の問題意識からなんとか枚方市の魅力を創造し発信していく姿勢が見て取れた。最近では、知名度の低さがある意味逆手にとった「マイカタちゃいます。ひらかたです。」というキャッチフレーズを打ち出して広報にも積極的に取り組んでおり、これまでにない斬新で、前例非踏襲の政策の実現が期待される場所である。ただし、監査の過程では、残念ながら「これといった、名産・特産品がない。」などの声も聞かれた。魅力的な街づくりは一朝一夕には叶わないが、枚方市の職員が地元枚方市を愛し、市民とパートナー関係を構築し、相互にアイデアを出し合って取り組んでいくしかないと思われる。

本年度の包括外部監査においては、これまで述べてきたとおり、産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する事務において、決して少なくない問題や課題が認められた。

事業を進めるに当たっては事業目的を明確に設定し、事後には事業の振り返りを適切に行う必要がある。予算は限られているのであるから、不要な事業の廃止を英断し、新たな魅力創造のための事業に投資する勇気も必要である。その過程では、枚方市と協働の関係にある現在の市民や、将来市民となっただけ市外の住民の意見や声をより一層積極的に聞いて取り込んでいかなければならない。

今後、魅力のない都市は衰退していくほかない。枚方市には、前例主義、縦割りの組織構造、縦割り組織で事業を遂行していくというやり方を捨て、全庁的に枚方市のまちとしての魅力を創造し、積極的に発信していくように努めていただきたい。監査人は、枚方市に、まちの魅力がないとは決して思わない。ただし、改善の余地は多分にあると感じている。

枚方市のトップマネジメントには、これらの旗振りと、熱い思いに裏づけされた強いリーダーシップを期待している。

以上